

岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録 (7)

美濃国池田郡八幡村 竹中家文書目録 (その1)

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター

岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録 (7)

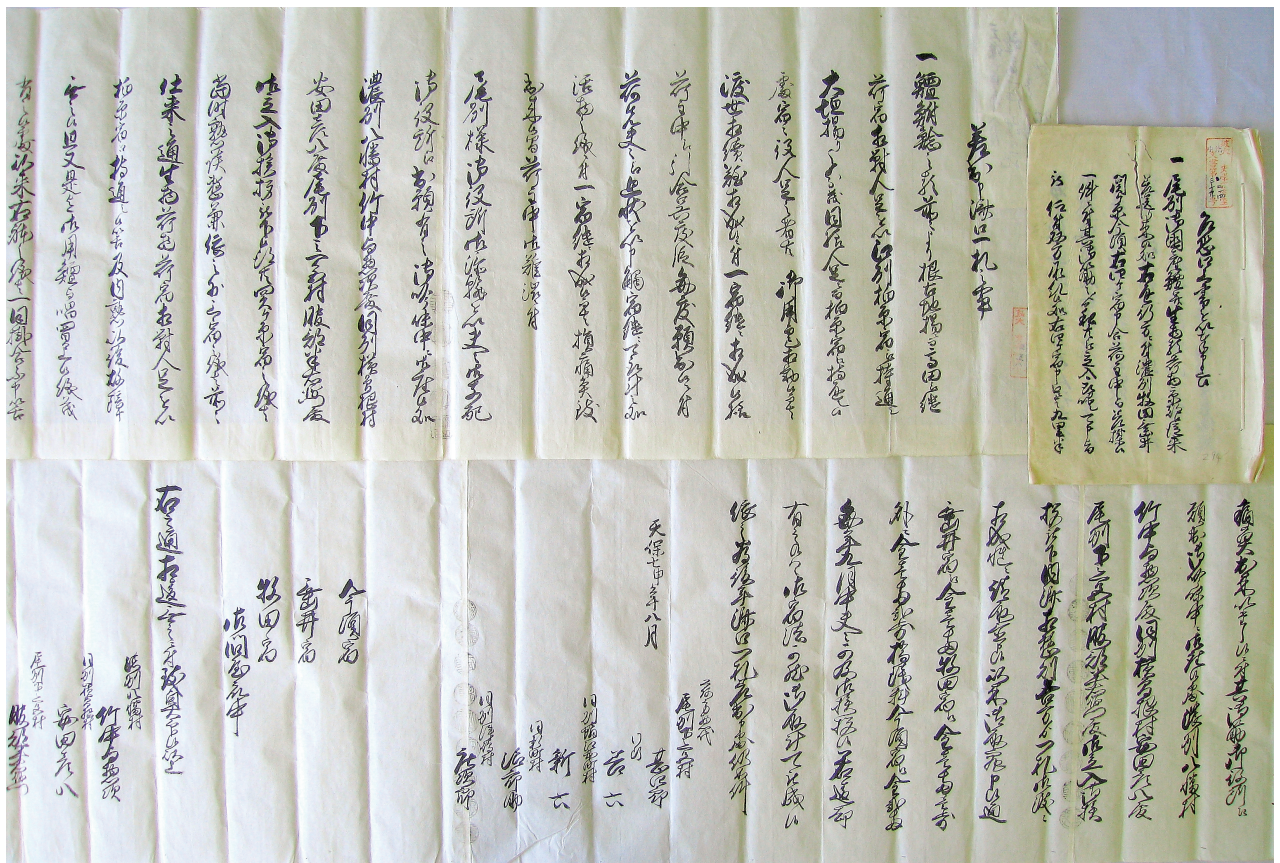
美濃国池田郡八幡村 竹中家文書目録 (その1)

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター



天保14年 (1843) 8月 美濃国池田郡八幡村絵図 (部分、は397)

八幡村は、幕府領 (大垣藩預所) と大垣藩領との相給村である。大垣藩領 (「大垣御料分」) は絵図上、桃色で表現されており、村内の各所に散在していることが分かる。



天保7年（1836）尾州国産鱸・生物類荷物、京都への差し送り方法につき、濃州牧田・垂井・関ヶ原・今須の4か宿が申し合せ、荷方惣代尾州領産物問屋と差揉め一件、濟口一札など関係史料3通（部分）
（は158・は159・ち214）

竹中家9代目当主の与惣治は、村落内、村同士の紛争の調停役を数多く勤めていた。尾張国産の鱸（うなぎ）荷を含めた魚鳥貝など生物荷物の京都への輸送方法をめぐり、天保5年（1834）前後、尾張藩産物問屋から大垣藩預所に対して訴訟が起こされ、仲裁に与惣治が関わった。本史料は、従来未詳とされていた部分の展開を示すもので、注目される（解題 pp. 9～12参照）。

目録の刊行にあたって

岐阜大学地域科学部 地域資料・情報センター
運営委員（地域科学部助教） 人見佐知子

岐阜大学地域科学部地域資料・情報センターでは、地域に関する資料・情報を収集するとともに、そのデータを広く発信して、学内外の利用に供すべく、鋭意事業を進めている。

その一環として、学内に所在する貴重な地域資料の情報整理・発信を行っている。岐阜大学教育学部郷土博物館には、1万6千点程度の規模に及ぶ美濃国大野郡高屋村（現本巣市）の古田家文書を筆頭に、おおよそ4万5千点に及ぶ近世・近代文書がある。これらの多くは長良川水系流域を中心とした地域の村々の庄屋家の文書であり、当該地域の近世・近代を知る上でたいへん貴重かつ内容豊富な史料である。

これらの史料の大部分については粗々の整理がなされ、岐阜大学教養部教授であった日置弥三郎氏の監修のもと、『岐阜大学教育学部庶民史料目録』（1）～（3）（1967年～1968年）として目録が刊行されている。しかしながら、人員・経費の不足のもとで行われた事情もあり、それらの目録は現在からみると不備が多い。また、史料自体の保存状況も良好ではなく、早急の手当が必要である。よって、これらの貴重な史料をより広汎な利用に供し、かつ喫緊の課題である劣化防止の措置を講ずべく、2005年度より、再整理と新規の目録作成とを行ってきた。

これまで、『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録』（1）～（6）、および同別冊（1）『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵村絵図』を刊行した。本年度も、幸いにして平成26（2014）年度岐阜大学活性化経費（地域連携：一般）として、「岐阜大学所蔵地域史料の再整理と情報発信」が採択された。本目録の刊行は、同事業の一環として行われるものである。同事業は、地域科学部と教育学部との共同事業（申請者：人見佐知子、共同事業者：早川万年〈教育学部教授〉、中尾喜代美〈地域資料・情報センター教務補佐員〉）であり、遂行にあたっては教育学部より多大なご協力を賜った。本目録の作成実務は、既刊の目録・図録等に引き続き中尾喜代美が担当した。

本目録では八幡村竹中家文書を取り上げる。現揖斐郡池田町の南東部に位置する美濃国池田郡八幡村は、江戸時代初頭は旗本大島氏と幕府領の相給地で、のち幕府領（大垣藩預所も含む）と大垣藩の相給地となった。竹中家の当主は、寛保年間に庄屋となってから以後これを世襲し、村政を担った。とりわけ、9代当主の竹中与惣治の活躍は、紛争の調停から困窮人の救済、風水害時の支援など多岐にわたり、18世紀後半から19世紀の当該地域社会の実像をうかがい知るに格好の素材である。本目録の刊行を期に、広く活用されることを期待したい。

今回、竹中家文書の点数が非常に多いことから2005年度より目録を刊行し始めて以来、初の分冊となった。本事業の遂行は、単年度の助成金頼みですすめられてきたため、この序を執筆している2月末現在、本目録の後半部分の刊行はまったくの未定である。今後の安定的な事業の継続のため、関係諸方面のかたがたにいつそのご協力・ご支援を切にお願いする次第である。

末筆ながら、本目録の刊行にあたって学内外からのお力添えに感謝申し上げます。

目 次

口 絵

目録の刊行にあたって

目 次

凡 例

解 題 1

八幡村竹中家文書について

現状記録

八幡村について

竹中家について

目録について

八幡村関連史料

参考文献・参考資料

目 録

い 「土 地」 14

ろ 「貢 租」 18

は 「村 役」 70

凡 例

- 1 本目録は、岐阜大学教育学部郷土博物館が収蔵する美濃国池田郡八幡村竹中家文書の目録（その1）である。
- 2 現状において八幡村竹中家文書は、1968（昭和43）年発行『岐阜大学教育学部庶民史料目録』（3）の通りに配架されており、本目録の配列もそれに従った。1968年発行の目録の凡例は解題に引用している。史料の一部で、先の目録と異同がある場合、それを備考に記すなどして適宜対応した。
- 3 目録は、「番号」、「表題」、「年代」、「西暦」、「形態」、「数」、「作成」、「受取」、「備考」の順に記載した。「番号」の頭には、文書の単位記号（「い」「ろ」「は」）を加えている。「枝番」の中の丸番号は綴であることを示す。
- 4 史料中の旧字体や異体字は常用漢字などに改めた。合字の「ㇿ」は「より」と表記した。破損などで判読不明の部分は□（字数が推定できるもの）や〔 〕（字数が推定できないもの）で表現した。判読などに疑問のある文字については（…カ）と記した。
- 5 表題は史料に記載されたものを採用し、補足が必要なものは（ ）を付け、その内容を示した。表題がない史料は、〔 〕を付け、仮表題を作成した。内容が不明な場合は、史料の最初の文言の一部を、また袋や封筒の場合、その書付を抜き出して「 」内に記した。所在不明の史料については、《 》で示した。
- 6 年代は史料に記載されたものを取り、推定・参考年代は（ ）、（ カ）で記した。
- 7 形態は冊子物では縦・横長・横半・綴などとし、一紙物では一紙・切紙・折紙した。村絵図や図面などは絵図とした。寸法などは、適宜備考に記載した。
- 8 作成・受取は史料に記載された地名・肩書き・人名などを記載したが、多人数の場合、役職・人数などを記し、適宜省略を加えた。
- 9 備考には史料の状態（破損など）や、端裏や裏書の記載など必要と思われる情報を記している。
- 10 史料の保存状態については現状記録を参照されたい。
- 11 史料の閲覧の際の連絡先は下記の通りである。

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1 岐阜大学教育学部 庶務係

TEL 058-230-1111（代）

* 史料などの閲覧は、事前予約で対応。詳細は、上記係まで。

解 題

八幡村竹中家文書について

岐阜大学教育学部郷土博物館（以下、郷土博物館と表記）収蔵の美濃国池田郡八幡村竹中家文書とは、18世中頃から19世紀末にかけての史料を中心とした、池田郡八幡村（現、揖斐郡池田町）の庄屋を勤めた家の史料である。ただし、竹中家文書以外の博物館収蔵史料群の一部も混在している。これらすべてを合わせた史料の総点数は、5,400点を超える。今回の竹中家文書目録（その1）には、〔い〕土地・〔ろ〕貢租の全部と、〔は〕村政の一部分、計848点（欠番や所在不明史料は除外）の史料を収録した。

この文書は、『岐阜大学教育学部 庶民史料目録（3）』（1968年）として目録が刊行されている。その時の整理の概要は、以下の通りである。

『岐阜大学教育学部 庶民史料目録（3）』 凡 例

1. 本目録には、岐阜大学教育学部郷土博物館にある、次の7種の文書が収録されている。（地名は現在）
竹 中 家 揖斐郡池田町八幡 購入（中略）
2. 各文書の整理には、江戸と明治の2時代に大別し、江戸時代はその文書の内容によつていくつかの項目を立て、同一項目内はほぼ年代順に配列し、関係文書は一括することにつとめた。その分類項目は各文書ごとに改めて凡例を記して示してある。
3. 明治のものは一括して大体年代順に配列し、文書には「明治」の印を押して江戸のものとは区別してある。（中略）
4. 書状など未整理分が、各文書とも相当数残されており、特に明治のものにはその家の私事にわたるものが多いので、それらはすべて整理されていない。

以上文書整理には、さきには史学研究室の岩田喜代子事務官の、のちには田中淳子事務員の協力をえたが、余暇をみてのこととて、本目録も十分な体裁をととのえていない。（日置弥三郎）

「池田郡八幡村 竹中家文書」 凡 例

1. 本文書は旧池田郡八幡村（幕府領で大垣藩領、ほかに若干の大垣藩領）の庄屋竹中家伝来のもので、戦後購入した。これを次の13項目を立てて整理した

〔い〕土 地	〔ろ〕貢 租	〔は〕村 政	〔に〕村 経 済
〔ほ〕戸 口	〔へ〕治水土木	〔と〕災害・救恤	〔ち〕交 通
〔り〕社寺・習俗	〔ぬ〕個人雑事	〔る〕金 融	〔お〕雑
〔明治〕明治時代文書			

2. 書状など未整理分が多数残されているが、一応整理したものは約5,400点である。

この時点の整理により、史料は段ボール製の文書箱に収納され、後に一部はブリキ製の文書箱に入れ替えられた。今回の整理前の状態として、目録掲載分の史料は、段ボール製文書箱11箱・ブリキ製文書箱6箱に、未整理分に関しては、段ボール製文書箱3箱に収納されていた。1964年に、岐阜大学長良キャンパス内に郷土博物館が建設・開館したため、竹中家文書は博物館に収蔵され、その後の大学移転に伴い、現在は柳戸キャ

ンパス教育学部本館5階の郷土博物館収蔵室に保管されている。

郷土博物館保管の八幡村竹中家文書の一部は、『池田町史 史料編』（1974年）や、『岐阜県史 史料編近世八』（1972年）などに収載されている。ただし、史料の中には、所在不明のものもある。

すでに目録は刊行されているが、さらに広範な利用に寄与するため、目録整備と史料保存を目的として、2013年から再整理を開始した。史料の埃を1点ずつ落とし、中性紙仕様の文書封筒・文書箱への入れ替え作業を行っている途中である。今回の整理に当たり、史料番号は1968年刊行の目録の通りとしている。

現状記録

中性紙仕様の文書箱に入れ替える前は、ブリキ製文書箱6箱（蓋55.6×45.0×10.7cm、身：54.2×44.2×12.0cm）、段ボール製文書箱14箱（蓋55.6×45.0×10.7cm、身：54.2×44.2×12.0cm）に入れられていた。今回の目録に収録した、〔い〕土地・〔ろ〕貢租の全てと〔は〕村政の一部分の計848点の詳細は、以下の表の通りである。

箱（箱書・収納史料）	一括状態	
箱1（ブリキ製） 箱書「八幡村 竹中文書（一） 〔い〕土地 〔ろ〕貢租1～」 い1～43・ろ1～57・59～150	い1～43は袋一括	い21～22は袋一括
	ろ1～30は封筒・ビニール紐一括	ろ19～27こより紐一括
	ろ31～42・44～57・59～60は封筒・ビニール紐一括	
	ろ61～90は封筒・ビニール紐一括	
	ろ91～118は封筒・ビニール紐一括 ろ119・121～150は封筒・ビニール紐一括	ろ147・148はこより紐一括 ろ149・150はこより紐一括 ろ171～173はこより紐一括
箱2（ブリキ製） 箱書「八幡村 竹中文書（二） 〔ろ〕貢租151～458」 ろ151～233・235～243・245～280・301～447・449～458	ろ151～177は封筒・ビニール紐一括	
	ろ177～195はビニール紐一括	
	ろ196～208は封筒一括	ろ201・202は紐一括
	ろ209～233・235～238はビニール紐一括	
	ろ239～243・245～260は封筒一括	ろ239・240はこより紐一括 ろ241～243はビニール紐一括 ろ246-1～250はビニール紐一括
	ろ261～280は封筒・ビニール紐一括	
	ろ301～400はビニール紐一括	
	ろ401～410は封筒・ビニール紐一括	
	ろ411～418・420～425・427～438は封筒一括	ろ429～432は袋・こより紐一括
	ろ439～447・449～458はビニール紐一括	ろ453～458はこより紐一括
箱3（ブリキ製） 箱書「八幡村 竹中文書（三） 貢租〔ろ〕460～544 戸口〔ほ〕1～284 災害〔と〕1～95」 ろ459～544、ほ1・3～39・41～53・55～121・123～230・232～235・237～251・254～256・258～276・278～281・283・284、と1～14・16～94	ろ459～479は封筒一括	ろ459～464はこより紐一括 ろ465～468はこより紐一括 ろ480～485はこより紐一括 ろ513～533はビニール紐一括 ろ534～540はビニール紐一括
	ろ480～544は封筒一括	
	ほ1・3～30は封筒一括	
	ほ31～39・41～53・55～100は封筒一括	ほ32～34はこより紐一括 ほ35～39・41～53・55～64はこより紐一括 ほ65～75はこより紐一括 ほ76～100はこより紐一括
	ほ101～121・123～200は封筒一括	ほ102～117はこより紐一括 ほ118～121はこより紐一括 ほ123～132はこより紐一括 ほ133～137はこより紐一括 ほ135～136はこより紐一括 ほ138～140はこより紐一括 ほ141～149はこより紐一括 ほ141～142はこより紐一括 ほ150～154はこより紐一括 ほ155～167はこより紐一括 ほ168～171はこより紐一括 ほ172～178はこより紐一括 ほ179～183はこより紐一括 ほ185～191はこより紐一括 ほ193～195はこより紐一括 ほ196～199はこより紐一括
	ほ201～230・232～235・237～251・254～256・258～276・278～281・283～284は封筒一括	ほ201～211はこより紐一括 ほ212・213はこより紐一括 ほ214～216はこより紐一括 ほ217～220はこより紐一括 ほ266～276・278～281・283・284はビニール紐一括

		ほ234・235はこより紐一括
		ほ237～241はこより紐一括
		ほ242～244はこより紐一括
		ほ247・248はこより紐一括
		ほ262～265はこより紐一括
		ほ266～276・278～281・283・284はビニール紐一括
	と1～14・16～94はビニール紐一括	と61～77は紐一括
		と83～94はこより紐一括
箱4 (ブリキ製)	は1～12・14～20は封筒一括。	は9～11はこより紐一括
箱書「八幡村 竹中文書(四) 村政(は)1～124」	は21・23～30は封筒一括	は29-1・29-2はこより紐一括
	は31～47は紐一括	
	は48～60は封筒一括	
は1～12・14～21・23～61・ 63・65～67・69・70・72～80・ 83～87・90～92・94～101・ 103・104・106～122	は61・63・65～67・69・70・72～80・83～87・90は封筒・ビニール紐一括	は69～70はビニール紐一括
	は91・92・94～99は封筒一括	は95～99はビニール紐一括
		は95～99は袋一括
	は100・101・103・104・106～122は封筒・ビニール紐一括	
箱5 (ダンボール製)	は123～137・139はビニール紐一括	は123～129は袋一括
箱書「八幡村 竹中文書(五) 村政(は)125～290」	は138・140～143・145～162・164～171・203はビニール紐一括	は158・159はビニール紐一括
は123～143・145～162・164～ 216・218～222・224～229・231 ～244・246～278・280～290	は172～176・178～199・201はビニール紐一括	は174-1～-15は袋・こより紐一括
		は174-1～-12は包紙一括
		は174-13～-15はこより紐一括
	は202・204・206～209・211～216・219は紐一括	
	は218・220～222・224～229・231・232・237～242・ 246・247はビニール紐一括	は241・242はこより紐一括
	は250～268・275～278・280～290はビニール紐一括	は228-2～-8は袋(は228-1)一括
	は269～274は袋一括	は283-1～-8はビニール紐一括

本目録発行段階において所在不明の史料は、ろ58・ろ234・ろ281・ろ448・は13・は22・は62・は64・は68・は71・は81・は82・は88・は89・は93・は102・は105・は144・は163・は200・は217・は223・は230である。また、欠番は、ろ244・ろ282～ろ300である。

八幡村について

現在は、岐阜県揖斐郡池田町南東部、揖斐川右岸に位置する。杭瀬川と合流する東川・中川が南流し、中山道赤坂宿から分岐した谷汲巡礼街道が南北を通る。村名は、天正17年(1589)11月21日付豊臣秀吉の美濃国御蔵入目録にみえる。天保9年(1838)3月の村差出明細書上帳(は325)には、以下のような内容が記されている(抄出、数値などは、算用数字で表記した)。

延宝五丁巳年 石原清左衛門様・杉田九郎兵衛様御検地

- 一 高1232石6斗3升8合、高3斗4升：前々郷蔵敷永引、残高1232石2斗9升8合

此反別100町4反27歩

田反別79町2反2畝21歩(高1015石6斗5升7合) 畑反別16町6反4畝16歩(高162石2斗1合)

屋敷反別4町5反3畝20歩(高54石4斗4升)

外高226石9斗3合 戸田采女正様御領分入会

- 一 御廻米・御膳粉・御廻粉・太餅米 相納来申候

外 御膳粉2石5斗 是ハ前々より御料所にて永続仕候ニ付、為御冥加、天保2卯年より年々別上納仕候

- 一 当村田反別之内 56町8反7畝21歩程 用水場
- 13町歩程 天水場 是ハ照続候得者早損仕候
- 9町3反5畝歩程 水吹所 是ハ植付相成不申候分

- 一 竹木運上永47文4分宛上納仕候

- 一 農業間稼 男ハ作専一二仕、作間ニハ葎織申候 女ハ布木綿漸着用程仕候

- 一 家数160軒 4軒：寺、126軒：高持百姓、30軒：水呑百姓

- 一 人数645人 男327人(内僧8人)、女318人

- 一 寺4ヶ寺 禅宗 京都妙心寺末寺 瑞泉寺 境内1反5畝21歩御除地
同宗 京都妙心寺末寺 栄松寺 境内3畝23歩御除地
西本願寺宗 美濃国安八郡末守村性顕寺末寺 正円寺 境内1反4畝16歩御除地
東本願寺宗 京都東本願寺末寺寺 徳通寺 境内5畝1歩半御除地
- 一 講堂5ヶ所 弥陀堂 6尺5寸四方 是ハ本村八幡宮境内ニ御座候
薬師堂 長2間・横9尺 是ハ枝郷下村八幡宮境内ニ御座候
地藏堂 6尺四方 是ハ巡礼街海道筋ニ御座候
地藏堂 長6尺・巾3尺 是ハ右同断
地藏堂 長2間4尺・巾3尺 是ハ右同断
- 一 宮4ヶ所 八幡宮御社 高1丈2尺・横8尺 境内4反3畝10歩御除地
大神宮小社秋葉権現小社 八幡宮境内ニ御座候
鳥居、拝殿 長4間・梁2間 右境内ニ御座候 神事祭礼8月15日
八幡宮御社 高9尺8寸・横7尺 境内1反2畝歩御除地
鳥居、拝殿 長3間・梁2間 八幡宮境内ニ御座候 神事祭礼8月15日
八幡宮御社 高1丈1尺・横7尺 境内3反6畝歩御除地
鳥居、拝殿 長3間・梁2間 八幡宮境内ニ御座候 神事祭礼8月15日
神明宮御社 高7尺・横4尺 境内3反歩御除地
鳥居、拝殿無御座候 神事例祭3月16日
- 一 八幡宮江廻国行者納経之儀、前々より与惣治方へ請取之、奉納仕候
- 一 森4ヶ所 2ヶ所 西宮神 社無御座候
2ヶ所 いもち之宮 社無御座候
- 一 御高札場1ヶ所 切支丹御高札1枚、火付御高札1枚、徒党御高札1枚、野火御制札1枚
- 一 御蔵2ヶ所 1ヶ所 長6間・梁2間半 本村ニ御座候 是ハ敷地御引高
1ヶ所 長5間・梁2間半 枝郷下村ニ御座候 是ハ御年貢地ニ御座候
- 一 御水帳名寄帳、庄屋方ニ所持仕候
- 一 粕川通并金地谷共 御堤長延683間 是ハ前々より御入用御普請所ニ御座候
- 一 金地谷 堤長延86間半 但御料所・御私領立会 是ハ右同断
- 一 金地谷 砂石留7ヶ所 但右同断 是ハ右同断
- 一 川4筋 但御料所・御私領立会 粕川巾3間・長424間2尺 是ハ前々より御入用御普請所ニ御座候
わくの川巾平均4間半・長514間3尺 是ハ自普請所ニ御座候
ゑびの川巾平均4間・長814間1尺 是ハ右同断
中川巾平均5間・長470間 是ハ右同断
- 一 橋11ヶ所 但右同断 石橋3ヶ所・板橋2ヶ所・土橋6ヶ所
- 一 用水掛り堰樋3ヶ所 是ハ自普請所ニ御座候
- 一 悪水吐堰樋1ヶ所 是ハ右同断
- 一 井堰7ヶ所 但御料所・御私領立会
- 一 田方稲草 守山・丹後・西国・小町・大み、
- 一 畑作 大麦・小麦・菜種・夏作稗・粟・芋・大豆・小豆・木綿・大角豆・茄子・大根作り申候
- 一 田作こやし 藁灰・種かす・藻草等仕候
- 一 御年貢米之儀、伊尾川通丈六道川岸迄1里、馬ニ而附出し、夫より桑名湊迄船路13里、同湊より江戸迄海上152里余

- 一 当村より 東：平一色村迄9丁、西：正夫池村迄8丁、南：片山村迄15丁、北：六ノ井村迄8丁
最寄町場神戸迄30丁
- 一 庄屋役米10石8斗1升
米7石3斗1升：本村庄屋役米、米2石：枝郷下村庄屋役米、米1石5斗：枝郷西江渡庄屋役米
- 一 年寄役米3石 米2石：本村年寄役米、米1石：枝郷下村年寄役米
- 一 定使給米2石4斗3升 本村分
- 一 小使給米7斗8升8合 米4斗5升：枝郷下村小使給米、米3斗3升8合：枝郷西江渡小使給米
- 一 当村土地 村西ハ砂石交薄地・村東南ハ黒真土
- 一 薪柴 隣村片山村・藤代村ニテ買調申候
- 一 中山道北方村地内往還長45間、掃除丁場御座候
- 一 美濃路小熊村地内境川御船橋掛り候節ハ、人足差出申候
- 一 中山道道垂井宿助郷役、文政5年年より相勤申候
- 一 番人1人

明治14年（1881）の「池田郡各村略誌」（岐阜県歴史資料館所蔵）では、以下のような内容であった（抄出、数値は、算用数字で表記した）。

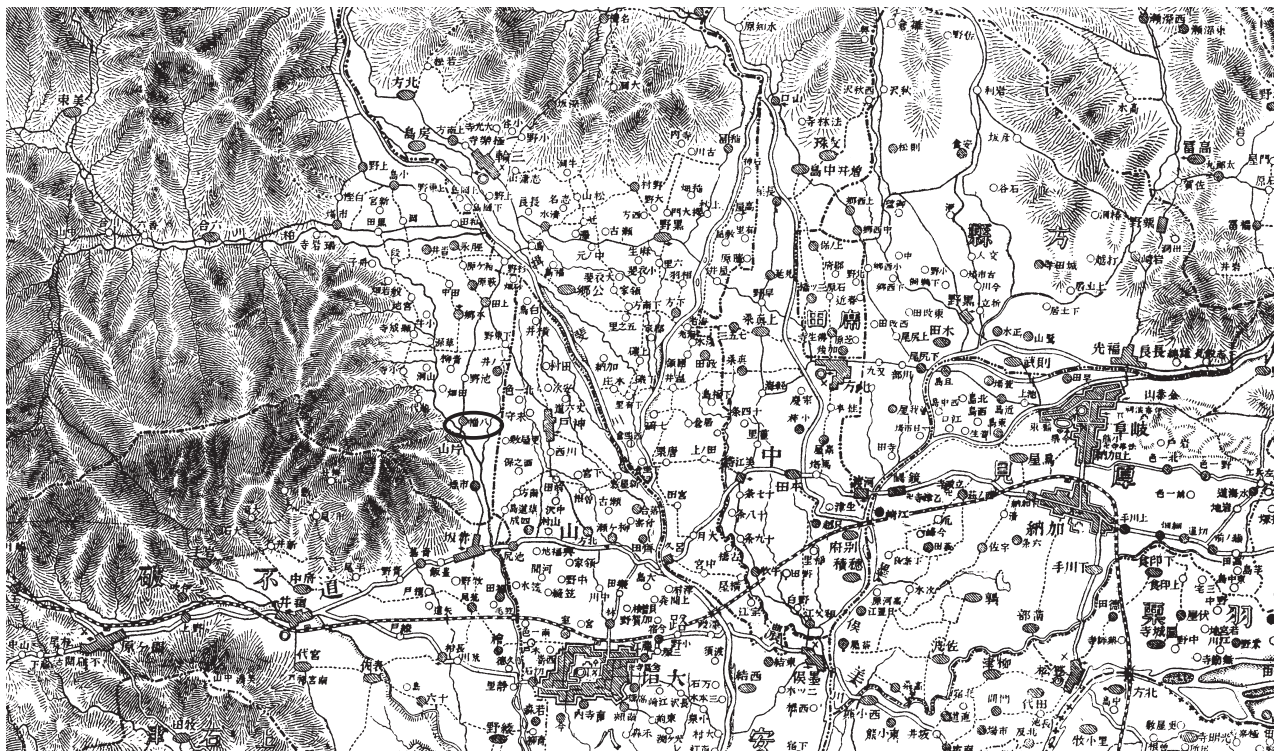
疆域：東ハ安八郡末守村・北一色村、西南ハ本郡片山村・青柳村、北ハ本郡六之井村 東西凡13町、南北12町

沿革：元大垣藩領地同預り所、明治4辛未年7月大垣県ノ管轄ニ属シ、同年11月本県ノ所轄ニ属ス

旧石高：1503石7斗9升2合

反別：総反別155町5反1畝25歩 官有地1町5反8畝2歩・民有地153町9反3畝22歩

農時：田植初6月16日前後、盛6月21日前後、終6月28日前後○稲刈初9月29日前後、盛10月20日前後、終11月20



明治21（1888）年陸地測量部輯製「岐阜」

（出典：『幕末・明治日本国勢地図 初版輯成二十万分一図集成』柏書房、1983）

* 八幡村は、大垣の北西にある池田山の東に位置し、中山道赤坂宿より分かれた谷汲巡礼街道が南北に通る。

日前後○大麦蒔初10月2日前後、盛10月10日前後、終10月20日前後○大麦蒔初5月29日前後、盛6月5日前後、終6月15日前後○小麦蒔初10月10日前後、盛10月25日前後、終11月5日前後○小麦蒔初6月10日前後、盛6月15日前後、終6月22日前後○茶摘初5月10日前後、盛5月20日前後、終5月30日前後○豆蒔初5月15日前後、盛5月25日前後、終6月10日前後○菜種植初11月10日前後、盛12月20日前後、終1月10日前後○菜種蒔初6月10日前後、盛6月15日前後終、6月22日前後

距離：県庁エ6里、所轄郡役所エ3里

河渠：若宮川村内流域凡7町、最モ闊キ所ニテ川幅10間、源ヲ本村字鳥居前ニ発シ下流片山村、30石積ノ船ヲ通ス○杭瀬川村内流域凡10町、川幅最モ闊キ所ニテ6間、上流片山村、下流片山村、筏ヲ通ス○東川村内流域凡16町、川幅最モ闊キ所ニテ8間、上流六之井村、下流片山村、船筏ヲ通セズ

道路：谷汲街道、村内里程12町、道巾1間3尺、車馬ヲ通ズ○神戸道、村内里程15町、道幅1間1尺、車馬ヲ通ズ○

橋梁：神前橋、若宮川岸字宮下ヨリ字中河原ニ架ス、板橋長8間、巾1間、修繕民費○順礼橋、杭瀬川岸字八反田ヨリ字神戸白ニ架ス、板橋長サ6間、幅1間、修繕民費○板橋、杭瀬川岸字滝岸ヨリ字江渡前ニ架ス、長サ5間、巾5尺、修繕民費○板橋、谷川岸字八反田ヨリ字江渡前ニ架ス、長サ5間、幅5尺、修繕民費○板橋、東川岸字五反田ヨリ字柳之内ニ架ス、長サ7間、幅1間、修繕民費○板橋、東川岸字中河原ヨリ字下河原ニ架ス、長サ5間、巾5尺、修繕民費○神明橋、東川岸字野々中ヨリ字神明木ニ架ス、板橋長サ5間、幅1間1尺、修繕民費○板橋、東川岸字野々中ヨリ字宮内河戸ニ架ス、長サ5間、巾5尺、修繕民費○板橋、海老川岸字海老川ヨリ字中津ニ架ス、長サ5間、幅1間、修繕民費○板橋、東川岸字中津ヨリ字落合下ニ架ス、長サ6間3尺、幅5尺、修繕民費

堤塘：杭瀬川沿8分、谷川沿2分、村内長サ1085間

坎堰：用水坎樋、東川筋字中河原ニ設置ス、長サ1間、内法高2尺、横3尺○用水坎樋、東川筋、安八郡北一色村地内ニ設置ス、長4間、内法高2尺、横5尺○用水坎樋、深町川筋字深町ニ設置ス、長2間、内法高2尺、横5尺○悪水坎樋、杭瀬川筋字八反田ニ設置ス、長14間、内法高2尺、幅3尺

井堰：落合井堰、東川筋字宮内河戸ニ設置ス、長12間、但6月中旬ヨリ8月下旬マデ○堂水井堰、東川筋字野々中ニ設置ス、長12間、但シ6月中旬ヨリ8月下旬マテ○清水井堰、東川筋安八郡北一色村地内ニ設置ス、長12間、6月中旬ヨリ8月中旬マテ○深町井堰、杭瀬川筋、本郡片山村地内ニ設置ス、長サ10間、6月中旬ヨリ8月下旬マテ○中河原井堰、東川筋字中河原ニ設置ス、長25間、6月中旬ヨリ8月下旬マテ

用水路：田場用水、由川筋田畑村地内ヨリ引キ、水田凡25町歩ノ灌養トシ、末若宮川ニ至ル○同用水、東川筋安八郡北一色村地ヨリ引キ、水田凡8町歩ノ灌養トシ、末東川ニ至ル

民林：松岡善兵衛外12人所有林2ヶ所、木種松用材雑木薪用、総反別4町1反5畝10歩

船舶定繫所：若宮川筋字若宮止場30石積4艘○無税藻取船9艘

戸籍：本籍200戸○社6社○寺4寺

学校：八幡学校、本村生徒75人

神社：村社八幡神社、祭神応神天皇、例祭9月25日、字村中鎮坐、創建年月不詳○村社八幡神社、祭神応神天皇、例祭9月25日、字中道鎮坐、創建年月不詳○村社八幡神社、祭神応神天皇、例祭9月25日、字中野鎮坐、創建年月不詳○無格社3社

寺堂：本山真宗東派東本願寺末徳通寺、開基不詳、慶長15庚戌年3月創建○本山真宗本願寺派本願寺末正円寺、最念開基、宝亀8丁巳年中創建○本山真宗本願寺派本願寺末宝光寺、空常開基、応永2乙酉年4月創建○本山山城国葛野郡花園村臨濟宗妙心寺末瑞泉寺、稲葉藤内左衛門開基、永録4年中創建

人口：889人 男456人・女433人○入寄留8人 男4人・女4人

族別：士族戸主1人○同家族3人 男1人・女2人○平民戸主199人 男192人・女7人○同家族685人 男261人・女424人

職別：准官吏1人○農 男281人・女245人○商 男2人○僧 4人

共有財産：林6畝23歩、此地価1円96銭○草野1町5反7畝17歩、此地価27円35銭○備荒儲蓄米24石、麦4石

物産：米1ヶ年算出1179石6斗○大麦248石4斗○小麦63石7斗○雑穀4石3斗○菜種62石○製茶1150斤

支配 天正17年(1589)11月21日の豊臣秀吉御蔵入所之目録に「一千式百式拾六石 八幡村」と見え、市橋下総守(長勝)に蔵入地の支配を委ねている(『岐阜県史 史料編近世二』)。文禄4年(1595)8月3日、太閤(豊臣秀吉)より大島光政に、美濃国池田郡八幡村のうち1,000石が加増、朱印が与えられた(『寛政重修諸家譜』)。慶長郷帳では、1,000石が旗本大島光政領、226石9斗が堀田図書(正高か)領と見える(『岐阜県史 史料編近世一』)。旗本大島光政領に関しては、慶長14年(1609)7月25日に領知状が発給されている(『岐阜県史 史料編近世二』)。「元和式年美濃国村高御領知改帳」では、旗本大島領に変化は無いが、226石9斗3合が幕府領となる(『岐阜県史 史料編近世一』)。この幕府領は、寛永12年(1635)に摂津国尼ヶ崎から大垣城主に転封された戸田氏鉄に与えられた(『大垣藩地方雑記』)。寛永17年(1640)、旗本大島領は采地替えにより幕府領となり、以後、八幡村は幕府領(大垣藩預所も含む)と大垣藩領との相給地として幕末まで続いていく。幕府領(大垣藩預所も含む)に関しては、支配陣屋の変遷が著しい(8頁表参照)。美濃国で幕府領支配陣屋としては、笠松陣屋が想定されるが、近江国に所在する陣屋支配期間も少なくない。美濃国の幕府領の村を考察する場合、支配陣屋の変遷にも注意をはらう必要があると思われる。

石高 天正17年(1589)豊臣秀吉御蔵入所之目録に1226石と見え、その後あまり変化は無かったが、延宝期の検地により、幕府領・大垣藩領とも石高は増加した。幕府領は、延宝5年(1677)に石原清左衛門(下笠陣屋)と杉田九郎兵衛(笠松陣屋)の検地により、237石3斗2升4合増え、1,237石3斗2升4合となった(い3)。大垣藩領に関しては、延宝6年(1678)の検地により44石2斗5升1合増加し、271石1斗5升4合となった(岐阜県歴史資料館所蔵、明治五年二月「池田郡八幡村明細帳」)。但し、幕府領は元禄14年(1701)に、八幡村にある4か寺(瑞泉寺境内1反5畝21歩・栄松寺境内3畝23歩・正円寺境内1反4畝16歩・徳通寺境内5畝1歩半)の境内地4石6斗8升6合が除地され、1,232石6斗3升8合となった。石高の変遷については、下記表を参照されたい。

池田郡八幡村石高変遷

年代(西暦)	石高	史料	出典
天正17 (1589)	1226石 (豊臣秀吉蔵入地)	豊臣秀吉御蔵入所之目録	『岐阜県史 史料編近世二』
寛永4・5頃 (1627・1628)*	1226石9斗 (1000石：大島光政領／226石9斗：堀田図書)	慶長郷帳	『岐阜県史 史料編近世一』
元和2 (1616)	1226石9斗3合 (1000石：大島光政領／226石9斗3合：幕府領)	元和式年美濃国村高御領知改帳	『岐阜県史 史料編近世一』
正保2 (1645)	1226石9斗3合 (1000石：幕府領／226石9斗3合：大垣藩領)	正保郷帳	『岐阜県史 史料編近世一』
元禄14 (1701)	1464石2斗2升7合 (1237石3斗2升4合幕府領／226石9斗3合：大垣藩領)	元禄郷帳	『明治大学刑事博物館資料 第10集』
天保5 (1834)	1503石7斗9升2合 (1232石6斗3升8合：大垣藩預所／271石1斗5升4合：大垣藩領)	天保郷帳	『内閣文庫所蔵史籍叢刊 第55巻 天保郷帳(一)』
明治4 (1871)	1503石7斗9升2合 (1232石6斗3升8合：大垣藩預所／271石1斗5升4合：大垣藩領)	美濃・飛騨両国郡村旧高及所轄沿革取調帳	『岐阜県史 史料編近世一』

* 『岐阜県史 史料編近世一』の第一部一國郷帳の解説参照(pp. 1～3)

美濃国池田郡八幡村代官支配変遷

年代	年数	陣屋名	代官名	年貢免定(表題)	備考
(寛永17~貞享4年)			岡田将監 甲斐庄四郎右衛門 名取半左衛門 杉田九郎兵衛	※年貢免定無し	年代・年数の記載なし、代官名は史料通りとしたが、代官順としては岡田→名取→杉田→甲斐
元禄元~元禄11 (1688~1698)	11年	美濃国笠松陣屋	岩出藤左衛門	池田郡八幡村辰年免定之事(ろ1)	
元禄12~享保2 (1699~1717)	8年	美濃国笠松陣屋	辻六郎左衛門	濃州池田郡八幡村卯御成ヶ割付之事(ろ12)	
享保3~享保19 (1718~1734)	17年	美濃国笠松陣屋	辻甚太郎	濃州池田郡八幡村戌御成箇割付之事(ろ26)	
享保20~元文元 (1735~1736)	2年	美濃国笠松陣屋	井沢弥惣兵衛	卯免定(ろ38)	元文元年11月「辰免定」の代官名に「井沢楠之丞(印)、井沢弥惣兵衛(印)」とあり
元文2 (1737)	1年	美濃国笠松陣屋	大草太郎左衛門・野田甚五兵衛預り		元文2年11月、滝川小右衛門発行の年貢免定あり
元文3~寛保2 (1738~1742)	5年	美濃国笠松陣屋	滝川小右衛門	午御年貢可納割付之事(ろ41)	
寛保3~延享元 (1743~1744)	2年	近江国信楽陣屋	多羅尾四郎右衛門	当亥年八幡村免定之事(ろ46)	
延享2 (1745)	1年	美濃国笠松陣屋	滝川小右衛門	丑御年貢可納割附之事(ろ48)	
延享3~寛延2 (1746~1749)	4年	近江国信楽陣屋	多羅尾四郎右衛門	当寅年八幡村免定之事(ろ49)	
寛延3~宝暦7 (1750~1757)	8年	美濃国笠松陣屋	青木次郎九郎	午年可納割付之事(ろ53)	宝暦3年6月、川崎平右衛門発行の皆済目録あり
宝暦8 (1758)	1年	美濃国本田陣屋	川崎平右衛門		
宝暦9 (1759)	1年	美濃国笠松陣屋	千種清右衛門		宝暦9年、石原清左衛門発行の年貢免定あり
宝暦10~安永4 (1760~1775)	16年	近江国大津陣屋	石原清左衛門	辰年免定之事(ろ62)	明和7年4月より8月まで大垣藩御預所支配
安永4・6・8~ 安永7・11・29 (1775~1778)	(4年)	近江国土山陣屋	岩出伊右衛門	未御年貢可納割付之事(ろ77)	
安永7・11・29 (~安永8) (1778~1779)	(2年)	美濃国笠松陣屋	千種六郎右衛門	戌御年貢可納割付之事(ろ78)	
安永9(~寛政2) (1780~1790)	(11年)	近江国大津陣屋	石原清左衛門	子年免定之事(ろ80)	
寛政3~文化元 (寛政3~寛政9) (1791~1797)	14年	近江国信楽陣屋	多羅尾四郎右衛門	亥御年貢可納割付之事(ろ91)	
(寛政10~享和3) (1798~1803)		近江国信楽陣屋	多羅尾四郎次郎	午御年貢可納割附之事(ろ98)	
文化元・正・11~ (1804~)		大垣藩御預所		申御年貢可納割付之事(ろ104)	

※竹中家文書は12「手鑑」の記載により作成。各代官発行の年貢免定がある場合は、その表題を記した。

竹中家について

竹中家は、寛永期に幕府領(大垣藩預所も含む)となった八幡村の庄屋を勤めた家である。文書の整理が途中のため、詳細に関しては今後の目録で記したい。竹中家の九代目竹中与惣治については、『岐阜県史 通史編近世上』に記述があるので、以下に引用する(pp.1265~1268)。

(前略) その家の古いことはわからないが、同家過去帳によると竹中喜内(元和二年歿)を初代とし、七代の寛保二年(一七四二)にはじめて庄屋となってから以後これを世襲し、この与惣治は九代目で、寛政一〇年(一七九八)庄屋役をつぎ、弘化四年(一八四七)退隠するまで実に五〇年間その職にあり、嘉永二年(一八四九)六九才で没した。

彼がもっとも活躍したのは天保年間で、この時代は一般に明治維新への胎動として注目されるが、美濃でも先進地帯とさ

れる西濃村落では新しい動きが随処にみられ、内紛がたえなかった。彼が村政の弛緩に善処するために兼帯庄屋を命ぜられたのは、池田郡の池田野新田・東野村と、不破郡の宮代・松尾・綾野・野上・塩田・青墓の九村とである。彼がこの兼帯庄屋として、また立入人として紛争解決に当らせられ、円満解決をとげたものは、岐大博物館所蔵竹中家文書でみることができ、つぎの五二カ村、八一件の多くに及んでいる（『岐阜県史 通史編近世上』の記述を表にした。現在の市町村名を追加したため、村名の順番は異なる）。

厚見郡	鏡島・西島・中島・北島・近島・下奈良・江崎（全て岐阜市）
中島郡	沖・一色（共に羽島市）
方県郡	芦敷・岩崎（共に岐阜市）
大野郡	志名・東黒野・大い斐・西方（以上、大野町）・島（揖斐川町）
本巢郡	見延・上真桑・長屋・曾井中島（以上、本巢市）・前野・上穂積・別府・下本田・牛牧・十五条・十九条（以上、瑞穂市）
安八郡	福束・同新田・楡保・大藪（以上、輪之内町）・西結・中須（以上、安八町）
池田郡	東野（池田町）
不破郡	野上・松尾（以上、関ヶ原町）・青墓・綾野・塩田・昼飯・長松・福田・久徳・島（以上、大垣市）・垂井・表佐・綾戸・栗原（以上、垂井町）・室原（養老町）
多芸郡	島田・大場・有尾（全て養老町）

この取扱件数の年代別内訳は、文政年間六、天保六六、弘化九で、その村のほとんどは大垣藩預所で、若干の大垣・加納の二藩領と旗本領とがはいっている。前述の諸村の村法違反、村政改革も、この与惣治が手がけた八一件のうちに多くふくまれている。

彼の人物については、八幡・東野両村役人が、天保二年大垣預役所の求めに応じて提出した「与惣治行状書」に幼年（一八才）父に死別して庄屋役をついで貞実に勤め、諸村の兼帯庄屋を命ぜられ、所々の紛争に適切な調停で喜ばれ、親には孝行で、また近村困窮人の救済、風水害時の救済などにあたった多くの事例をあげているのによって一端をうかがう。彼の持高は天保一三年三一四石、天保一〇年西濃の幕領一〇村有志一九名の役所調達金は、鏡島村上松次郎右衛門と近島村藤井尉左衛門とが各二五〇両、与惣治と芦敷村平八とが各一五〇両、他の一五名が一〇〇両ないし一七両で、彼の財力が抜群というわけではない。彼は革新的人物ではないが、封建村落、それをそれなりに改革し、新しい時代の動きをも見失わなかったまにみる庄屋といえよう。（後略）

竹中与惣治は、村落内、村同士の紛争の調停役（立入人・取唆人）などを数多くの勤めていたことが、すでに明らかにされている（『岐阜県史 通史編近世上』 pp. 1211～1213・1258～1264）。しかし、与惣治の紛争の調停役としての動きは村落間だけにとどまらない。西脇康「近世後期濃尾平野における陸運・水運と伊勢湾海運—『九里半廻し』の諸荷物往来—」（『知多半島の歴史と現在』 7、1996）によれば、天保期に尾張国産の鱶（うなぎ）荷を含めた魚鳥貝など生物荷物の京都への輸送方法をめぐり、九里半街道の宿場同士、あるいは荷主方と宿場方との間で、紛争が繰り返されていた。天保5年（1834）前後、尾張藩産物問屋から垂井・今須宿を管轄する大垣藩預所に対し、口銭徴収と一宿継を争点とする訴訟が起り、その仲裁にも竹中与惣治が関わっていた（は158・は159・ち214）。西脇氏が「関係史料の入手ができないため未詳である。」とした部分を補う史料であり、注目される。以下に、史料本文を掲載する（12頁地図も参照）。

(A) 乍恐口上書を以奉申上候（ち214）

一尾州御国産鱶并生物類荷物、京都江従来差送り来候処、右通行方ニ付濃州牧田・垂井・関ヶ原・今須右四ヶ宿申合、荷主
 中与差揉候一件ニ付、其御筋々より私共江立入取唆可申旨被 仰付双方承候候処、右四ヶ宿申口二者、九里半宿々之儀者、

無給之間屋ニ而商人諸荷物之助成を以御用相勤罷在候ニ付、先規より荷物壹荷ニ付四錢七文ツ、請取来、此儀者先年道中御奉行様江茂御達申上置候儀ニ御座候得者、今般鱸荷ニ限り無口錢ニ而差通シ候而者、外荷口与不同之沙汰ニ相当り宿方取締ニも差響可申ニ付、是亦其御筋々江御歎奉申上候由ニ御座候、然処荷主中申口ニ者、魚鳥貝類生物荷物京都送り之儀、濃州根古地・船付迄船ニ而差送り、夫より高田江相届、高田より中山道柏原宿江差送り、大垣廻り之分茂右宿ニ而落合、同宿雇人足を以江州磯村江持通シ、同村漁船式拾八艘ニ而大津迄運送仕候段者、往古より仕来ニ御座候処、右道筋之内前頭四ヶ宿江鱸并鮎魚荷物之外魚鳥貝類等一荷ニ付一宿江錢六文ツ、口錢差出無故障通行仕来候処、四ヶ宿申合鱸荷物之分も口錢可差出旨申之、殊更荷物一宿継ニ可致旨申触有之、其段荷宿より申越、荷主一統漁師共打寄評儀いたし候処、生物宿継ニ相成候而者必至難渋ニ付、御上江奉願上候処、成瀬隼人正様より道中御奉行曾我豊後守様江御達ニ相成、荷主共江戸表江罷下り御訴訟奉申上候処、従来通御聞濟相成難有仕合奉存候段申之、右者双方齟齬仕候段、表立難取喫次第ニ付、私共万端差含双方江篤与利解申聞及挨拶候処、関ヶ原宿之儀者当時熟談相整兼候得共、外三宿并荷主共承知納得之上内熟相整候ニ付、別紙濟口一札写式通相添、此段御達奉申上候、以上

天保七申年八月

尾州下之一色村 服部半右衛門
濃州横曾根村 安田彦八
同州八幡村 竹中与惣次

大垣御預御役所

大御代官方御役所

(B) 差出申濟口一札之事 (は158)

一鱸・鮎・鯰之類、前々より根古地揚ニ而高田江継、荷宿相对人足を以、江州柏原宿江持通シ、大垣揚り之分茂同様人足ニ而柏原宿江持通シ候処、宿々役人足之者共、御用而已相勤候而者渡世相統難相成候ニ付、一宿継ニ相成候様、荷主中江引合呉度段、毎度願出候ニ付、荷先夫々江廻状を以申触、宿継ニ可取計之处、活物之儀ニ付、一宿継ニ相成候而者損痛魚致出来候間、荷主中御難渋ニ付 尾州様御役所御添翰を以、夫々御支配御役所江出願有之御吟味中ニ御座候処、濃州八幡村竹中与惣次殿、同州横曾根村安田彦八殿、尾州下之一色村服部半右衛門殿、御立入御挨拶被下候得共、関ヶ原宿之儀者当時熟談整兼、依之外三宿之儀者前々仕来之通、生物荷物荷宿相对人足を以柏原宿江持通シ候筈、及内熟以後故障無之候処、且又是迄御用鱸与唱買上候儀茂有之候処、以来右体之儀者一同掛合不申筈、旁御挨拶として垂井宿江金壹両、牧田宿江金壹両壹歩、外ニ金壹両式分橋錢料、今須宿江金貳両、毎年九月中御渡被下候筈、然ル上者後年ニ至迄於宿々故障筋無御座候、万一右荷物ニ付於途中彼是申者有之候ハ、宿々ニ而差働、御心配無之様取計、且亦水飼等之儀者聊御差支無之様可致候、依之為後年宿々連印之濟口一札差出申処、仍如件

天保七申年八月

濃州牧田宿 問屋 五井勘右衛門・五井五兵衛
同州垂井宿 問屋 金岩門平・久保田十蔵・奥山文左衛門
同州今須宿 問屋 木田藤右衛門・日比野七右衛門・三輪音兵衛・河地兵内

荷方御惣代尾州御領御産物御問屋衆中

(「濃州八幡村竹中与惣次、同州横曾根村安田彦八、尾州下之一色村服部半右衛門」の奥印あり、「荷方惣代尾州下之一色村甚四郎(印)、同断善六(印)、同州蟹江本町村新六(印)、同新町村治郎助(印)、同州津嶋村庄次郎(印)」から「濃州八幡村竹中与惣次殿、同州横曾根村安田彦八殿、尾州下之一色村服部半右衛門殿」宛の奥書あり)

(C) 差出申濟口一札之事 (は159)

一鱸・鮎・鯰之類、前々より根古地揚ニ而高田江継、荷宿相对人足を以、江州柏原宿江持通シ、大垣揚之分茂同様人足ニ而持通シ来候処、宿々役人足之者難渋ニ付、一宿継ニ致度段、御問屋中江願出候由ニ而、其趣御取計可被成旨、拙者共江御申聞有之候得共、活物之儀者損痛魚出来いたし候ニ付、其御筋御役所江願出御吟味中ニ御座候処、濃州八幡村竹中与惣次殿、

同州横曾根村安田彦八殿、尾州下之一色村服部半右衛門殿、御立入御挨拶被下内済相整、則各方より一札御渡ニ相成儘ニ請取置申候以来御取究申候通、垂井宿江金壺両、牧田宿江金壺両壺歩、外ニ金壺両式分橋銭料、今須宿江金式両、毎年九月中夫々可及御挨拶候、若違却有之候ハ、御宿法可然御取計可被成候、依之為後年済口一札差出申処、仍如件

天保七申年八月

荷方惣代 尾州下之一色村 甚四郎・善六
同州蟹江本町村 新六
同新町村 治郎助
同州津嶋村 庄次郎

今須宿、垂井宿、牧田宿御問屋衆中

(「濃州八幡村竹中与惣次、同州横曾根村安田彦八、尾州下之一色村服部半右衛門」の奥印あり、「濃州牧田宿問屋五井勘右衛門(印)、同断五井五兵衛(印)、同州垂井宿問屋金岩門平(印)、同断久保田十蔵(印)、同断奥山文左衛門(印)、同州今須宿問屋木田藤右衛門(印)、同断日比野七右衛門(印)、同断三輪音兵衛(印)、同断河地兵内(印)」から「濃州八幡村竹中与惣次殿、同州横曾根村安田彦八殿、尾州下之一色村服部半右衛門殿」宛の奥書あり)

目録について

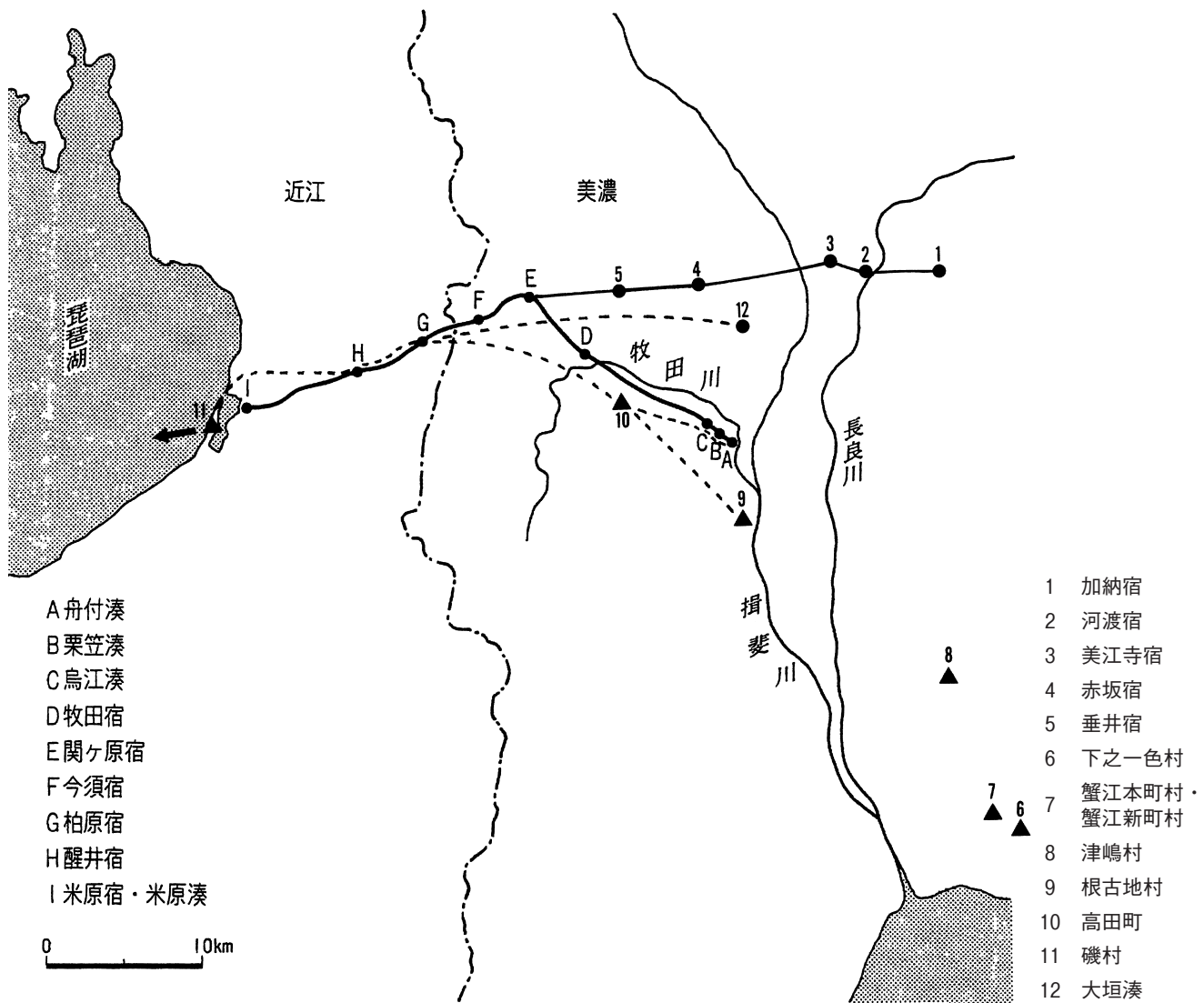
竹中家文書は、現状において『岐阜大学教育学部 庶民史料目録(3)』の通りに配架されており、整理にあたってはその配列を踏襲した。本目録では、〔い〕「土地」(い1～い43)・〔ろ〕「貢租」(ろ1～ろ544)の全てと、〔は〕「村政」の一部(は1～は237)までを収録した。先の目録では13項目(1頁参照)に分類されているが、同内容の史料が各項目に分けられている場合も散見される。そのため、〔い〕「土地」・〔ろ〕「貢租」・〔は〕「村政」の概要については、今後の目録で詳述したい。

八幡村関連資料

- ・岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵の博物館第2収蔵室諸資料に、「池田郡八幡村早稲方絵図」などの八幡村関係絵図が残されていた(史料番号い-6-1～-6-9-2・い-6-13・い-6-14・け1-1)。本目録の八幡村竹中家文書の一部であったものが、史料整理の過程で混入した可能性がある。
- ・立教大学図書館に、美濃国池田郡八幡村竹中家文書が所蔵されている。この史料目録は、立教大学図書館のホームページ(地方古文書総目録)から確認することが可能である(2015年2月現在)。点数は多くは無いが、伊能忠敬の測量通行に関係する史料が主なものである。
- ・岐阜県歴史資料館所蔵の「明治期岐阜県庁事務文書」中に、天保9年(1838)・明治5年(1872)の八幡村明細帳や、明治14年(1881)の各村略誌などが収められている。

参考文献

- ・『池田町史 史料編』1974、『池田町史 通史編』1978
- ・『岐阜県史 史料編近世一』1965、『岐阜県史 史料編近世二』1966、『岐阜県史 史料編近世八』1972
- ・『岐阜県史 通史編近世上』1968、『岐阜県史 通史編近世下』1972
- ・西脇康「近世後期濃尾平野における陸運・水運と伊勢湾海運—『九里半廻し』の諸荷物往来—」(『知多半島の歴史と現在』7、1996)
- ・西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』岩田書院、1998
- ・和泉清司『幕府の地域支配と代官』同成社、2001
- ・村瀬正章『伊勢湾海運・流通史の研究』法政大学出版会、2004



鱈荷などの京都への輸送路 (美濃・近江国内、点線で図示)

* 『米原町史 通史編』2002年、図83 (p. 734) より、一部改変 (1~12の地点と経路加筆)

* A~I : 九里半街道、1~5・E~I : 中山道

竹中家文書 (は158・は159・ち214) によれば、尾張国産の鱈荷などは、根古地村 (9)・舟付湊 (A) まで船で輸送し、それより高田町 (10) へ届け、高田町より中山道柏原宿 (G) へ送る。大垣湊 (12) 廻りの分も柏原宿で落合い、柏原宿の雇人足により磯村 (11) へ持参輸送し、磯村からは漁船28艘で大津まで運送し、京都へ運ばれる。

目 録

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
い1	屋鋪・畑屋敷竹藪書上帳	延享二年丑四月	1745	縦	1
い2	濃州池田郡八幡村先永荒所差木銘々地主御請書之事(杉穂3,282本、檜穂267本差木につき)	明和二年酉三月	1765	横長	1
い3	濃州池田郡八幡村高反別帳(御料所御検地高辻1,237石3斗2升4合)	明和七年寅六月	1770	縦	1
い4	御料・御私領入会所反別書上帳	明和九年辰三月	1772	横半	1
い5	申秋早稲方合毛寄帳	天明八年申八月	1788	縦	1
い6	郷蔵鋪高反別書上帳(屋敷2畝25歩)	寛政四年子八月	1792	横長	1
い7	郷蔵鋪高反別書上帳(屋敷2畝25歩)	寛政四年子八月	1792	横長	1
い8	丑年新畝引(帳)	寛政五年	1793	横長	1
い9	卯年新畝引(帳)	寛政七	1795	横長	1
い10	申年新畝引(帳)	寛政十二	1800	横長	1
い11	酉年新畝引(帳)	享和元	1801	一紙	1
い12	戌年新畝引帳	享和二	1802	横長	1
い13	亥年新畝引帳	享和三	1803	横長	1
い14	新畝引(帳)	文政元寅年	1818	横長	1
い15	新畝引(帳)	天保九戌年	1838	横長	1
い16	酉年新畝引(帳)	(酉年)		横長	1
い17	村中田畑字限高反別覚帳	文化元年甲子四月吉日	1804	横長	1

作 成	受 取	備 考
美濃国池田郡八幡村庄屋伝次郎、 右同断与三次、右同断曾右衛門、 右同断庄兵衛、年寄喜右衛門、右 同断茂右衛門、百姓代弥草次	信楽御役所	表紙「濃州池田郡八幡村」
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門 (印)、同断直三郎(印)、年寄仙九 郎(印)、同断甚ノ右衛門(印)		破損あり
池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同 断八右衛門(印)、同断直三郎 (印)、年寄幸次郎(印)、同断千太 郎(印)、年寄甚之右衛門(印)、百 姓代源太郎(印)、同断園七(印)、 同断弥平次(印)	大垣御預御役所	剥離紙あり
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治、庄 屋八右衛門、同断曾右衛門、年寄 幸次郎、同断千太郎、同断甚之右 衛門、百姓代弥平治	石原清左衛門様御役所	反故紙使用
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治 (印)、同断八右衛門(印)、同断曾 右衛門(印)、年寄幸治郎(印)、同 断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)、 百姓代直四朗(印)、同断源太郎 (印)、同断林太郎(印)、同断丈右 衛門(印)、同断治郎右衛門(印)、 同断助右衛門(印)、同断七右衛門 (印)、同断定四郎(印)、同断用八 (印)、同断弥三兵衛(印)、同断元 七(印)、同断由右衛門(印)、惣三 郎(印)、弥平治(印)、惣右衛門(印)	大津御役所	破損あり
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治、同 断直三郎、同断八右衛門、年寄幸 次郎、同断源三郎、百姓代弥平次	信楽石原清左衛門様御役所	反故紙使用
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治 (印)、同断八右衛門(印)、同断直 三郎(印)、年寄幸次郎(印)、同断 源三郎(印)、百姓代弥三兵衛 (印)、同断弥平次(印)	信楽御役所	
		結び文1点あり
		綴じ穴跡あり
		結び文1点あり
竹中与惣次扣		「右不残、文化元甲子五月村絵図ニ記、大垣御預御役所へ上ル…」とあり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
い18	荒地小前帳（当6月下旬、堤切入れ石砂入りの荒地出来につき）	文化十二亥年九月	1815	横長	1
い19	砂入反別書上帳（粕川通堤切入り砂入りにつき）	文化十二年亥七月	1815	横長	1
い20	石砂入荒所下見帳	文政三年辰六月	1820	横半	1
い21	〔八幡村絵図面〕	（文政三辰年六月）	1820	絵図	1
い22	〔八幡村絵図面〕	（文政三辰年六月）	1820	絵図	1
い23	石砂入反別書上帳	文政三年辰六月	1820	横長	1
い24	石砂入引高覚帳	文政三年辰十一月吉日	1820	横長	1
い25	荒地起返り小前帳	文政三年辰八月	1820	横長	1
い26	荒地小前帳（当5月中旬の洪水にて石砂入りにつき）	文政三辰年九月	1820	横長	1
い27	荒地起返り小前帳	文政五年午八月	1822	横長	1
い28	荒地起返り小前帳	文政六年未八月	1823	横長	1
い29	荒地起返り小前帳	文政十年亥八月	1827	横長	1
い30	居屋鋪畑高反別書上帳	（天保3年）辰閏十一月	1832	横長	1
い31	田畑小前帳（高1, 232石6斗3升8合、反別100町4反3畝22歩）	天保三年辰八月日	1832	横長	1
い32	〔天保9・11年分重三郎年貢勘定書付帳〕	天保十二辛丑年七月	1841	横長	1
い33	田畑畝詰ノ高書上帳（高1, 232石6斗3升8合、反別100町4反3畝22歩）	天保十四年卯閏九月	1843	縦	1
い34	名寄帳	安政二年卯十一月	1855	横長	1
い35	村高帳（高1, 503石7斗9升2合）	未十一月		縦	1

作 成	受 取	備 考
八幡村庄屋与惣次(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄治吉(印)、同断八右衛門(印)、百姓代沢右衛門(印)	大垣御預御役所	破損大、取扱注意、表紙「十月六日ニ上ル扣」
池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄治吉(印)、同断八右衛門(印)、百姓代沢右衛門(印)	大垣御預御役所	破損大、取扱注意、表紙「亥七月廿四日上ル扣」
		結び文1点あり
		い21・い22は袋一括、袋「文政三辰年六月石砂入帳面并絵図入 与惣次」、袋破損あり 28.1×39.6cm
		38.8×54.1cm
池田郡八幡村		破損大、取扱注意
		破損あり
池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、年寄八左衛門(印)、百姓代沢右衛門(印)	大垣御預御役所	
池田郡八幡村百姓代沢右衛門(印)、年寄八右衛門(印)、同断治吉(印)、庄屋辰右衛門(印)、同断次五平(印)、同断与惣治(印)	大垣御預御役所	破損あり
池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、年寄治吉(印)、百姓代沢右衛門(印)	大垣御預御役所	綴じ紐切れ
池田郡八幡村庄屋与惣次、年寄治吉、百姓代沢右衛門	大垣御預御役所	
池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、年寄八右衛門(印)、百姓代沢右衛門(印)	大垣御預御役所	破損あり
池田野新田兼帯庄屋与惣次(印)、見習庄屋亀之助(印)、年寄勘右衛門(印)、百姓代甚六(印)	大垣御預御役所	表紙「池田郡池田野新田」
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治、同断治五平、同断辰右衛門、年寄治吉、同断弥三兵衛、同断八右衛門、百姓代沢右衛門	大垣御預御役所	
末守村御百姓代儀作印、同村五人組頭惣左衛門印、同村名主八十八印	御代官御役所	綴じ紐部分に挿入紙あり
池田郡八幡村庄屋与惣次、庄屋辰右衛門、年寄治吉、同断喜作、同断浅右衛門、百姓代沢右衛門	大垣御預御役所	
八幡村質流地讓主竹中与惣次、同村請人仙五郎、一色村親類請人久右衛門、八幡村百姓氏市郎兵衛、同村年寄仙助、同村同断八右衛門、同村同断金左衛門、同村同断弥三兵衛	赤坂宿矢橋宗太郎殿	結び文1点あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村庄屋与惣次、年寄八右衛門、百姓代沢右衛門、戸田采女正領分同国同郡同村名主三郎平、五人組頭重兵衛、百姓代丹蔵		

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
い36	覚（池田郡東野村高・反別など書付）	申四月		一紙	1
い37	〔大雨にて畑作実入れ申さずにつき畑反別書上帳〕	寛政十年午五月	1798	横長	1
い38	畝歩限寄町歩覚			横長	1
い39	信楽御支配村々本高覚	（延享3寅年）	1746	横半	1
い40	戸田采女正御預所美濃国何郡何村高反別帳（雛形）	（天保十四卯年何月）	1843	横長	1
い41	〔名寄帳〕			縦	1
い42	〔堤通り引地など書上帳〕	（延享元年）	1744	縦	1
い43	覚（屋敷反別書上）			横長	1
ろ1	池田郡八幡村辰年免定之事（高1,237石3斗2升4合、取箇399石7斗3升6合）	元禄元年辰十一月	1688	一紙	1
ろ2	池田郡八幡村巳年免定之事（高1,237石3斗2升4合、取箇411石7升7合）	元禄二年巳十一月	1689	一紙	1
ろ3	池田郡八幡村午年免定之事（高1,237石3斗2升4合、取米377石9斗）	元禄三年午十一月	1690	一紙	1
ろ4	池田郡八幡村未年免定之事（高1,237石3斗2升4合、取米375石6斗8升7合）	元禄四年未十月	1691	一紙	1
ろ5	池田郡八幡村申年免定之事（高1,237石3斗2升4合、取米393石3斗4升9合）	元禄五年申十月	1692	一紙	1
ろ6	池田郡八幡村酉年免定之事（高1,237石3斗2升4合、取米376石2斗2升3合）	元禄六年酉十月	1693	一紙	1
ろ7	池田□□（郡八）幡村戌年免定之事（高1,237石3斗2升4合、取米395石4斗3升7合）	元禄七年戌十月	1694	一紙	1
ろ8	池田郡八幡村亥年免定之事（高1,237石3斗2升4合、取米370石3合）	元禄八年亥十月	1695	一紙	1
ろ9	池田郡八幡村子年免定之事（高1,237石3斗2升4合、取米376石5斗5合）	元禄九年子十月	1696	一紙	1
ろ10	□□□□□□□□□□（池田郡八幡村丑年免定之事（高1,237石3斗2升4合、取米397石1斗8升5合）	元禄十年丑十月	1697	一紙	1
ろ11	池田郡八幡村寅年免定之事（高1,237石3斗2升4合、取米387石3斗2升3合）	元禄十一年寅十月	1698	一紙	1
ろ12	濃州池田郡八幡村卯御成ヶ割付之事（高1,237石3斗2升4合、取米358石8斗2升5合）	元禄十二年卯十月	1699	一紙	1
ろ13	濃州池田郡八幡村辰御成ヶ割付之事（高1,237石3斗2升4合、取米372石4斗9升6合）	元禄十三年辰十月	1700	一紙	1
ろ14	濃州池田郡八幡村巳御成ヶ割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米367石1斗2升）	元禄十四年巳十月	1701	一紙	1
ろ15	濃州池田郡八幡村午御成ヶ割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米383石9斗5升2合）	元禄十五年午十月	1702	一紙	1
ろ16	濃州池田郡八幡村未御成ヶ割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米418石5斗7升8合）	元禄十六年未十一月	1703	一紙	1
ろ17	濃州池田郡八幡村申御成ヶ割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米415石9斗7升3合）	宝永元年申十月	1704	一紙	1
ろ18	濃州池田郡八幡村酉御成ヶ割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米382石9斗2升7合）	宝永二年酉十一月	1705	一紙	1

作 成	受 取	備 考
美濃国池田郡八幡村百姓代弥兵次、同由右衛門、同弥三兵衛、年寄八右衛門、同忠右衛門、祐助、庄屋直三郎、同次五平、同断□之介	信楽御役所	破損あり
何郡何村庄屋一、年寄一、百姓代一	大垣御預御役所	破損あり、表紙「八幡村扣」
		前欠カ
岩出藤左衛門(印)	八幡村庄屋、惣百姓中	破損大、取扱注意、端裏「元禄元辰年 八幡村」
岩出藤左衛門(印)	八幡村庄屋、惣百姓中	破損あり、端裏「元禄二巳年 八幡村」
岩出藤左衛門(印)	八幡村庄屋、惣百姓中	破損大、取扱注意、端裏「元禄三午年 八幡村」、『池田町史 史料編』 pp. 194～195に収載（元禄四年とあるが誤り）
岩出藤左衛門(印)	八幡村庄屋、惣百姓中	破損大、取扱注意、端裏「元禄四未年 八幡村」
岩出藤左衛門(印)	八幡村庄屋、惣百姓中	破損大、取扱注意、端裏「元禄五申年 八幡村」
岩出藤左衛門(印)	八幡村庄屋、惣百姓中	破損大、取扱注意、端裏「元禄六酉年 八幡村」
岩出藤左衛門(印)	八幡村庄屋、惣百姓中	破損大、取扱注意、端裏「元禄七戌年 八幡村」
岩出藤左衛門(印)	八幡村庄屋、惣百姓中	破損大、取扱注意、端裏「元禄八亥年 八幡村」
岩出藤左衛門(印)	八幡村庄屋、惣百姓中	破損大、取扱注意、端裏「元禄九子年 八幡村」
岩出藤左衛門(印)	八幡村庄屋、惣百姓中	破損大、取扱注意、裏「元禄十丑」
岩出藤左衛門(印)	八幡村庄屋、惣百姓中	破損大、取扱注意、端裏「元禄十一寅 八幡村」
辻六郎左衛門(印)	八幡村庄屋、百姓	端裏「元禄十二卯年 八幡村」
辻六郎左衛門(印)	八幡村庄屋、百姓	端裏「元禄十三辰年 八幡村」、『池田町史 史料編』 p. 195に収載
辻六郎左衛門(印)	八幡村庄屋、百姓	端裏「元禄十四巳年 八幡村」
辻六郎左衛門(印)	八幡村庄屋・百姓中	端裏「元禄十五午年 八幡村」
辻六郎左衛門(印)	八幡村庄屋、百姓	端裏「元禄十六未年 八幡村」
辻六郎左衛門(印)	八幡村庄屋、百姓	端裏「宝永元申年 八幡村」
辻六郎左衛門(印)	八幡村庄屋、百姓	端裏「宝永二酉年 八幡村」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ19	濃州池田郡八幡村卯御成ヶ割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米383石5斗7升1合)	正徳元年卯十月	1711	一紙	1
ろ20	濃州池田郡八幡村辰御成ヶ割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米411石2斗9升5合)	正徳二年辰十一月	1712	一紙	1
ろ21	濃州池田郡八幡村巳御成ヶ割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米445石5斗1升)	正徳三年巳十月	1713	一紙	1
ろ22	濃州池田郡八幡村午御成ヶ割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米356石6斗9升3合)	正徳四年午十一月	1714	一紙	1
ろ23	濃州池田郡八幡村未御成ヶ割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米447石2斗4升3合)	正徳五年未十一月	1715	一紙	1
ろ24	濃州池田郡八幡村申御成ヶ割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米442石6斗1升3合)	享保元年申十一月	1716	一紙	1
ろ25	濃州池田郡八幡村酉御成ヶ割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米456石7升6合)	享保二年酉十一月	1717	一紙	1
ろ26	濃州池田郡八幡村戌御成箇割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米477石8斗6合)	享保三年戌閏十月	1718	一紙	1
ろ27	濃州池田郡八幡村亥御成箇割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米448石7斗1升2合)	享保四年亥十一月	1719	一紙	1
ろ28	濃州池田郡八幡村子御成箇割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米454石6斗5升9合)	享保五年子十一月	1720	一紙	1
ろ29	濃州池田郡八幡村丑御成箇割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米438石8斗9升3合)	享保六年丑十一月	1721	一紙	1
ろ30	濃州池田郡八幡村寅御成箇割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米429石7斗5升2合)	享保七年寅十一月	1722	一紙	1
ろ31	濃州池田郡八幡村卯御成箇割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米443石9斗6升1合)	享保八年卯十一月	1723	一紙	1
ろ32	濃州池田郡八幡村辰御成箇割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米444石2斗1升7合)	享保九年辰十一月	1724	一紙	1
ろ33	当巳より未迄三ヶ年定免割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米460石7斗1升2合)	享保十年巳十一月	1725	一紙	1
ろ34	当申より子迄五ヶ年定免割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米460石7斗1升2合)	享保十三年申十一月	1728	一紙	1
ろ35	濃州池田郡八幡村亥御成箇割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米311石1斗9升9合、5ヶ年定免の処、当亥年風水旱損にて検見取につき)	享保十六年亥十一月	1731	一紙	1
ろ36	濃州池田郡八幡村丑御成箇割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米441石8斗3升3合、5ヶ年定免の処、当丑年麦作惣腐りにて検見取につき)	享保十八年丑十一月	1733	一紙	1
ろ37	丑年より巳迄五ヶ年定免割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米460石7斗1升2合)	享保十九年寅十一月	1734	一紙	1
ろ38	卯免定(高1,232石6斗3升8合、取米423石6斗7升3合、5ヶ年定免の処、当卯年水損にて検見取につき)	享保二十年卯十一月	1735	一紙	1
ろ39	辰免定(高1,232石6斗3升8合、取米446石4斗2升8合、5ヶ年定免の処、当辰年水損にて検見取につき)	元文元年辰十一月	1736	一紙	1
ろ40	巳御年貢可納割附之事(高1,232石6斗3升8合、取米467石7斗1升2合)	元文二年巳十一月	1737	一紙	1

作 成	受 取	備 考
辻六郎左衛門(印)	八幡村庄屋、百姓	ろ19～ろ27はこより紐一括、破損あり、端裏「正徳元卯年 八幡村」
辻六郎左衛門(印)	八幡村庄屋、百姓	破損あり、端裏「正徳式辰年 八幡村」
辻六郎左衛門(印)	八幡村庄屋、百姓	端裏「辻六郎左衛門様 正徳三巳年御免定 八幡村」
辻六郎左衛門(印)	八幡村庄屋、百姓	破損あり、継目剥がれ、端裏「正徳四午年 八幡村」
辻六郎左衛門(印)	八幡村庄屋、百姓	端裏「辻六郎左衛門様 正徳五未年御免定 八幡村」
辻六郎左衛門(印)	八幡村庄屋、百姓	端裏「辻六郎左衛門様 享保元申年御免定 八幡村」
辻六郎左衛門(印)	八幡村庄屋、百姓	破損あり、端裏「辻六郎左衛門様 享保二酉年御免定 八幡村」
辻甚太郎(印)	八幡村庄屋、百姓	破損あり、端裏「辻甚太郎様 享保三戌年御免定 八幡村」
辻甚太郎(印)	八幡村庄屋、百姓	端裏「辻甚太郎様 享保四亥年御免定 八幡村」
辻甚太郎(印)	八幡村庄屋、百姓	端裏「辻甚太郎様 享保五子年御免定 八幡村」
辻甚太郎(印)	八幡村庄屋、百姓	破損あり、端裏「辻甚太郎様 享保六丑年御免定 八幡村」
辻甚太郎(印)	八幡村庄屋、百姓	破損あり、端裏「辻甚太郎様 享保七寅年御免定 八幡村」
辻甚太郎(印)	八幡村庄屋、百姓	端裏「辻甚太郎様 享保八卯年御免定 池田郡八幡村」
辻甚太郎(印)	八幡村庄屋、百姓	端裏「辻甚太郎様 享保九辰年御免定 池田八幡村」
辻甚太郎(印)	八幡村庄屋、百姓	破損あり、端裏「辻甚太郎様 享保十巳年御免定免三ヶ年分御免定 八幡村」
辻甚太郎(印)	八幡村庄屋、百姓	破損あり、端裏「辻甚太郎様 享保十□□(三申)年より子迄五ヶ年分御免定免之御免定 八幡村」、『池田町史 史料編』pp. 195～196に収載
辻甚太郎(印)	八幡村庄屋、百姓	破損あり、端裏「享保十六亥年 八幡村」
辻甚太郎(印)	八幡村庄屋、百姓	破損あり、端裏「辻甚太郎様 享保十八丑年より巳迄五ヶ年御免定之内破免御免定 八幡村」
辻甚太郎(印)	八幡村庄屋、百姓	破損あり、端裏「辻甚太郎様 享保十九寅年御免定 八幡村」
井沢弥惣兵衛(印)	八幡村庄屋、百姓	破損あり、端裏「井沢弥三兵衛様 享保二十卯年御免定 八幡村」
井沢楠之丞(印)、井沢弥惣兵衛(印)	八幡村庄屋、百姓	破損あり、端裏「井沢楠之丞様・井沢弥惣兵衛様 元文元辰年御免定 八幡村」
瀧小右衛門(印)	濃州池田郡八幡村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「瀧小右衛門様 元文二巳年御免定 池田郡八幡村」

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
ろ41	午御年貢可納割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米429石6斗6升1合)	元文三年午十一月	1738	一紙	1
ろ42	未御年貢可納割附之事(高1,232石6斗3升8合、取米458石7斗4合)	元文四年未十一月	1739	一紙	1
ろ43	申御年貢可納割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米342石9斗7升5合)	元文五年申十一月	1740	一紙	1
ろ44	酉御年貢可納割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米430石8斗1升3合)	寛保元年酉十一月	1741	一紙	1
ろ45	戌御年貢可納割附之事(高1,232石6斗3升8合、取米383石4斗6升8合)	寛保二年戌十一月	1742	一紙	1
ろ46	当亥年八幡村免定之事(高1,232石6斗3升8合、取米433石1斗4升9合)	寛保三亥年十一月	1743	一紙	1
ろ47	当子年八幡村免定之事(高1,232石6斗3升8合、取米465石5升1合)	延享元子年十一月	1744	一紙	1
ろ48	丑御年貢可納割附之事(高1,232石6斗3升8合、取米438石3斗3升8合)	延享二年丑十一月	1745	一紙	1
ろ49	当寅年八幡村免定之事(高1,232石6斗3升8合、取米503石6斗1升6合)	延享三寅年十一月	1746	一紙	1
ろ50	当卯年八幡村免定之事(高1,232石6斗3升8合、取米382石4斗4升8合)	延享四年卯十一月	1747	一紙	1
ろ51	当辰年八幡村免定之事(高1,232石6斗3升8合、取米427石7斗5升)	寛延元年辰十一月	1748	一紙	1
ろ52	当巳年八幡村免定之事(高1,232石6斗3升8合、取米424石1斗2升7合)	寛延二年巳十二月	1749	一紙	1
ろ53	午年可納割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米437石2斗6合)	寛延三年午十一月	1750	一紙	1
ろ54	未年可納割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米450石9斗3升1合)	宝曆元年未十一月	1751	一紙	1
ろ55	申年可納割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米426石8斗1升)	宝曆二年申十一月	1752	一紙	1
ろ56	酉年可納割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米426石9斗7升7合)	宝曆三年酉十一月	1753	一紙	1
ろ57	戌年可納割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米399石6斗6升8合)	宝曆四年戌十一月	1754	一紙	1
ろ58	《八幡村免定》	宝曆5年	1755		
ろ59	子年可納割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米414石7斗7升5合)	宝曆六年子十一月	1756	一紙	1
ろ60	丑年可納割付之事(高1,232石6斗3升8合、取米431石5斗5升5合)	宝曆七年丑十一月	1757	一紙	1
ろ61	卯年免定之事(高1,232石6斗3升8合)	(宝曆九卯年御免定)	1759	一紙	1
ろ62	辰年免定之事(高1,232石6斗3升8合、取米428石2斗6升4合)	宝曆十年辰十一月	1760	一紙	1
ろ63	巳年免定之事(高1,232石6斗3升8合、取米422石1斗5升8合)	宝曆十一年巳十一月	1761	一紙	1
ろ64	午年免定之事(高1,232石6斗3升8合、取米431石6斗4合)	宝曆十二年午十一月	1762	一紙	1
ろ65	未年免定之事(高1,232石6斗3升8合、取米431石6斗4合)	宝曆十三年未十一月	1763	一紙	1
ろ66	申年免定之事(高1,232石6斗3升8合、取米431石6斗4合)	明和元年申十一月	1764	一紙	1

作 成	受 取	備 考
瀧小右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「瀧小右衛門様 元文三午年御免定 池田郡八幡村」
瀧小右衛門(印)	右(池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「瀧小右衛門様 元文四未年御免定 八幡村」
瀧小右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「元文五申年 八幡村」
瀧小右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、継目剥がれ、端裏「瀧小右衛門様 寛保元酉年御免定 池田郡八幡村」
瀧小右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、継目剥がれ、端裏「寛保二戌年 池田郡八幡村」
多羅尾四郎右衛門(印)	池田郡八幡村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「多羅尾四郎右衛門様 寛保三亥年御免定」
多羅尾四郎右衛門(印)	池田郡八幡村庄屋、年寄、惣百姓	継目剥がれ、端裏「多羅尾四郎右衛門様 延享元子年御免定 八幡村」
瀧小右衛門(印)	右(池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、継目剥がれ、「瀧小右衛門様 延享二丑年御免定 八幡村」
多羅尾四郎右衛門(印)	池田郡八幡村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、継目剥がれ、端裏「多羅尾四郎右衛門様 延享三寅年御免定 八幡村」
多羅尾四郎右衛門(印)	美濃国池田郡八幡村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、継目剥がれ、端裏「延享四卯年免定 八幡村」
多羅尾四郎右衛門(印)	池田郡八幡村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「多羅尾四郎右衛門様 寛延元辰年御免定 八幡村」
多羅尾四郎右衛門(印)	池田郡八幡村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「多羅尾四郎右衛門様 寛延貳巳年御免定 八幡村」
青次郎九郎(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「青木次郎九郎様 寛延三午年御免定 八幡村」
青次郎九郎(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「青木次郎九郎様 宝暦元未年御免定 八幡村」
青次郎九郎(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、継目剥がれ、端裏「青木次郎九郎様 宝暦貳申年御免定 池田郡八幡村」
青次郎九郎(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「青木次郎九郎様 宝暦三酉年御免定 池田郡八幡村」
青次郎九郎(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「青木次郎九郎様 宝暦四戌年御免定 八幡村」
		現在、所在不明
青次郎九郎(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	継目剥がれ、端裏「青木治郎九郎様 宝暦六子年御免定 八幡村」
青次郎九郎(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「青木治郎九郎様 宝暦七丑年御免定 八幡村」
		後欠、端裏「石原清左衛門様 宝暦九卯年御免定 八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「石原清左衛門様 宝暦十辰年御免定 池田郡八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「石原清左衛門様 宝暦十一巳年御免定 池田郡八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「石原清左衛門様 宝暦十二午年御免定 池田郡八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「石原清左衛門様 宝暦十三未年御免定 池田郡八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	継目剥がれ、端裏「石原清左衛門様 明和元申年御免定 池田郡八幡村」

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
ろ67	酉年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米431石7斗7合）	明和二年酉十一月	1765	一紙	1
ろ68	戌年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米431石7斗7合）	明和三年戌十一月	1766	一紙	1
ろ69	亥年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米431石7斗7合）	明和四年亥十一月	1767	一紙	1
ろ70	子年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石1斗7升1合）	明和五年子十月	1768	一紙	1
ろ71	丑年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石1斗7升1合）	明和六年丑十月	1769	一紙	1
ろ72	寅年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石1斗7升1合）	明和七年寅十月	1770	一紙	1
ろ73	卯年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米278石4斗7升）	明和八年卯十一月	1771	一紙	1
ろ74	辰年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗）	明和九年辰十一月	1772	一紙	1
ろ75	巳年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗）	安永二巳年十一月	1773	一紙	1
ろ76	午年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗）	安永三年午十一月	1774	一紙	1
ろ77	未御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗）	安永四年未十月	1775	一紙	1
ろ78	戌御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗）	安永七年	1778	一紙	1
ろ79	亥御年貢可納割附之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗）	安永八年亥十月	1779	一紙	1
ろ80	子年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗）	安永九子年十一月	1780	一紙	1
ろ81	丑年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗）	天明元丑年十一月	1781	一紙	1
ろ82	寅年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升）	天明二寅年十一月	1782	一紙	1
ろ83	卯年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升）	天明三卯年十一月	1783	一紙	1
ろ84	辰年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升）	天明四辰年十一月	1784	一紙	1
ろ85	巳年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升）	天明五巳年十一月	1785	一紙	1
ろ86	午年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米266石8斗）	天明六年午十一月	1786	一紙	1
ろ87	未年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升）	天明七未年十一月	1787	一紙	1
ろ88	申年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升）	天明八申年十一月	1788	一紙	1
ろ89	酉年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升）	寛政元酉年十一月	1789	一紙	1

作 成	受 取	備 考
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「石原清左衛門様 明和二酉年御免定 池田郡八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「石原清左衛門様 明和三戌年御免定 池田郡八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「石原清左衛門様 明和四亥年御免定 池田郡八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「石原清左衛門様 明和五子年御免定 池田郡八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「石原清左衛門様 明和六丑年御免定 池田郡八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「石原清左衛門様 明和七寅年御免定 池田郡八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「石原清左衛門様 明和八卯年御免定 池田郡八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、継目剥がれ、取扱注意、端裏「石原清左衛門様 明和九辰年御免定 池田郡八幡村」、端裏貼紙「安永与改元」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「石原清左衛門様 安永二巳年御免定 池田郡八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「石原清左衛門様 安永三午年御免定 池田郡八幡村」
岩出伊右衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「岩出伊右衛門様 安永四未年御免定 八幡村」、端裏貼紙「当未年も石原様御免定拾ヶ年之内故当未より丑迄七ヶ年之内此免定壹通ニ而相用ひ候様土山御役所ニ而被仰渡候ニ付申より御免定無之候森起返之訳ハ前年午石原様御免定ニ而相起申候 当六月八日 大津ニ而石原様より岩出様へ御引渡」
千種六郎右衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、端裏「安永七年戌割付 千種六郎右衛門様御免定 池田郡八幡村」
千種六郎右衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「安永八亥年割附 千種六郎右衛門様御免定 池田郡八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「安永九子年石原清左衛門様御免定 八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天明元丑年石原清左衛門様御免定 八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天明二寅年石原清左衛門様御免定 八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天明三卯年石原清左衛門様御免定 八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天明四辰年石原清左衛門様御免定 池田郡八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天明五巳年石原清左衛門様御免定 八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天明六午年石原清左衛門様御免定 八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天明七未年石原清左衛門様御免定 八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「天明八申年石原清左衛門様御免定 八幡村」
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「寛政元酉年石原清左衛門様御免定 美濃国池田郡八幡村」

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
ろ90	戌年免定之事（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升）	寛政二戌年十一月	1790	一紙	1
ろ91	亥御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米324石7斗4升8合）	寛政三亥年十月	1791	一紙	1
ろ92	子御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米433石1斗5升9合）	寛政四子年十月	1792	一紙	1
ろ93	丑御年貢可納割附之事（高1,232石6斗3升8合、取米433石1斗5升9合）	寛政五丑年十月	1793	一紙	1
ろ94	寅御年貢可納割附之事（高1,232石6斗3升8合、取米433石1斗5升9合）	寛政六寅年十月	1794	一紙	1
ろ95	卯御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米433石1斗5升9合）	寛政七卯年十月	1795	一紙	1
ろ96	辰御年貢可納割附之事（高1,232石6斗3升8合、取米433石1斗5升9合）	寛政八辰年十月	1796	一紙	1
ろ97	巳御年貢可納割附之事（高1,232石6斗3升8合、取米433石3斗5升9合）	寛政九巳年十月	1797	一紙	1
ろ98	午御年貢可納割附之事（高1,232石6斗3升8合、取米433石3斗5升9合）	寛政十年十月	1798	一紙	1
ろ99	未御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米433石3斗5升9合）	寛政十一未年十月	1799	一紙	1
ろ100	申御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米433石3斗5升9合）	寛政十二申年十月	1800	一紙	1
ろ101	酉御年貢可納割附之事（高1,232石6斗3升8合、取米433石3斗5升9合）	享和元酉年十月	1801	一紙	1
ろ102	戌御年貢可納割附之事（高1,232石6斗3升8合、取米433石3斗7升9合）	享和二戌年十月	1802	一紙	1
ろ103	亥御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米433石3斗7升9合）	享和三亥年十月	1803	一紙	1
ろ104	申御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米421石6斗3升2合）	文政七申年十一月	1824	一紙 (包紙共)	1
ろ105	子御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米279石8斗5升7合）	文政十一子年十一月	1828	一紙 (包紙共)	1
ろ106	丑御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米425石4斗4升8合）	文政十二丑年十一月	1829	一紙 (包紙共)	1
ろ107	寅御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米324石4斗6升5合）	文政十三寅年十一月	1830	一紙 (包紙共)	1
ろ108	卯御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米431石8斗6升8合）	天保二卯年十一月	1831	一紙 (包紙共)	1
ろ109	辰御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米427石5斗7升9合余）	天保三辰年十一月	1832	一紙 (包紙共)	1
ろ110	巳御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米323石1斗9升4合余）	天保四巳年十一月	1833	一紙	1
ろ111	午御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米433石4斗1升7合）	天保五年十一月	1834	一紙 (包紙共)	1
ろ112	未御年貢可納割付之事（高1,232石6斗3升8合、取米308石5斗9升1合）	天保六未年十一月	1835	一紙 (包紙共)	1

作 成	受 取	備 考
石原清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「寛政二戌年石原清左衛門様御免定 八幡村」
多四郎右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「寛政三亥年多羅尾四郎右衛門様御免定 池田郡八幡村」
多四郎右衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「寛政四子年多羅尾四郎右衛門様御免定 池田郡八幡村」
多四郎右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「寛政五丑年多羅尾四郎右衛門様御免定 池田郡八幡村」
多四郎右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「寛政六寅年多羅尾四郎右衛門様御免定 池田郡八幡村」
多四郎右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「寛政七卯年多羅尾四郎右衛門様御免定 池田郡八幡村」
多四郎右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「寛政八辰年多羅尾四郎右衛門様御免定 池田郡八幡村」
多四郎右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「寛政九巳年多羅尾四郎右衛門様御免定 池田郡八幡村」
多四郎次郎(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「寛政十午年多羅尾四郎次郎様御免定 濃州池田郡八幡村」
多四郎次郎(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、百姓代	端裏「寛政十一未年多羅尾四郎次郎様御免定 濃州池田郡八幡村」
多四郎次郎(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「寛政十二申年多羅尾四郎次郎様御免定 池田郡八幡村」
多四郎次郎(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「享和元酉年多羅尾四郎次郎様御免定 池田郡八幡村」
多四郎次郎(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「享和二戌年多羅尾四郎次郎様御免定 池田郡八幡村」
多四郎次郎(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「享和三亥年多羅尾四郎次郎様御免定 濃州池田郡八幡村」
桑山伝左衛門(印)、小林平次左衛門(印)、山岸万右衛門(印)、戸田権太夫(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、包紙「文政七申年御免定 八幡村」
石川勘助(印)、山岸万右衛門(印)、酒井小源太(印)、戸田権太夫(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、包紙「文政十一子年御免定 八幡村」
石川勘助(印)、井道茂十郎(印)、戸田五郎左衛門(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、包紙「文政十二丑年御免定 八幡村」
藤江彦八郎(印)、井道茂十郎(印)、酒井小源太(印)、戸田治右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、包紙「文政十三寅年御免定 天保改元 八幡村」
石川勘助(印)、井道茂十郎(印)、酒井小源太(印)、戸田治右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、包紙「天保二卯年御免定 八幡村」
松井八郎左衛門(印)、石川勘助(印)、井道茂十郎(印)、和田権進(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、包紙「天保三辰年御免定 八幡村」
石川勘助(印)、井道茂十郎(印)、酒井小源太(印)、和田権進(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意
松井八郎左衛門(印)、石川勘助(印)、鈴木主計(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、包紙「天保五午年御免状 八幡村」
松井八郎左衛門(印)、藤江彦八郎(印)、井道茂十郎(印)、木村清太夫(印)	右(濃州池田郡八幡) 村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、包紙「天保六未年 八幡村」

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
ろ113	申御年貢可納割付之事 (高1,232石6斗3升8合、取米190石3升9合)	天保七申年十一月	1836	一紙 (包紙共)	1
ろ114	酉御年貢可納割付之事 (高1,232石6斗3升8合、取米433石4斗2升)	天保八酉年十一月	1837	一紙 (包紙共)	1
ろ115	戌御年貢可納割付之事 (高1,232石6斗3升8合、取米323石5斗6升7合)	天保九戌年十一月	1838	一紙 (包紙共)	1
ろ116	亥御年貢可納割付之事 (高1,232石6斗3升8合、取米433石4斗2升5合)	天保十亥年十一月	1839	一紙 (包紙共)	1
ろ117	卯御年貢可納割付之事 (高1,232石6斗3升8合、取米434石4斗1升1合)	天保十四卯年十一月	1843	一紙 (包紙共)	1
ろ118	申御年貢可納割付之事 (高1,232石6斗3升8合、取米421石7斗5升8合1夕)	嘉永元申年十一月	1848	一紙 (包紙共)	1
ろ119	池田郡八幡村午御成ヶ勘定目録 (高1,232石6斗3升8合、取米356石6斗9升3合)	正徳五年未六月	1715	一紙	1
ろ120	覚(年貢勘定目録、高1,232石6斗3升8合、取米342石9斗7升5合)	寛保元年酉七月	1741	一紙	1
ろ121	覚(年貢勘定目録、高1,232石6斗3升8合、取米430石8斗1升3合)	寛保二年戊七月	1742	一紙	1
ろ122	覚(年貢勘定目録、高1,232石6斗3升8合、取米383石4斗6升8合)	寛保三年亥五月	1743	一紙	1
ろ123	亥年勘定目録 (高1,232石6斗3升8合、取米433石1斗4升9合)	寛保三	1743	縦	1
ろ124	未御物成米金御勘定仕上目録 (高1,232石6斗3升8合、取米450石9斗4升8合)	宝暦貳年申七月	1752	一紙	1
ろ125	申年貢皆済目録 (高1,232石6斗3升8合、本途426石8斗2升7合)	宝暦三年酉六月	1753	一紙	1
ろ126	酉御物成米金御勘定仕上目録 (高1,232石6斗3升8合、取米426石9斗9升4合)	宝暦四年戌四月	1754	一紙	1
ろ127	戌御物成米金御勘定仕上目録 (高1,232石6斗3升8合、取米399石6斗8升5合)	宝暦五年亥四月	1755	一紙	1
ろ128	亥御物成米金御勘定仕上目録 (高1,232石6斗3升8合、取米407石7斗9合)	宝暦六年子七月	1756	一紙	1
ろ129	丑御物成米金御勘定仕上目録 (高1,232石6斗3升8合、取米431石5斗5升5合)	宝暦八年寅六月	1758	一紙	1

作 成	受 取	備 考
松井八郎左衛門(印)、吉川逸之進(印)、井道茂十郎(印)、戸田権太夫(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、包紙「天保七申年御免状 八幡村」
松井八郎左衛門(印)、藤江彦八郎(印)、井道茂十郎(印)、戸田治右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、包紙「天保八酉年 八幡村」
吉川逸之進(印)、藤江彦八郎(印)、井道茂十郎(印)、和田権進(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、包紙「天保九戌年 八幡村」
吉川逸之進(印)、藤江彦八郎(印)、井道茂十郎(印)、鈴木主計(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、包紙「天保十亥年御免状 八幡村」
中西要右衛門(印)、岩井弥五兵衛(印)、中村五左衛門(印)、小原二兵衛(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、包紙「天保十四年卯年御免定 八幡村」
里見与五右衛門(印)、桑山豊三郎(印)、岩井弥五兵衛(印)、戸田権之助(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、包紙「嘉永元申年御免定 八幡村」
八幡村庄屋円右衛門、同村年寄	佐藤繁右衛門殿、赤坂文蔵殿	破損あり、継目剥がれ、取扱注意、「赤坂文蔵、佐藤繁右衛門(印)、足立丈右衛門(印)、山岡程右衛門(印)、秋山友大夫(印)」から「八幡村庄屋・年寄中」宛の奥書あり
池田郡八幡村庄屋伝次郎(印)、年寄曾右衛門(印)、同喜右衛門(印)、同庄兵衛(印)、同茂右衛門(印)、同与惣次(印)、百姓代弥平次(印)	笠松御役所	破損あり、取扱注意、端裏「池田郡八幡村」、「瀧小右衛門(印)」の裏書あり
池田郡八幡村庄屋伝次郎(印)、同村年寄与惣次(印)、同断庄兵衛(印)、同断曾右衛門(印)、同断喜右衛門(印)、同断茂右衛門(印)、百姓代弥平次(印)	笠松御役所	破損あり、取扱注意、端裏「池田郡八幡村」、「瀧小右衛門(印)」の裏書あり
池田郡八幡村庄屋伝次郎(印)、年寄与惣治(印)、同断茂右衛門(印)、百姓代弥平次(印)	笠松御役所	破損あり、端裏「八幡村」、「瀧小右衛門(印)」の裏書あり
池田郡八幡村庄屋伝次郎(印)、右同断与惣治(印)、右同断庄兵衛(印)、右同断曾右衛門(印)、年寄喜右衛門(印)、右同断茂右衛門(印)	信楽御役所	表紙「美濃国池田郡八幡村」、「多四郎右衛門」から「濃州池田郡八幡村庄屋・年寄」宛の奥書あり
池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、年寄茂右衛門(印)、百姓代弥平次(印)	笠松御郡代所	破損あり、取扱注意、「青次郎九郎(印)」の裏書あり
川崎平右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、端裏「八幡村」、「青次郎九郎(印)」の裏書あり
池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、年寄茂右衛門(印)、百姓代弥平次(印)	笠松御郡代所	破損あり、取扱注意、「青次郎九郎(印)」の裏書あり
池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、年寄茂右衛門(印)、百姓代弥平次(印)	笠松御郡代所	破損あり、継目剥がれ、取扱注意、「青次郎九郎(印)」の裏書あり
池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、年寄茂右衛門(印)、百姓代弥平治(印)	笠松御郡代所	挿入紙あり、「青次郎九郎(印)」の裏書あり
庄屋与惣次(印)、年寄茂右衛門(印)、百姓代新五兵衛(印)	笠松御郡代所	破損あり、取扱注意、付箋あり、端裏「八幡村」、端裏貼紙「宝曆年中勘定目録十三通」、「青次郎九郎(印)」の裏書あり

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
ろ130	寅御物成米金御勘定仕上目録 (高1,232石6斗3升8合、取米428石7斗8升6合)	宝暦九年卯十月	1759	一紙	1
ろ131	卯年御物成御勘定目録 (取米431石6斗7升3合)	宝暦十年辰三月	1760	一紙	1
ろ132	辰年御物成御勘定目録 (取米428石2斗6升4合)	宝暦十一年巳三月	1761	一紙	1
ろ133	巳年御物成御勘定目録 (取米422石1斗5升8合)	宝暦十二年午三月	1762	一紙	1
ろ134	〔午年御物成御勘定目録〕	宝暦十三年未三月	1763	一紙	1
ろ135	未年御物成御勘定目録 (取米431石6斗4合)	宝暦十四年申三月	1764	一紙	1
ろ136	辰年御物成御勘定目録 (高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗)	安永二巳年三月	1773	一紙	1
ろ137	未年御物成御勘定目録 (取米432石4斗)	安永三年午三月	1774	一紙	1
ろ138	午年御物成御勘定目録 (取米432石4斗)	安永四年未三月	1775	一紙	1
ろ139	未御年貢皆済目録 (高1,232石6斗3升8合、本途432石4斗)	安永五年申三月	1776	一紙	1
ろ140	申御年貢皆済目録 (高1,232石6斗3升8合、本途432石4斗)	安永六年酉二月	1777	一紙	1
ろ141	酉御年貢皆済目録 (高1,232石6斗3升8合、本途432石4斗)	(安永7年)	1778	一紙	1
ろ142	寅年御物成皆済目録 (高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升)	天明三卯年三月	1783	一紙	1
ろ143	卯年御物成皆済目録 (高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升)	天明四年辰三月	1784	一紙	1
ろ144	辰年御物成皆済目録 (高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升)	天明五年巳三月	1785	一紙	1
ろ145	巳年御物成皆済目録 (高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升)	天明六年午三月	1786	一紙	1
ろ146	巳皆済目録 (八幡村・東野村)	(天明6年カ)	1786	縦	1
ろ147	午年御物成皆済目録 (高1,232石6斗3升8合、取米266石8斗)	天明七未年三月	1787	一紙	1
ろ148	午年皆済目録 (八幡村・東野村)	(天明7年カ)	1787	縦	1

作 成	受 取	備 考
庄屋与惣治(印)、年寄茂右衛門(印)、百姓代弥平治(印)	笠松御郡代所	破損あり、継目剥がれ、取扱注意、端裏「八幡村」、「千清右衛門(印)」の裏書あり
庄屋与惣治(印)、同断庄兵衛(印)、同断直三郎(印)、年寄茂右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓代新五兵衛(印)、同断甚之右衛門(印)、同断弥平治(印)	石原清左衛門様御役所	端裏「八幡村」、「石清左衛門(印)」の裏書あり
美濃国池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、同断庄兵衛(印)、同断直三郎(印)、年寄茂右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥平治(印)	石原清左衛門様御役所	破損あり、端裏「八幡村」、「石清左衛門(印)」の裏書あり
美濃国池田郡八幡村庄屋与三治(印)、年寄茂右衛門(印)、百姓代弥平治(印)	石原清左衛門様御役所	破損あり、端裏「八幡村」、「石清左衛門(印)」の裏書あり
美濃国池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断直三郎(印)、年寄茂右衛門(印)、同断甚之右衛門(印)、百姓代弥平治(印)	石原清左衛門様御役所	前欠、破損あり、継目剥がれ、取扱注意、「石清左衛門(印)」の裏書あり
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断直三郎(印)、年寄茂右衛門(印)、同断甚之右衛門(印)、百姓代弥平次(印)	石原清左衛門様御役所	破損あり、端裏「八幡村」、「石清左衛門(印)」の裏書あり
右(美濃国池田郡八幡)村庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸治郎(印)、源七(印)、同断千太郎(印)、百姓代弥平次(印)	石原清左衛門様御役所	破損あり、端裏「八幡村」、「石清左衛門(印)」の裏書あり
右(美濃国池田郡八幡)村庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断源七(印)、同断千太郎(印)、百姓代弥平次(印)	石原清左衛門様御役所	端裏「八幡村」、「石清左衛門(印)」の裏書あり
	石原清左衛門様御役所	継目剥がれ、「石清左衛門(印)」の裏書あり
岩伊右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「八幡村」
岩伊右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、端裏「池田郡八幡村」
		後欠、破損あり、取扱注意、端裏「池田郡八幡村」
石清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天明二寅年 八幡村」
石清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天明三卯年 八幡村」
石清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄	端裏「天明四辰年 八幡村」
石清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天明五巳年 池田郡八幡村」
石清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	ろ147・ろ148はこより紐一括、破損あり、取扱注意、端裏「八幡村」
		破損あり、取扱注意

番号	表題	年代	西暦	形態	数
ろ149	未年御物成皆済目録（高1,232石6斗3升8合、取432石4斗3升）	（天明8年）	1788	一紙	1
ろ150	未皆済目録写（八幡村・東野村）	（天明8年カ）	1788	縦	1
ろ151	申年御物成皆済目録（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升）	寛政元酉年三月	1789	一紙	1
ろ152	申皆済目録（取米432石4斗3升）	（寛政元年）	1789	縦	1
ろ153	酉年御物成皆済目録（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升）	寛政貳戌年三月	1790	一紙	1
ろ154	皆済目録写并夫食書上（取米432石4斗3升）	寛政元酉年十一月	1789	縦	1
ろ155	戌年御物成皆済目録（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升）	寛政貳戌年三月	1790	一紙	1
ろ156	戌歳皆済目録写（高1,232石6斗3升8合、取米432石4斗3升）	寛政貳年庚戌十一月	1790	縦	1
ろ157	亥年皆済目録（高1,232石6斗3升8合、本途324石7斗4升8合）	寛政四子年三月	1792	一紙	1
ろ158	子年皆済目録（高1,232石6斗3升8合、本途433石1斗5升9合）	寛政五丑年三月	1793	一紙	1
ろ159	丑年皆済目録（高1,232石6斗3升8合、本途433石1斗5升9合）	寛政六寅年三月	1794	一紙	1
ろ160	丑年替（皆）済目録（高1,232石6斗3升8合、取米433石1斗5升9合）	寛政五年十一月	1793	縦	1
ろ161	寅年皆済目録（高1,232石6斗3升8合、本途433石1斗5升9合）	寛政七卯年三月	1795	一紙	1
ろ162	卯年皆済目録（高1,232石6斗3升8合、本途433石1斗5升9合）	寛政八辰年三月	1796	一紙	1
ろ163	〔卯年皆済目録写、高1,232石6斗3升8合、本途433石1斗5升9合〕	寛政七卯年	1795	縦	1
ろ164	辰年皆済目録（高1,232石6斗3升8合、本途433石1斗5升9合）	寛政九巳年三月	1797	一紙 （括り紐共）	1
ろ165	皆済目録写（高1,232石6斗3升8合、本途433石1斗5升9合）	寛政八辰年	1796	縦	1
ろ166	巳年皆済目録（高1,232石6斗3升8合、本途433石3斗5升9合）	寛政十年午三月	1798	一紙	1
ろ167	巳皆済目録（高1,232石6斗3升8合、本途433石3斗5升9合）	（寛政10年）	1798	縦	1
ろ168	午年皆済目録（高1,232石6斗3升8合、本途433石3斗5升9合）	寛政十一未年三月	1799	一紙	1
ろ169	未年皆済目録（高1,232石6斗3升8合、本途433石3斗5升9合）	寛政十二申年三月	1800	一紙	1
ろ170	申年皆済目録（高1,232石6斗3升8合、本途433石3斗5升9合）	享和元酉年三月	1801	一紙	1
ろ171	酉年皆済目録（高1,232石6斗3升8合、本途433石3斗5升9合）	享和貳戌年三月	1802	一紙	1
ろ172	戌年皆済目録（高1,232石6斗3升8合、本途433石3斗7升9合）	享和三亥年三月	1803	一紙	1
ろ173	覚（年貢皆済目録、高1,232石6斗3升8合、本途433石3斗7升9合）	文化元子年六月	1804	一紙	1

作 成	受 取	備 考
		ろ149・ろ150はこより紐一括、後欠、端裏「八幡村」
石清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、端裏「八幡村」
石清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「寛政元酉年 美濃国池田郡八幡村」
池田郡八幡村		結び文1点あり
石清左衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「寛政二戌年 八幡村」
八幡村		
四郎右衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「寛政三亥年 池田郡八幡村」
四郎右衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、端裏「寛政四子年 池田郡八幡村」
四郎右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「寛政五丑年 濃州池田郡八幡村」
八幡村		
四郎右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「寛政六寅年 池田郡八幡村」
四郎右衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「寛政七卯年 池田郡八幡村」
四郎右衛門(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、端裏「寛政八辰年 池田郡八幡村」
四郎右衛門(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄	端裏「寛政九巳年 濃州池田郡八幡村」
四郎次郎(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「寛政十年年 池田郡八幡村」
四郎次郎(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「寛政十一未年 濃州池田郡八幡村」
四郎次郎(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、端裏「寛政十二申年 美濃国池田郡八幡村」
四郎次郎(印)	右(美濃国池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	ろ171～ろ173はこより紐一括、端裏「享和元酉年 池田郡八幡村」
四郎次郎(印)	右(濃州池田郡八幡)村庄屋、年寄、惣百姓	破損あり、取扱注意、端裏「享和二戌年 濃州池田郡八幡村」
濃州池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断金蔵(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥平次(印)	大垣御預役所	破損あり、取扱注意、端裏「享和三 亥皆済目録 池田郡八幡村」、「大垣御預役所(印)」の裏書あり

番号	表題	年代	西暦	形態	数
ろ174	覚(年貢皆済目録、高1,232石6斗3升8合、取米424石3斗8升9合7夕)	安政四巳年三月	1857	一紙	1
ろ175	午年御勘定目録(取米432石4斗)	(午年)		一紙	1
ろ176	[巳年年貢皆済目録]	(巳年)		縦	1
ろ177-1	[年貢皆済目録]			縦	1
ろ177-2	[八幡村免相達、東沖4ツ6分6厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	文化十癸酉十一月日	1813	折紙	1
ろ178	[八幡村免相達、東沖4ツ6分6厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	文化十二乙亥十一月日	1815	折紙	1
ろ179	[八幡村免相達、東沖4ツ6分6厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	文化十四丁丑十一月日	1817	折紙	1
ろ180	[八幡村免相達、東沖4ツ6分6厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	文政元戊寅十一月日	1818	折紙	1
ろ181	[八幡村免相達、東沖4ツ6分7厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	文政二己卯十一月日	1819	折紙	1
ろ182	[八幡村免相達、東沖4ツ6分8厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	文政五壬午十一月日	1822	折紙	1
ろ183	[八幡村免相達、東沖4ツ6分9厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	文政八乙酉十一月日	1825	折紙	1
ろ184	[八幡村免相達、東沖4ツ7分、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	文政十一戊子十一月日	1828	折紙	1
ろ185	[八幡村免相達、東沖4ツ7分、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	文政十二己丑十一月日	1829	折紙	1
ろ186	[八幡村免相達、東沖4ツ7分1厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	天保二辛卯十一月日	1831	折紙	1
ろ187	[八幡村免相達、東沖4ツ7分2厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	天保五甲午十一月日	1834	折紙	1
ろ188	[八幡村免相達、東沖4ツ7分2厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	天保七丙申十一月日	1836	折紙	1
ろ189	[八幡村免相達、東沖4ツ7分2厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	天保八丁酉十一月日	1837	折紙	1
ろ190	[八幡村免相達、東沖4ツ7分2厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	天保十己亥十一月日	1839	折紙	1
ろ191	[八幡村免相達、東沖4ツ7分2厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	天保十一庚子十一月日	1840	折紙	1
ろ192	[八幡村免相達、東沖4ツ7分2厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取]	天保十二辛丑十一月日	1841	折紙	1

作 成	受 取	備 考
濃州池田郡八幡村庄屋政之丞(印)、年寄八右衛門(印)、百姓代市郎兵衛(印)	大垣御預役所	端裏「八幡村」、「大垣御預役所(印)」の裏書あり
		後欠、破損あり
		「不用」とあり
		資料には「ろ一七七」と番号記載
近藤廣之助(花押)、国枝彦之進(花押)、藤江彦之丞(花押)、中村五左衛門(花押)	名主、惣百姓	ろ177-2~183は綴、破損あり、取扱注意、資料には「ろ一七七」と番号記載
近藤廣之助(花押)、御用国枝彦之進、藤江彦之丞(花押)、御用中村五左衛門	名主、惣百姓	
近藤廣之助(花押)、国枝彦之進(花押)、藤江彦之丞(花押)、中村五左衛門(花押)	名主、惣百姓	破損あり
中村五左衛門(花押)、藤江彦之丞(花押)、国枝彦之進(花押)、近藤廣之助(花押)	名主、惣百姓	破損あり、取扱注意
近藤廣之助(花押)、藤江彦之丞(花押)、中村五左衛門(花押)、石川孫七(花押)	名主、惣百姓	破損あり
石川孫大夫(花押)、酒井小源太(花押)、藤江彦之丞(花押)、近藤廣之助(花押)	名主、惣百姓	破損あり
近藤廣之助(花押)、藤江彦之丞(花押)、石川孫大夫(花押)、酒井源太(花押)、大沢治兵衛(花押)	名主、惣百姓	破損あり
大沢治兵衛(花押)、国枝七郎(花押)、石川孫大夫(花押)、近藤廣之助(花押)	名主、惣百姓	ろ184~ろ195は重ね折一括、綴じ穴跡あり
近藤廣之助(花押)、石川孫太夫(花押)、国枝七郎(花押)、大沢治兵衛(花押)	名主、惣百姓	綴じ穴跡あり
近藤廣之助(印)、石川孫太夫煩、大沢治兵衛(印)、長屋宇右衛門(印)	名主、惣百姓	綴じ穴跡あり
藤江彦八郎(印)、長屋宇右衛門(印)、中村岡之進(印)、大沢治兵衛(印)	名主、惣百姓	破損あり、取扱注意、綴じ穴跡あり
中村五左衛門(印)、長屋宇右衛門(印)、大沢治兵衛(印)	名主、惣百姓	破損あり、取扱注意、綴じ穴跡あり
大沢治兵衛(印)、長屋宇右衛門(印)、中村五左衛門(印)、津田儀兵衛(印)	名主、惣百姓	破損あり、取扱注意、綴じ穴跡あり
大沢治兵衛(印)、長屋宇右衛門(印)、中村五左衛門(印)、津田儀兵衛(印)	名主、惣百姓	綴じ穴跡あり
津田儀兵衛(印)、中村五左衛門(印)、長屋宇右衛門(印)、大沢治兵衛(印)	名主、惣百姓	破損あり、綴じ穴跡あり
大沢治兵衛(印)、長屋宇右衛門(印)、中村五左衛門(印)、津田儀兵衛(印)	名主、惣百姓	綴じ穴跡あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ193	〔八幡村免相達、東沖4ツ7分2厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取〕	天保十三壬寅十一月日	1842	折紙	1
ろ194	〔八幡村免相達、東沖4ツ7分3厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取〕	天保十四癸卯十一月日	1843	折紙	1
ろ195	〔八幡村免相達、東沖4ツ7分4厘、西沖3ツ8分9厘、畑4ツ7分5厘取〕	弘化三丙午十一月日	1846	折紙	1
ろ196	安永二年巳御免割目録（取箇432石4斗、免割4ツ3分3厘5毛）	（安永2年）	1773	一紙	1
ろ197	安永四未御免割目録（取米432石4斗、免割4ツ2分3厘8毛）	（安永4年）	1775	一紙	1
ろ198	寛政元年酉御免割目録（取箇432石4斗3升）	（寛政元年）	1789	一紙	1
ろ199	寛政二年戌御免割目録（取箇432石4斗3升）	（寛政2年）	1790	一紙	1
ろ200	寛政二年戌御免割目録（取箇432石4斗3升）	（寛政2年）	1790	一紙	1
ろ201	寛政二年戌御免割目録（取箇432石4斗3升）	（寛政2年）	1790	一紙	1
ろ202	寛政三年亥御免割目録（米324石7斗4升8合）	（寛政3年）	1791	一紙	1
ろ203	寛政五年丑御免割目録（取箇433石1斗5升9合）	（寛政5年）	1793	一紙	1
ろ204	寛政六年寅御免割目録（取箇433石1斗5升9合）	（寛政6年）	1794	一紙	1
ろ205	寛政八年辰御免割目録（取箇433石1斗5升9合）	（寛政8年）	1796	一紙	1
ろ206	寛政九年巳御免割目録（取箇433石3斗5升9合）	（寛政9年）	1797	一紙	1
ろ207	文化十年酉御免割目録（取箇433石3斗8升4合）	（文化10年）	1813	一紙	1
ろ208	文化十一年戌御免割目録（取箇433石3斗8升4合）	（文化11年）	1814	一紙	1
ろ209	濃州池田郡八幡村子年免割帳	明和五年子十二月	1768	横長	1
ろ210	濃州池田郡八幡村未年免割帳	安永四年巳十二月	1775	横長	1
ろ211	濃州池田郡八幡村申年免割帳	安永五年申十二月	1776	横長	1

作 成	受 取	備 考
津田儀兵衛(印)、長屋宇右衛門(印)、大沢治兵衛(印)、中村五左衛門(印)	名主、惣百姓	綴じ穴跡あり
中村五左衛門(印)、大沢治兵衛(印)、長屋宇右衛門(印)、岩井弥五兵衛(印)	名主、惣百姓	破損あり、取扱注意、綴じ穴跡あり
高木長左衛門(印)、中西彦左衛門(印)、長屋宇右衛門(印)、大沢治兵衛(印)	名主、惣百姓	綴じ穴跡あり
		破損あり、取扱注意
		破損あり
		破損あり、取扱注意
		2枚、2枚目は1枚目に包まれていた
		破損あり、取扱注意
		末尾に「寛政八丙辰年惣懸高覚」添付
		末尾に「寛政九丁巳年惣懸り覚」添付
		破損あり
		破損あり、取扱注意
八幡村庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断直三郎(印)、年寄千太郎(印)、同断幸次郎(印)、同断甚之右衛門(印)、百姓代源太郎(印)、同断林太郎(印)、同断丈右衛門(印)、ほか百姓代9人	石原清左衛門様御役所	
八幡村庄屋安次郎(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源七(印)、百姓代孫惣(印)、同断源太郎(印)、同断林太郎(印)、ほか百姓代14人	岩出伊右衛門様御役所	破損あり
八幡村庄屋安次郎(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源七(印)、百姓代孫惣(印)、同断源太郎(印)、同断林太郎(印)、ほか百姓代14人		破損あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ212	濃州池田郡八幡村酉年免割帳	安永六年酉十二月	1777	横長	1
ろ213	御免割帳	安永七年戌十二月	1778	横長	1
ろ214	御免割帳	安永八年亥十二月	1779	横長	1
ろ215	御免割帳	安永九年子十二月	1780	横長	1
ろ216	御免割帳	天明元年丑十二月	1781	横長	1
ろ217	御免割帳	天明二年寅十二月	1782	横長	1
ろ218	御免割帳	天明三年卯十二月	1783	横長	1
ろ219	御免割帳	天明四年辰十二月	1784	横長	1
ろ220	御免割帳	天明五年巳十二月	1785	横長	1

作 成	受 取	備 考
八幡村庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源七(印)、百姓代孫惣(印)、同断源太郎(印)、同断林太郎(印)、ほか百姓代14人		破損あり
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源七(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、芳広(印)、ほか百姓83人		破損あり、表紙「池田郡八幡村」
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源七(印)、百姓直四郎(印)、曾平治(印)、太郎治(印)、ほか百姓82人		破損あり、表紙「池田郡八幡村」
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源七(印)、百姓直四郎(印)、文治(印)、太郎治(印)、ほか百姓83人	大津御役所	破損あり、表紙「美濃国池田郡八幡村」
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源七(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、太郎次(印)、ほか百姓82人	大津御役所	破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断市三郎(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、太郎治(印)、ほか百姓82人	大津御役所	破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断市三郎(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、太郎治(印)、ほか百姓82人	大津御役所	破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断市三郎(印)、百姓直四郎(印)、曾平治(印)、勘三郎(印)、ほか百姓82人	大津御役所	破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、庄屋曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、勘三郎(印)、ほか百姓82人	大津御役所	破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ221	御免割帳	天明六年午十二月	1786	横長	1
ろ222	御免割帳	天明七年未十二月	1787	横長	1
ろ223	御免割帳	天明八年申十二月	1788	横長	1
ろ224	御免割帳	寛政元年酉十二月	1789	横長	1
ろ225	御免割帳	寛政二年戌十二月	1790	横長	1
ろ226	御免割帳	寛政三年亥十二月	1791	横長	1
ろ227	御免割帳	寛政四年子十二月	1792	横長	1
ろ228	御免割帳	寛政五年丑十二月	1793	横長	1
ろ229	御免割帳	寛政六年寅十二月	1794	横長	1

作 成	受 取	備 考
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、勘三郎(印)、ほか百姓81人	大津御役所	破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)、百姓直四郎(印)、曾平治(印)、勘三郎(印)、ほか百姓81人	大津御役所	破損あり、綴じ紐切れ
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、勘三郎(印)、ほか百姓80人	大津御役所	破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、勘三郎(印)、ほか百姓80人	大津御役所	破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、勘三郎(印)、ほか百姓80人	大津御役所	破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断直三郎(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)、百姓代祐吉(印)、芳広(印)、孫惣(印)、勘三郎(印)、ほか百姓88人		破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断直三郎(印)、年寄幸次郎(印)、同断源三郎(印)、百姓祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫惣(印)、ほか百姓92人		破損あり
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断源三郎(印)、百姓祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫惣(印)、ほか百姓97人		破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」
庄屋与惣治(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫惣(印)、ほか百姓97人		破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ230	御免割帳	寛政七年卯十一月	1795	横長	1
ろ231	御免割り帳	寛政九年巳十二月	1797	横長	1
ろ232	御免割り帳	寛政十年午十二月	1798	横長	1
ろ233	御免割り帳	寛政十一年未十二月	1799	横長	1
ろ234	《八幡村免割帳》	(寛政12年)	1800		
ろ235	濃州池田郡八幡村子年免割帳	文化元年子十二月	1804	横長	1
ろ236	濃州池田郡八幡村丑年御免割帳	文化二年丑十二月	1805	横長	1
ろ237	濃州池田郡八幡村寅年御免割帳	文化三年寅十二月	1806	横長	1
ろ238	濃州池田郡八幡村卯年御免割帳	文化四年卯十二月	1807	横長	1
ろ239	[不破郡松尾村荒地引高など綴]	(宝暦10・安永7・天明9年)	1760	綴	1
ろ240	[不破郡松尾村亥年取箇など書付]	(亥年)		切紙	1
ろ241	戌御年貢可納割付之事(不破郡松尾村高594石8斗、取米129石2斗6升2合)	文政九戌年十一月	1826	一紙	1
ろ242	戌年覚(不破郡松尾村年貢免定)	(文政9戌年)	1826	一紙	1
ろ243	[不破郡松尾村年貢割付覚]	(文政10亥年11月)	1827	縦	1

作 成	受 取	備 考
与惣治(印)、源三郎(印)、直三郎(印)、祐助(印)、忠右衛門(印)、八右衛門(印)、祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫惣(印)、ほか百姓101人		破損あり、表題・年代などは表紙貼紙より、表紙貼紙「濃州池田郡八幡村」、連判の名前のみ記載
庄屋与惣次(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫惣(印)、ほか百姓101人		破損あり
庄屋祐助(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫惣(印)、ほか百姓99人		破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」
庄屋徳之助(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫惣(印)、ほか百姓100人		破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」
		現在、所在不明
池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、同断治五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断金蔵(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥三兵衛(印)、同断浅右衛門(印)、同断弥平治(印)	大垣御預御役所	
池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断治五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断金蔵(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥三兵衛(印)、同断浅右衛門(印)、同断弥平次(印)	大垣御預御役所	
池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断金蔵(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥三兵衛(印)、同断浅右衛門(印)、同断弥平次(印)	大垣御預御役所	
池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断治五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断金蔵(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥三兵衛(印)、同断孫左衛門(印)、同断弥平治(印)	大垣御預御役所	
		ろ239・ろ240はこより紐一括
一、一	松尾村庄屋、年寄、惣百姓	端裏「文政九戌年御免定之写 松尾村」
		破損あり、取扱注意

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
ろ244	(欠番)				
ろ245	〔不破郡松尾村子年御免割帳など年貢割付覚〕	(子～卯年)		横長	1
ろ246-1	覚(池田野新田高185石8斗、取米43石1斗6升)	天保二卯年三月	1831	一紙	1
ろ246-2	年々池田野新田皆済目録之写	(天保2～弘化3年)	1831	縦	1
ろ247	覚(池田野新田高185石8斗、取米43石1斗6升)	天保三辰年三月	1832	一紙	1
ろ248	東野村請地池田野新田御免定写	(文政13・天保7年)	1830	縦	1
ろ249	巳御年貢可納割付之事(池田野新田内東野村受地高185石8斗、取米43石1斗6升)	天保四巳年十一月	1833	一紙	1
ろ250	〔池田野新田内青柳村請地年貢皆済目録〕	(天保2・5・8年)	1831	縦	1
ろ251	午御年貢可納割付之事(池田野新田内青柳村請地高35石7斗9升8合、取米7石4斗5升8合)	天保五午年十一月	1834	縦	1
ろ251-1①	〔池田野新田、遠所金返扶持米代差引金2分永187文余受取覚〕	(天保6年)未閏七月廿一日	1835	切紙	1
ろ251-1②	〔池田野新田、定式遠所金返扶持米代差引残金2分永39文余請取覚〕	(天保9年ヵ)戌十一月十日	1838	切紙	1
ろ251-1③	〔池田野新田、遠所金人足返扶持米代差引残金2分永163文余請取覚〕	(天保3年ヵ)辰五月九日	1832	切紙	1
ろ251-1④	〔池田野新田、遠所金返扶持米代差引残金2分永158文余請取覚〕	(天保4年ヵ)巳三月廿三日	1833	切紙	1
ろ251-1⑤	〔池田野新田、遠所金返扶持米代差引残金1分永186文余請取覚〕	(天保5年ヵ)午九月四日	1834	切紙	1
ろ251-1⑥	〔池田野新田、春役定式御普請遠所金返扶持米代差引残金2分永147文余請取覚〕	(天保13年ヵ)寅八月廿三日	1842	切紙	1
ろ251-1⑦	〔池田野新田、春役御普請遠所金返扶持米代差引残金2分永152文余請取覚〕	(天保14年ヵ)卯四月	1843	切紙	1
ろ252	〔塩田村天保7申年御免状并皆済目録写〕	(天保7・8年)	1836	縦	1
ろ253	酉御年貢可納割付之事(塩田村、高352石7斗2升、取米42石5斗5升5合)	天保八酉年十一月	1837	一紙 (包紙共)	1
ろ254	戌御年貢可納割付之事(塩田村、高352石7斗2升、取米37石2斗4升7合)	天保九戌年十一月	1838	一紙 (包紙共)	1
ろ255	亥御年貢可納割付之事(塩田村、高352石7斗2升、取米54石9斗8升4合)	天保十亥年十一月	1839	一紙 (包紙共)	1
ろ256	子御年貢可納割付之事(塩田村、高352石7斗2升、取米50石3斗1升2合)	天保十一子年十一月	1840	一紙 (包紙共)	1

作 成	受 取	備 考
		資料には「ろ二四四」と番号記載
濃州池田郡池田野新田兼帯庄屋与惣治(印)、見習庄屋亀之助(印)、年寄勘右衛門(印)、百姓代甚六(印)	大垣御預御役所	端裏「天保元寅皆済目録 池田野新田」、資料には「ろ二四六」と番号記載
		表紙「天保元寅年より」
濃州池田郡池田野新田兼帯庄屋与惣次(印)、見習庄屋亀之助(印)、年寄勘右衛門(印)、百姓代平助(印)	大垣御預御役所	端裏「天保二卯皆済目録 池田野新田」、大垣御預御役所の裏書あり
		破損あり、表紙「天保二年卯十一月 与惣次扣」
石川勘助(印)、井道茂十郎(印)、酒井小源太(印)、和田権進(印)	右村(池田野新田)庄屋、年寄、惣百姓	
		破損あり、資料には「ろ二五一」と番号記載
松井八郎左衛門、石川勘助、鈴木主計	右村庄屋、年寄、惣百姓	資料には「ろ二五二」と番号記載
野田斧吉手附不□合星野又右衛門、同人手代村田鉄兵衛(印)、□鎌蔵(印)	池田野新田	ろ251-1①～⑦は綴、前目録に記載なし、資料には「ろ二五一ノ②」と番号記載
柴田善之丞手附中嶋小太郎(印)、同人手代稲生左助(印)、同人手附星野礼右衛門(印)	池田郡池田野新田	前目録に記載なし、資料には「ろ二五一ノ③」と番号記載
野田斧吉手附星野又右衛門(印)、同人手代村田鉄兵衛(印)	池田郡池田野新田	前目録に記載なし、資料には「ろ二五一ノ④」と番号記載
野田斧吉手附星野又右衛門(印)、同人手代村田鉄兵衛(印)	池田郡池田野新田	前目録に記載なし、資料には「ろ二五一の④」と番号記載
野田斧吉手附星野又右衛門(印)、同人手代村田鉄兵衛(印)	池田郡池田野新田	前目録に記載なし、資料には「ろ二五一ノ⑤」と番号記載
柴田善之丞手附中嶋小太郎(印)、同人手代稲生左助(印)、同人手附星野礼右衛門(印)	池田野新田	前目録に記載なし、資料には「ろ二五一ノ⑥」と番号記載
柴田善之丞手附中嶋小太郎(印)、同人手代稲生左助(印)、同人手附星野礼右衛門(印)	池田野新田	前目録に記載なし、資料には「ろ二五一ノ⑦」と番号記載
		表題は朱書より、資料には「ろ二五三」と番号記載
松井八郎左衛門(印)、藤江彦八郎(印)、井道茂十郎(印)、戸田治右衛門(印)	右(塩田)村庄屋、年寄、惣百姓	包紙「塩田村」、包紙貼紙「天保八酉年御免状」
吉川逸之進(印)、藤江彦八郎(印)、井道茂十郎(印)、和田権進(印)	右(塩田)村庄屋、年寄、惣百姓	包紙「塩田村」、包紙貼紙「天保九戌年御免状」
吉川逸之進(印)、藤江彦八郎(印)、井道茂十郎(印)、鈴木主計(印)	右(塩田)村庄屋、年寄、惣百姓	包紙「塩田村」、包紙貼紙「天保十亥年御免状」
吉川逸之進(印)、藤江彦八郎(印)、井道茂十郎(印)、戸田権太夫(印)	右(塩田)村庄屋、年寄、惣百姓	包紙「塩田村」、包紙貼紙「天保十一子年御免状」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ257	覚(塩田村年貢皆済目録、高352石7斗2升、取米42石5斗5升5合)	天保九戌年三月	1838	一紙	1
ろ258	覚(塩田村年貢皆済目録、高352石7斗2升、取米54石9斗8升4合)	天保十一子年	1840	一紙	1
ろ259	覚(塩田村年貢皆済目録、高352石7斗2升、取米50石3斗1升2合)	天保十二丑年三月	1841	一紙	1
ろ260	〔青墓村年貢割付・皆済目録写〕	(天保3辰年11月)	1832	縦	1
ろ261	丑御免割(青墓村)	(丑年)		切紙	1
ろ262	未より辰迄御免定写(池田郡東野村)	(文政6年~天保3年カ)	1823	縦	1
ろ263	綾野村免割并割米留(綾野村諸入用調べの処、入組みにつき)	(文政6~7年)	1823	縦	1
ろ264	巳皆済目録池田二ヶ村寄セ	(巳年)		縦	1
ろ265	午年勘定目録(高21石5升1合)	天保五年午十二月	1834	横長	1
ろ266	未年御年貢勘定目録(高21石5升1合)	天保六年未蠟月	1835	横長	1
ろ267	申年勘定目録(高21石5升1合)	天保七(申12月)	1836	横長	1
ろ268	〔西御年貢米勘定目録・申西二か年入用差引勘定〕	天保九年戌二月	1838	横長	1
ろ269	酉年勘定目録(高21石5升1合)	天保八(酉12月)	1837	横長	1
ろ270	戌年勘定目録(高21石5升1合)	天保九(戌12月)	1838	横長	1
ろ271	亥年勘定目録(高20石1斗5升1合)	天保十(亥12月)	1839	横長	1
ろ272	子年勘定目録(高20石1斗5升1合)	(天保11年)十二月	1840	横長	1
ろ273	勘定目録(高20石1斗5升1合)	天保十二丑(12月)	1841	横長	1
ろ274	勘定目録(高20石1斗5升1合)	天保十三寅年(12月)	1842	横長	1
ろ275	卯年勘定目録(高20石6斗4升1合)	(天保14年)十二月	1843	横長	1
ろ276	辰年勘定目録	弘化元(辰12月)	1844	横長	1
ろ277	巳年東野勘定目録	弘化二(巳12月)	1845	横長	1
ろ278	午年東野村勘定目録	弘化三(午12月)	1846	横長	1
ろ279	亥御免割賦(米86石余)	(亥年)		一紙	1
ろ280	午御免割賦覚(米167石余)	(午年)十二月十七日		一紙	1
ろ281	《与惣治分免割賦覚》	(子年)			
ろ282~ ろ300	(欠番)				
ろ301	八幡村御年貢諸役米惣割掛り覚	元文五年申年より向成 (~寛政5年)	1740	横半	1
ろ302	御取米覚	(延享元年~安永4年)	1744	横半	1
ろ303	午御年貢米之通	安永三年九月	1774	切紙	1
ろ304	当午年御年貢金通	安永三年午九月	1774	切紙	1
ろ305	〔御年貢取米内訳・御舩御船積覚・御年貢金覚〕	安永三年午年分	1774	横長	1
ろ306	〔本巢郡小柿村申御年貢御詰舩郷蔵納状〕	天明八年申十二月	1788	切紙	1

作 成	受 取	備 考
濃州不破郡塩田村庄屋治郎右衛門(印)、庄屋代庄次(印)、百姓代良輔(印)、同次郎蔵(印)、年寄甚六(印)	大垣御預御役所	端裏「塩田村」、端裏貼紙「酉年皆済目録」、大垣御預御役所の裏書あり
濃州不破郡塩田村庄屋治郎右衛門(印)、庄屋代彦六(印)、年寄甚六(印)、百姓代良輔(印)、同次郎蔵(印)	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意、端裏「塩田村」、端裏貼紙「亥年皆済目録」、大垣御預御役所の裏書あり
濃州不破郡塩田村庄屋治郎右衛門(印)、庄屋代彦六(印)、年寄甚六(印)、百姓代良輔(印)、同文蔵(印)	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意、端裏「塩田村」、端裏貼紙「子年皆済目録」、大垣御預御役所の裏書あり
		破損あり、取扱注意
庄屋茂左衛門(印)	与惣治殿	は265～は267・は269～は278は綴
庄屋友之尉	与惣次殿	
庄屋斧三郎(印)	与惣治殿	
入方佐五右衛門	昼飯村御名主御衆中	は267とは269の間に挟まれていた
庄屋茂左衛門(印)	与惣治殿	
庄屋茂左衛門(印)	与惣治殿	
庄屋茂左衛門(印)	与惣次殿	
庄屋茂左衛門(印)	八幡村与惣治殿	
庄屋加藤太(印)	与惣次殿	
庄屋加藤太(印)	与惣次殿	
庄屋茂左衛門(印)	与惣次殿	
東(野)村庄屋加藤太(印)	八幡村与惣治殿	
庄屋茂左衛門(印)	与惣次殿	
庄屋加藤太(印)	八幡村与惣治殿	
青墓村円太夫、定四郎、佐市	八幡村与惣次様	
		現在、所在不明
		破損あり、反故紙使用
		破損あり、反故紙使用
石原清左衛門手代大島丈九郎	八幡村	継目剥がれ
大津御役所	濃州池田郡八幡村	反故紙使用
美濃国池田郡八幡村		破損あり
戸田采女正御預所美濃国本巢郡小柿村初主彦八(印)、初見利五太(印)、升取利蔵(印)、年寄安左衛門(印)、庄屋仙蔵(印)		ろ306～ろ358は綴、ろ306～ろ320は綴、破損あり、「戸田采女正家来名波助右衛門(印)」の奥印あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ307	〔本巢郡小柿村申御年貢熟田御詰粉郷蔵納状〕	天明八年申十二月	1788	切紙	1
ろ308	〔本巢郡高屋村申御年貢熟田御詰粉郷蔵納状〕	天明八年申十二月	1788	切紙	1
ろ309	〔本巢郡十四条村申御年貢御詰粉郷蔵納状〕	天明八年申十二月	1788	切紙	1
ろ310	〔本巢郡小柿村申御年貢熟田御詰粉郷蔵納状〕	天明八年申十二月	1788	切紙	1
ろ311	〔本巢郡十四条村申御年貢御詰粉郷蔵納状〕	天明八年申十二月	1788	切紙	1
ろ312	〔不破郡宮代村申御年貢熟田御詰粉郷蔵納状〕	(天明8年) 十二月	1788	切紙	1
ろ313	〔不破郡宮代村申御年貢御詰粉郷蔵納状〕	(天明8年) 十二月	1788	切紙	1
ろ314	〔加茂郡下川部村申御年貢熟田御詰粉郷蔵納状〕	(天明8年) 申十二月	1788	切紙	1
ろ315	〔石津郡沢田村申御年貢御詰粉郷蔵納状〕	(天明8年) 十二月	1788	切紙	1
ろ316	〔不破郡表佐村申御年貢御詰粉郷蔵納状〕	(天明8年) 十二月	1788	切紙	1
ろ317	〔加茂郡下川辺村申御年貢熟田御詰粉郷蔵納状〕	(天明8年) 申十二月	1788	切紙	1
ろ318	〔加茂郡下川辺村申御年貢熟田御詰粉郷蔵納状〕	(天明8年) 申十二月	1788	切紙	1
ろ319	〔加茂郡下川辺村申御年貢熟田御詰粉郷蔵納状〕	(天明8年) 申十二月	1788	切紙	1

作 成	受 取	備 考
戸田采女正御預所美濃国本巢郡小柿村初主次平(印)、初見治左衛門(印)、升取忠内(印)、年寄庄六(印)、庄屋平右衛門(印)		破損あり、「戸田采女正家来安藤九太夫(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国本巢郡高屋村初主寿助(印)、初見金内(印)、升取喜四郎(印)、年寄幸八(印)、庄屋三左衛門(印)		破損あり、「戸田采女正家来名波助右衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国本巢郡十四条村初主(印)、初見源太郎(印)、升取庄蔵(印)、年寄友十郎(印)、庄屋三郎助(印)		破損あり、「戸田采女正家来安藤九太夫(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国本巢郡小柿村初主九右衛門(印)、初見次左衛門(印)、升取忠内(印)、年寄庄六(印)、庄屋平右衛門(印)		破損あり、「戸田采女正家来安藤九太夫(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国本巢郡十四条村初主(印)、初見源太郎(印)、升取庄蔵(印)、年寄友十郎(印)、庄や三郎助(印)		下部破損大、「戸田采女正家来安藤九太夫(印)」の奥印あり
石原清左衛門御代官所濃州不破郡宮代村初主甚助(印)、初見幸右衛門(印)、升取宇右衛門(印)、年寄七郎次(印)、庄屋文太夫(印)		破損あり、「石原清左衛門手代七里左六(印)」の奥印あり
石原清左衛門御代官所濃州不破郡宮代村初主甚助(印)、初見幸右衛門(印)、升取卯右衛門(印)、年寄七郎次(印)、庄屋文太夫(印)		破損あり、「石原清左衛門手代七里左六(印)」の奥印あり
大原亀五郎当分御預所濃州加茂郡下川部村初主善蔵(印)、初見円右衛門(印)、升取長蔵(印)、年寄武助(印)、庄屋喜右衛門(印)		破損あり、「大原亀五郎手代沢田半五郎(印)」の奥印あり
多羅尾四郎右衛門御代官所濃州石津郡沢田村初主源内(印)、初見治右衛門(印)、升取辰右衛門(印)、年寄儀左衛門(印)、庄屋与右衛門(印)		破損あり、「多羅尾四郎右衛門手代中川亦兵衛(印)」の奥印あり
石原清左衛門御代官所濃州不破郡表佐村初主喜助(印)、初見作太夫(印)、升取作兵衛(印)、組頭九右衛門(印)、庄屋作左衛門(印)		破損あり、「石原清左衛門手代七里左六(印)」の奥印あり
大原亀五郎当分御預所濃州加茂郡下川辺村初主藤左衛門(印)、初見円右衛門(印)、升取長蔵(印)、年寄武助(印)、庄屋喜右衛門(印)		破損あり、「大原亀五郎手代沢田半五郎(印)」の奥印あり
大原亀五郎当分御預所濃州加茂郡下川辺村初主小三郎(印)、初見円右衛門(印)、升取長蔵(印)、年寄武助(印)、庄屋喜右衛門(印)		破損あり、「大原亀五郎手代沢田半五郎(印)」の奥印あり
大原亀五郎当分御預所濃州加茂郡下川辺村初主金十郎(印)、初見円右衛門(印)、升取長蔵(印)、年寄武助(印)、庄屋喜右衛門(印)		破損あり、「大原亀五郎手代沢田半五郎(印)」の奥印あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ320	〔加茂郡下川辺村申御年貢熟田御詰粉郷蔵納状〕	(天明8年) 申十二月	1788	切紙	1
ろ321	〔本巢郡上真桑村酉御年貢御詰粉郷蔵納状〕	寛政元年酉ノ十二月	1789	切紙	1
ろ322	〔本巢郡上真桑村酉御年貢御詰粉郷蔵納状〕	寛政元年酉ノ十二月	1789	切紙	1
ろ323	〔本巢郡小柿村酉御年貢熟田御詰粉郷蔵納状〕	寛政元年酉十二月	1789	切紙	1
ろ324	〔方県郡上曾我屋村酉御年貢熟田御詰粉郷蔵納状〕	寛政元年酉十二月	1789	切紙	1
ろ325	〔本巢郡高屋村酉御年貢熟田御詰粉郷蔵納状〕	寛政元年酉十二月	1789	切紙	1
ろ326	〔本巢郡小柿村酉御年貢熟田御詰粉郷蔵納状〕	寛政元年酉十二月	1789	切紙	1
ろ327	〔方県郡則松村酉御年貢御詰粉郷蔵納状〕	寛政元年	1789	切紙	1
ろ328	〔本巢郡十四条村酉御年貢御詰粉郷蔵納状〕	寛政元年酉十二月	1789	切紙	1
ろ329	〔本巢郡小柿村酉御年貢熟田御詰粉郷蔵納状〕	寛政元年酉十二月	1789	切紙	1
ろ330	〔本巢郡小柿村酉御年貢熟田御詰粉郷蔵納状〕	寛政元年酉十二月	1789	切紙	1
ろ331	〔本巢郡小柿村酉御年貢御詰粉郷蔵納状〕	寛政元年酉十二月	1789	切紙	1
ろ332	〔不破郡宮代村酉御年貢御詰粉郷蔵納状〕	(寛政元年) 十二月	1789	切紙	1

作 成	受 取	備 考
大原亀五郎当分御預所濃州加茂郡下川辺村初主次郎作(印)、初見円右衛門(印)、升取長蔵(印)、年寄武助(印)、庄屋喜右衛門(印)		破損あり、「大原亀五郎手代沢田半五郎(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国本巢郡上真桑村初主清吉(印)、升取庄三郎(印)、初見茂兵衛(印)、年寄治兵衛(印)、庄屋兵五郎(印)		ろ321~ろ339は綴、破損あり、「戸田采女正家来細野判右衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国本巢郡上真桑村初主六竹(印)、升取庄三郎(印)、初見茂兵衛(印)、年寄治兵衛(印)、庄屋兵五郎(印)		破損あり、「戸田采女正家来細野判右衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国本巢郡小柿村初主九平(印)、初見治左衛門(印)、升取忠内(印)、年寄庄六(印)、庄屋仙蔵(印)		破損あり、「戸田采女正家来細野判右衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国方県郡上曾我屋村初主小平治(印)、初見十次郎(印)、升取宅蔵(印)、年寄兵蔵(印)、庄屋沖右衛門(印)		破損あり、「戸田采女正家来山崎治郎右衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国本巢郡高屋村初主多助(印)、初見金内(印)、升取喜四郎(印)、年寄幸八(印)、庄屋三左衛門(印)		破損あり、「戸田采女正家来細野判右衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国本巢郡小柿村初主半七(印)、初見治左衛門(印)、升取忠内(印)、年寄庄六(印)、庄屋仙蔵(印)		破損あり、「戸田采女正家来山崎治郎右衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国方県郡則松村初主藤七(印)、初見直吉(印)、升取太右衛門(印)、年寄元三郎(印)、庄や儀太夫(印)		破損あり、「戸田采女正家来山崎治郎右衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国本巢郡十四条村初主弥助(印)、初見勇蔵(印)、升取用八(印)、年寄友十郎(印)、庄屋宗左衛門(印)		破損あり、「戸田采女正家来細野判右衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国本巢郡小柿村初主十助(印)、初見治左衛門(印)、升取忠内(印)、年寄庄六(印)、庄屋仙蔵(印)		破損あり、「戸田采女正家来細野判右衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国本巢郡小柿村初主十助(印)、初見治左衛門(印)、升取忠内(印)、年寄庄六(印)、庄屋仙蔵(印)		破損あり、「戸田采女正家来細野判右衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国本巢郡小柿村初主平吉(印)、初見次左衛門(印)、升取忠内(印)、年寄庄六(印)、庄屋仙蔵(印)		破損あり、「戸田采女正家来北村源次郎(印)」の奥印あり
石原清左衛門御代官所濃州不破郡宮代村初主利助(印)、初見惣右衛門(印)、升取又三郎(印)、年寄吉右衛門(印)、庄屋甚右衛門(印)		破損あり、「石原清左衛門手代古高周蔵(印)」の奥印あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ333	〔不破郡宮代村酉御年貢御詰初郷藏納状〕	(寛政元年) 十二月	1789	切紙	1
ろ334	〔不破郡宮代村酉御年貢御詰初郷藏納状〕	(寛政元年) 十二月	1789	切紙	1
ろ335	〔加茂郡栃井村酉御年貢御詰初郷藏納状〕	(寛政元年) 酉十二月	1789	切紙	1
ろ336	〔加茂郡鹿塩村酉御年貢御詰初郷藏納状〕	(寛政元年) 酉十二月	1789	切紙	1
ろ337	〔加茂郡上川辺村酉御年貢熱田御詰初郷藏納状〕	(寛政元年) 酉十二月	1789	切紙	1
ろ338	〔不破郡表佐村酉御年貢御詰初郷藏納状〕	(寛政元年) 十二月	1789	切紙	1
ろ339	〔加茂郡夕田村酉御年貢熱田御詰初郷藏納状〕	(寛政元年)	1789	切紙	1
ろ340	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷藏納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ341	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷藏納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ342	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷藏納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ343	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷藏納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ344	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷藏納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ345	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷藏納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1

作 成	受 取	備 考
石原清左衛門御代官所濃州不破郡宮代村糺主利助(印)、糺見惣右衛門(印)、升取又三郎(印)、年寄吉右衛門(印)、庄屋甚右衛門(印)		破損あり、「石原清左衛門手代古高周蔵(印)」の奥印あり
石原清左衛門御代官所濃州不破郡宮代村糺主利助(印)、糺見惣右衛門(印)、升取亦三郎(印)、年寄吉右衛門(印)、庄屋甚右衛門(印)		破損あり、「石原清左衛門手代古高周蔵(印)」の奥印あり
飯塚常之丞御代官所濃州加茂郡栃井村糺主茂左衛門(印)、糺見茂助(印)、升取平作(印)、年寄藤次(印)、庄屋佐吉(印)		破損あり、「飯塚常之丞手代水口弥八郎(印)」の奥印あり
飯塚常之丞当分御預り所濃州加茂郡鹿塩村糺主定吉(印)、糺見清左衛門(印)、升取徳十郎(印)、年寄藤吉(印)、庄屋忠次郎(印)		破損あり、「飯塚常之丞手代水口弥八郎(印)」の奥印あり
飯塚常之丞当分御預所濃州加茂郡上川辺村糺主由兵衛(印)、糺見源三郎(印)、升取松右衛門(印)、年寄孫九郎(印)、庄屋弥右衛門(印)		破損あり、「飯塚常之丞手代水口弥八郎(印)」の奥印あり
石原清左衛門御代官所濃州不破郡ヲサ村糺主重助(印)、糺見作太夫(印)、升取作兵衛(印)、年寄九右衛門(印)、庄屋作左衛門(印)		破損あり、「石原清左衛門手代山田沖助(印)」の奥印あり
飯塚常之丞当分御預所濃州加茂郡夕田村糺主文助(印)、糺見勝蔵(印)、升取又次郎(印)、年寄浅右衛門(印)、庄や清右衛門(印)		破損あり、「飯塚常之丞手代水口弥八郎(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主和吉(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		ろ340～ろ358-1は綴、破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主直蔵(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「□(戸)田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主六右衛門(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主和吉(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主祐次郎(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主嘉七(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ346	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷蔵納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ347	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷蔵納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ348	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷蔵納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ349	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷蔵納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ350	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷蔵納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ351	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷蔵納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ352	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷蔵納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ353	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷蔵納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ354	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷蔵納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ355	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷蔵納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ356	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷蔵納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ357	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷蔵納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
ろ358-1	〔池田郡八幡村亥御年貢米郷蔵納状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1

作 成	受 取	備 考
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主直蔵(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主直蔵(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主和吉(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主嘉七(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主和吉(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主直蔵(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主六右衛門(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主嘉七(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主六右衛門(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主祐吉(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主嘉七(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主六右衛門(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主六右衛門(印)、米見弥三兵衛(印)、升取弥右衛門(印)、年寄治吉(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、「戸田采女正家来山田話左衛門(印)」の奥印あり、資料には「ろ三五八」と番号記載

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ358-2	〔不破郡青墓村卯御年貢御餅米郷蔵納状〕	天保二卯年十一月	1831	切紙	1
ろ359	〔不破郡青墓村卯御年貢御餅米郷蔵納状〕	天保二年十一月	1831	切紙	1
ろ360	〔不破郡青墓村卯御年貢御餅米郷蔵納状〕	(天保二年ヵ)	1831	切紙	1
ろ361	〔池田郡八幡村午御年貢米納状〕	弘化三年十二月	1846	切紙	1
ろ362	〔池田郡八幡村午御年貢米納状〕	弘化三年十二月	1846	切紙	1
ろ363	〔池田郡八幡村午御年貢米納状〕	弘化三年十二月	1846	切紙	1
ろ364	〔池田郡東野村辰御年貢米郷蔵納状〕			切紙	1
ろ365	御米納所帳	寛政元年酉九月吉日	1789	横長	1
ろ366	御米納所帳	寛政二戌年十月吉日	1790	横長	1
ろ367	御米納所帳	寛政三年亥十一月吉日	1791	横長	1
ろ368	御米納所帳	寛政五年丑九月吉日	1793	横長	1
ろ369	御米納所帳	寛政六年寅十月吉日	1794	横長	1
ろ370	御米納所帳	寛政六年(12月～寛政7年1月)	1794	横長	1
ろ371	〔御米納覚帳〕	(天明6年)丙午	1786	横長	1
ろ372	戌六月夫錢取替覚	(戌6月)		横長	1
ろ373	〔辛亥御米納覚帳〕	(辛亥)		横長	1
ろ374	〔癸丑御米納覚帳〕	(癸丑)		横長	1
ろ375	〔御米納所・御膳粉・御餅粉など訳等覚帳〕	寛政元酉年九月吉日	1789	横長	1
ろ376	〔御米納所・御膳粉・御餅粉など訳等覚帳〕	寛政二戌年十月吉日	1790	横長	1
ろ377	〔御米納所・御膳粉・御餅粉など訳等覚帳〕	寛政三亥年十一月吉日	1791	横長	1
ろ378	〔御米納所・御膳粉・御餅粉など訳等覚帳〕	寛政五丑年	1793	横長	1
ろ379	〔御米納所・御膳粉・御餅粉など訳等覚帳〕	寛政六寅年	1794	横長	1
ろ380	〔御米納所・御膳粉・御餅粉など訳等覚帳〕	寛政九巳年	1797	横長	1
ろ381	御年貢金并□(夫)錢割賦覚帳	寛政元年酉十一月□□(吉日)	1789	横長	1

作 成	受 取	備 考
戸田采女正御預所美濃国不破郡青墓村初主太七(印)、初見円太夫(印)、升取源蔵(印)、年寄佐太七(印)、庄屋与惣治(印)		ろ358-2～ろ360は綴、破損あり、取扱注意、資料には「ろ三五八」と番号記載
戸田采女正御預所美濃国不破郡青墓村初主太七(印)、初見円太夫(印)、升取源蔵(印)、□□(年寄)佐太七(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、取扱注意
戸田采女正御預所美濃国不破郡青墓村初主太七(印)、初見円太夫(印)、升取源蔵(印)、□□(年寄)□(佐)太七(印)、庄屋与惣治(印)		破損あり、取扱注意
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主孫左衛門(印)、米見八右衛門(印)、升取利平次(印)、庄屋与惣次(印)		ろ361～ろ363は綴、「戸田采女正家来杉野甚七(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主孫左衛門(印)、米見八右衛門(印)、升取利平次(印)、庄屋与惣次(印)		「戸田采女正家来杉野甚七(印)」の奥印あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主孫左衛門(印)、米見八右衛門(印)、升取利平次(印)、庄屋与惣次(印)		「戸田采女正家来杉野甚七(印)」の奥印あり
石原清左衛門御代官所濃州池田郡青野村初主惣八(印)、初見新兵衛(印)、升取兵三郎(印)、年寄直左衛門(印)、庄屋義右衛門(印)		「石原清左衛門手代渡辺嘉内(印)」の奥印あり
		破損あり
		破損あり
		破損あり
		結び文3点あり
		破損大、取扱注意
		破損あり、取扱注意、反故紙使用
		破損あり、反故紙使用
		反故紙使用
		破損あり、「与惣治分」とあり
		破損大、取扱注意、反故紙使用
		破損大、取扱注意、反故紙使用、結び文5点あり
		結び文2点あり
		破損大、取扱注意、結び文2点あり、「紙数九枚」とあり
		「紙数九枚 訳帳」とあり
		「紙数九枚」とあり
		挿入紙あり、結び文1点あり
		表紙破損大、取扱注意、表紙「金壺両二銭五貫七百文かへ」「毛附高壺石二付丁四百三拾八文三分」

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
ろ382	御年貢金并夫錢割賦覚帳	寛政二年戌十一月吉日	1790	横長	1
ろ383	御年貢金并夫錢割賦覚帳	寛政三年亥十二月吉日	1791	横長	1
ろ384	御年貢金并夫錢割賦覚帳	寛政五年丑十一月吉日	1793	横長	1
ろ385	御年貢金并夫錢割賦覚帳	寛政六年寅十一月吉日	1794	横長	1
ろ386	御年貢金并夫錢割賦覚帳	寛政八年丙辰十一月吉日	1796	横長	1
ろ387	御年貢金并夫錢割賦覚帳	寛政九年丁巳十一月吉日	1797	横長	1
ろ388	御年貢金并夫錢割賦覚帳	寛政拾年戊午十一月吉日	1798	横長	1
ろ389	御米割賦帳	寛政元年酉十二月吉日	1789	横長	1
ろ390	御米割賦帳	寛政二年戌十二月吉日	1790	横長	1
ろ391	御米割賦帳	寛政三年亥十二月吉日	1791	横長	1
ろ392	御米割賦帳	寛政五年丑十二月吉日	1793	横長	1
ろ393	御米割賦帳	寛政六年寅十二月吉日	1794	横長	1
ろ394	御米割賦帳	寛政八年辰十二月吉日	1796	横長	1
ろ395	御米割賦帳	寛政九年巳十二月吉日	1797	横長	1
ろ396	寅御上米不足覚	寛政六	1794	横長	1
ろ397	戌御上米不足覚	(戌年)		横長	1
ろ398	酉御上米不足覚	(酉年)		横長	1
ろ399	亥御上米不足覚	(亥年)		横長	1
ろ400	辰御米不足覚帳	(辰年)		横長	1
ろ401	巳御米不足覚帳	(巳年)		横長	1
ろ402	丑御米不足之覚	(丑年)		横長	1
ろ403	寅年御上米過覚	(寅年)		横長	1
ろ404	亥御上米過之覚	(亥年)		横長	1
ろ405	辰御米過納覚帳	(辰年)		横長	1
ろ406	戌御上米過之覚	(戌年)		横長	1
ろ407	丑御米過米之覚	(丑年)		横長	1

作 成	受 取	備 考
		破損あり、取扱い注意、反故紙使用、結び文2点あり、表紙「金壹両ニ付銭五貫七百四拾八文かへ」「毛附高壺石ニ付丁四百七拾文」
		反故紙使用、表紙「金壹両ニ付銭五貫八百文かへ、同壺分ニ付同壺貫四百四拾八文かへ、式朱ニ付同七百式拾四文かへ」「銀壹匁ニ付九拾式文八分かへ、毛附高壺石ニ付丁八百三拾壺文五分」
		反故紙使用、表紙「金壹両ニ付銭六貫三百七拾式文かへ、同壺分ニ付同壺貫五百九拾文、同式朱ニ付同七百九拾三文」「銀壹匁ニ付丁百〇式文、毛附高壺石ニ付銭丁七百文」
		反故紙使用、結び文2点あり、表紙「金壹両ニ付銭六貫四百四拾八文、同壺分ニ付同壺貫六百拾式文、式朱ニ付同八百六文、銀壹匁ニ付同丁百〇三文式分」「毛附高壺石ニ付銭丁六百拾八文」
		破損あり、反故紙使用、表紙「両ニ銭六貫三百四拾八文、分ニ同壺貫五百八拾四文、式朱ニ同七百九拾文」「壺匁ニ銭丁百〇壺文六分、式分ニ同三貫百七拾式文、三分ニ同四貫七百六拾文、毛附高壺石ニ付銭丁四百廿五文」
		表紙「両ニ銭六貫三百式拾四文、分ニ同壺貫五百七拾八文、式朱ニ七百八拾七文」「壺匁ニ銭丁百〇壺文式分、式分ニ同三貫百六拾文、三分ニ同四貫七百四拾式文、毛附高壺石ニ付銭丁四百三拾壺文」
		表紙「両ニ銭六貫五百式拾四文、分ニ同壺貫六百三拾文、式朱ニ同八百拾五文」「壺匁ニ銭丁百四文四分、式分ニ銭三貫式百六拾文、三分ニ同四貫八百九拾文、毛附高壺石ニ付銭丁四百拾文」
		破損あり
		破損あり
		破損あり
		反故紙使用
		破損あり
		破損あり
		結び文1点あり
		結び文1点あり
		破損あり
		破損あり
		結び文1点あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ408	巳御米過納覚帳	(巳年)		横長	1
ろ409	酉御上米過分覚	(酉年)		横長	1
ろ410	酉御上米納	(酉年)		横長	1
ろ411	午御年貢御廻米初之通	天明六年閏十月	1786	一紙 (包紙付)	1
ろ412	御廻米御押切	慶応二寅年(11月15日)	1866	一紙 (包紙付)	1
ろ413	御廻米御通	寅年		一紙 (包紙付)	1
ろ414	御廻米御通	(文久3年カ) 亥十月	1863	一紙 (包紙付)	1
ろ415	御請負申当卯年御膳初之事	天明三年卯四月	1783	一紙	1
ろ416	御請負申当辰年御膳初之事	天明四年辰四月	1784	一紙	1
ろ417	請負申御初之事(御膳初13石・御太餅初7石、当村より江戸蔵納め諸入用まで代米にて請負いにつき)	天明六年午正月	1786	一紙	1
ろ418	請負申御膳初之事(御膳初17石、当村より江戸蔵納め諸入用まで代米にて請負いにつき)	天明六年午正月	1786	一紙	1
ろ419	請負申証文之事(御膳初15石、江戸蔵納めまで代米にて請負いにつき)	天明七年未二月	1787	一紙	1
ろ420	請負申御膳初之事(御膳初15石、当村より江戸蔵納め諸入用まで代米にて請負いにつき)			一紙	1
ろ421	酉御膳初掛諸入用覚	寛政元年十一月	1789	横長	1
ろ422	[御膳初太餅御初覚・御膳初納不足改覚]			横長	1
ろ423①	酉年御膳初納覚	(酉年)十一月朔日十七日十八日御改分		横長	1
ろ423②	酉年御膳初納覚	戌正月		横長	1
ろ424	御膳初御改二付小役(覚)	(酉・戌年)		横半	1
ろ425	[午・未・申年御初類仕上帳]	(午・未・申年)		横長	1
ろ426	請負申太餅初之事(御太餅初8石4斗余、江戸御蔵納め諸入用とも代米にて請負いにつき)	天明六年午十二月	1786	一紙	1
ろ427	請負申証文之事(御太餅初の代米につき)	天明六年午十二月	1786	一紙 (こより紐共)	1
ろ428	乍恐以書付御断奉申上候(池田郡東野村去卯年御膳初御切手紛失につき)	天明六年午三月	1786	一紙	1
ろ429	覚(熱田御詰初御切手、御詰初8石5斗)	(天明5年)巳三月	1785	切紙 (包紙共)	1
ろ430	覚(熱田御詰初御切手、御詰初2石)	(天明3年)卯三月	1783	切紙 (包紙共)	1

作 成	受 取	備 考
		結び文1点あり
与惣治分		破損あり
石原清左衛門手代谷半右衛門(印)	濃州池田郡八幡村	
	八幡村	表題・年代・受取は包紙より
廣田勘左衛門(印)	池田郡八幡村	表題・年代・受取は包紙より
山田話左衛門、奥田百蔵(印)	池田郡東野村	表題・受取は包紙より
請負人直四郎(印)、五人組茂平次(印)、請負人佐右衛門(印)、五人組平次郎(印)、請負人喜右衛門(印)、五人組林太郎(印)、ほか請負人・五人組85人	村御役人中	破損あり
請負人佐右衛門(印)、五人組平次郎(印)、請負人直右衛門(印)、五人組市三郎(印)、請負人左吉(印)、五人組磯右衛門(印)、ほか請負人・五人組62人	村御役人中	破損あり、取扱注意
上本田村請負人庄屋与藤次(印)、同村証人宅平(印)	池田郡東野村御庄屋儀右衛門殿、同郡八幡村御庄屋与惣治殿	端裏「巳年御膳粉太餅粉請負証文 本田 与藤次」
請負人小柿村平右衛門(印)、同断同村庄六(印)	池田郡東野村御庄屋儀右衛門殿、同郡八幡村御庄屋与惣治殿	破損あり、取扱注意、端裏「巳御膳粉小柿村平右衛門請負証文」
上本田村請負人与藤次(印)、同村証人宅平(印)	八幡村・東野村御庄屋衆中	破損あり、取扱注意、端裏「午御膳粉本田証文」
請負人小柿村平右衛門(印)、同断同村庄六(印)	池田郡東野村庄屋儀右衛門殿、同郡八幡村庄屋与惣治殿	破損あり、端裏「去午御膳粉請負証文 小柿村」
幸次郎	庄屋与惣次様	ろ423①・②は綴
幸次郎	庄屋与惣治様	
請負人本巢郡本田村庄屋与藤次(印)、証人同郡同村宅平(印)	池田郡東野村・八幡村御庄屋衆中	破損あり、端裏「御太餅粉請負本田証文」
本巢郡上本田村請負人庄屋与藤治(印)、証人加判沢平(印)	八幡村・東野村御庄屋衆中	破損あり、取扱注意、下書カ
東ノ村庄屋儀右衛門(印)	尾州熱田御蔵詰所	
石原清左衛門手代渡辺嘉内(印)	池田郡八幡村、東野村	ろ429～ろ432は袋・こより紐一括、包紙「天明五巳年 但天明六午三月御蔵詰 熱田御詰粉御切手 此時本田へ記遣ス」
石原清左衛門手代古高周蔵(印)	右(池田郡東野)村庄屋・年寄中	包紙「去ル寅年御詰粉御切手 東野村分」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ431	覚（熱田御詰粉御切手、御詰粉2石5斗）	（天明3年）卯三月	1783	切紙 （包紙共）	1
ろ432	覚（熱田御詰粉御切手、御詰粉13俵）	（辰年カ）三月十日		切紙 （包紙共）	1
ろ433	戌年笠松御膳粉割賦（帳）	（戌年）		横長	1
ろ434	御膳粉納（帳）	正月廿四日		横長	1
ろ435	〔去寅御囲粉・搗米納帳〕	辰二月九日納		横長	1
ろ436	御粉上納二付失脚書上帳			縦	1
ろ437	去丑年西御粉代米金仕訳帳	天保十三年寅二月	1842	横長	1
ろ438	当盆前惣郡仮割・去丑御廻米端米代・熱田笠松両御蔵番給・桑名蔵出并舟積入用村別帳	天保十三年寅七月	1842	横長	1
ろ439	夫錢小ひろひ帳	寛政五年丑十一月吉日	1793	横長	1
ろ440	夫錢小ひろひ帳	寛政六年寅十一月	1794	横長	1
ろ441	夫錢小ひろひ帳	寛政七年卯十一月	1795	横長	1
ろ442	小ひろひ帳	寛政八年辰十一月	1796	横長	1
ろ443	夫金取立帳	慶応三年卯六月吉日	1867	横長	1
ろ444	酉十一月夫錢小ひろい覚	（酉十一月）		横長	1
ろ445	巳十一月立会小ひろひ覚	（巳十一月）		横長	1
ろ446	十二月亥小ひろひ（帳）	（亥12月）		横長	1
ろ447	戌十一月立会小ひろひ（帳）	（戌11月）		横長	1
ろ448	《小ひろひ覚帳》	戌・11			
ろ449	戌十一月日小役小ひろひ覚	（戌11月）		横長	1
ろ450	寅九月割夫錢（帳）	（寅9月）		横長	1
ろ451	九月割夫錢（帳）	（9月）		横長	1
ろ452	十一月割夫錢小ひろい覚	（11月）		横長	1
ろ453	覚（遠所役金5両銀8匁請取につき）	天明六年午十一月	1786	一紙	1
ろ454	覚（遠所役金5両銀8匁請取につき）	天明七年未十一月	1787	一紙	1
ろ455	覚（遠所役金5両銀8匁請取につき）	寛政五丑年三月八日	1793	一紙	1
ろ456	覚（遠所役金5両銀8匁請取につき）	（寛政元年）酉三月十日	1789	一紙	1
ろ457	覚（遠所役金1両3分銀9匁5分請取につき）	辰十二月		一紙	1
ろ458	覚（遠所役金など7両3分銀9匁請取につき）	卯九月		一紙	1
ろ459	覚（遠所役金など4両銀7匁5分請取につき）	卯二月九日		一紙	1
ろ460	覚（遠所役金5両2分銀4匁請取につき）	（寛政7年）卯四月廿五日	1795	一紙	1
ろ461	覚（遠所役金4両2分銀12匁請取につき）	（寛政6年）寅十月十一日	1794	一紙	1
ろ462-1	覚（遠所役金5両銀8匁請取につき）	（寛政3年）亥二月六日	1791	一紙	1
ろ462-2	〔亥年八幡・池田新田・東野村遠所金書付〕	亥二月八日		一紙	1
ろ463	覚（遠所役金5両銀8匁請取につき）	（寛政2年）戌二月十六日	1790	一紙	1
ろ464	覚（遠所役金5両銀5匁請取につき）	未四月		一紙	1
ろ465	延享元子年より安永四未年迄御取箇平均書上覚（写）	安永五年申十月	1776	一紙	1
ろ466	乍恐書付奉差上候（八幡・東野村午年勘定目録通り引替えの処、上納不足につき）	安永五年申十月	1776	一紙	1

作 成	受 取	備 考
石原清左衛門手代古高周蔵(印)	右(池田郡八幡)村庄屋・年寄中	包紙「去ル寅年御詰初御切手入 八幡村分」
石原清左衛門手代井川武助(印)	八幡村庄屋中	包紙「去ル卯年御詰初御切手 池田郡八幡村」
		破損あり、取扱注意
御初惣代嘉平次、富右衛門	御割元与惣治様	破損あり、取扱注意
		表紙「与惣治扣」
		反故紙使用、結び文1点あり
		反故紙使用
		破損あり、取扱注意、反故紙使用、結び文1点あり
		反故紙使用
		綴じ紐切れ
		反故紙使用
		破損あり、綴じ紐切れ、取扱注意、反故紙使用
		反故紙使用
		現在、所在不明
		反故紙使用
		反故紙使用、結び文1点あり
		反故紙使用
笠松堤方御役所(印)	右(池田郡八幡)村庄屋	ろ453~ろ458はこより紐一括、破損あり、取扱注意
笠松堤方御役所(印)	右(八幡)村庄屋	
鈴木門三郎手代増田勝八郎(印)	右(八幡)村庄屋中	
辻六郎左衛門手代百々彦一(印)	右(八幡)村庄屋中	
笠松堤方御役所(印)	右(八幡)村庄屋	破損あり、取扱注意
笠松堤方御役所(印)	右(八幡)村庄屋	破損あり、取扱注意
笠松堤方御役所(印)	右(八幡)村庄屋	ろ459~ろ464はこより紐一括、破損あり、取扱注意、資料には「ろ四六〇」と番号記載
増田勝八郎(印)、河嶋彦蔵(印)	右(八幡)村庄屋、年寄	資料には「ろ四六一」と番号記載
高木忠次郎(印)、岡野龍四郎(印)	右(八幡)村庄屋、年寄	資料には「ろ四六二」と番号記載
辻六郎左衛門元手代百々彦一(印)	(池田郡八幡村)	ろ462-1に-2が挟まれていた、資料には「ろ四六三」と番号記載
直三郎		
辻六郎左衛門手代桑名覚右衛門(印)	(八幡村)	資料には「ろ四六四」と番号記載
笠松堤方御役所(印)	右(八幡)村庄屋	
庄屋安次郎、同断八右衛門、同断曾右衛門、年寄幸次郎、同断茂兵衛、同断源七、百姓代弥平次	岩出伊右衛門様御役所	ろ465~ろ468はこより紐一括、反故紙使用
八幡村庄屋安次郎(印)、東野村年寄和治右衛門(印)	大津御役所	端裏「下書」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ467	乍恐以書付御注進申上候（御膳粉20石・御餅粉1石3斗4升、上納につき）	安永五年十二月	1776	一紙	1
ろ468	覚（東野・八幡村廻米江戸納入用金、川下げ毎に笠松郷宿山形屋伝兵衛方へ渡しにつき）	安永八年亥十月	1779	一紙	1
ろ469	当寅年御免定拝見証文帳	寛政六年寅十二月	1794	横長	1
ろ470	当辰年御免定拝見証文帳	寛政八年辰十二月	1796	横長	1
ろ471	東野村扣高年々算用状	文化貳年丑十二月より （～天保2年）	1805	横長	1
ろ472	池田野新田扣林御年貢指引帳	文化四年卯十一月吉日	1807	横長	1
ろ473	一色村扣高御年貢指引帳	文化十四年丑三月吉日	1817	横長	1
ろ474	六ノ井御蔵米御渡方滞一件書類写	文政三年辰八月（～文政5年）	1820	縦	1
ろ475	御検見ニ付覚書	文政十一年子九月吉日	1828	横半	1
ろ476	御冥加金覚帳	文政十三年寅七月	1830	横長	1
ろ477	上納金覚書	安政四巳十二月	1857	横長	1
ろ478	献金一件御用留（海防備金など）	安政六年戊（己）未九月日	1859	横半	1
ろ479	御国恩御冥加献金志願之者名前取調帳（金1万2950両）	安政六年未十月	1859	縦	1
ろ480	覚（上納金ノ845両の人別書付）	寅五月		横長	1
ろ481	覚（上納金ノ845両の人別書付）	寅五月		横長	1
ろ482	乍恐以書付奉願上候（御役所の御憐愍により代々相続にて冥加金差上げにつき）	寅七月		一紙	1
ろ483	乍恐以書付奉願上候（御役所の御憐愍により代々相続にて冥加金差上げにつき）	寅七月		一紙	1
ろ484	乍恐以書付奉申上候（預所村々の低所分地上げの御趣意あり、金無利足にて役所へ差上げにつき）	寅七月		一紙	1

作 成	受 取	備 考
八幡村庄屋安次郎、同断八右衛門、年寄幸治郎、同断茂兵衛、同断源七	土山御役所	破損あり、反故紙使用
羽栗郡下印食村亥納名主源内(印)	池田郡東野村御庄屋儀右衛門殿、同郡八幡村御庄屋与惣治殿	
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓祐吉(印)、曾平次(印)、勘三郎(印)、ほか97人	信楽御役所	表紙「濃州池田郡八幡村」
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断□□衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫忠(印)、ほか102人	信楽御役所	破損あり、取扱注意、表紙「濃州池田郡八幡村」
竹中与惣次		
竹中与惣治		
竹中与惣治		
		表紙「与惣次扣」
		表紙「与惣次扣」
		破損あり、結び文1点あり
八幡村政之丞扣		
郡中惣代安八郡西結村武左衛門、同郡里村彦内、同郡楡俣村権兵衛、石津郡中島村加太夫、多芸郡根古地村東一郎、同郡押越村信七、同郡嶋田村市右衛門、不破郡綾野村八之丞、同郡室原村忠左衛門、同郡表佐村周平、同郡今須村藤右衛門、池田郡八幡村政之丞、本巢郡下穂積村市郎左衛門、同郡上本田村源右衛門、同郡只越村謙造、同郡上真桑村伊兵衛、本巢郡見延村理右衛門、同郡下真桑村三右衛門、厚見郡鏡島村直市、同郡近島村甚左衛門、方県郡岩崎村俊司	大垣御預御役所	表紙「竹中扣」
		ろ480~ろ485はこより紐一括、破損あり、貼付付箋多
八幡村与惣次(印)		墨消しあり
大藪村勘右衛門(印)、利平次	大垣御預御役所	印に墨消しあり
楡俣村半左衛門(印)	大垣御預御役所	
八幡村与惣次	大垣御預御役所	

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ485	乍恐以書付奉申上候（預所村々の低所分地上げの御趣意あり、金1055両無利足にて役所へ差上げにつき）	寅七月		一紙	1
ろ486	覚（池田野新田諸金2両余、受取につき）	□九月四日		切紙	1
ろ487	覚（塩田村諸金納残金銀7匁余、受取につき）	戌八月廿日		切紙	1
ろ488	覚（塩田村諸金3両余、受取につき）	戌八月廿日		切紙	1
ろ489	覚（池田野新田諸金30両余、受取につき）	卯十二月廿七日		切紙	1
ろ490	覚（池田野新田諸金12両ほか、受取につき）	辰五月十日		切紙	1
ろ491	覚（池田野新田諸金納残金5両余、受取につき）	酉三月十三日		切紙	1
ろ492	覚（池田野新田諸金1両余、受取につき）	□九月廿九日		切紙	1
ろ493	覚（池田野新田諸金1両余、受取につき）	未十二月十六日		切紙	1
ろ494	覚（池田野新田諸金納残金2分余、受取につき）	未三月廿日		切紙	1
ろ495	覚（池田野新田諸金納残金1両余、受取につき）			切紙	1
ろ496	覚（池田野新田残金2両余、受取につき）	戌二月廿日		切紙	1
ろ497	巳御年貢米不足小前帳	天保四年巳十二月十八日	1833	横長	1
ろ498	小前未進方差引留帳	天保十己亥年六月	1839	横長	1
ろ499	辰御免割相場「一金拾両ニ付 御城米拾九俵 式分三厘…」	（天保15年カ）	1844	切紙	1
ろ500	長州為御征伐御進發被遊候ニ付草鞋・馬沓・繩割付覚	元治元年甲子九月吉日	1864	横長	1
ろ501	金銀出入御扣	元治二乙丑年正月ヨリ	1865	縦	1
ろ502	御進發ニ付献金再取調請印帳（計326両）	慶応元年丑六月二日	1865	横長	1
ろ503	〔八幡村高・年貢米など覚書〕	（未～辰年）		縦	1
ろ504	〔池田野新田、請作年貢米勘弁の儀につき願書〕	（辰4月）		縦	1
ろ505	取下小前帳案（雛形）			縦	1
ろ506	〔与惣治分御納米帳〕			横長	1
ろ507	覚（池田野新田、野手米代金11両余、受取につき）	午十一月四日		切紙	1
ろ508	覚（池田野新田、野手米代金6両余、受取につき）	卯七月廿八日		切紙	1
ろ509	覚（池田野新田、野手米代金10両余、受取につき）	戌八月廿日		切紙	1
ろ510	覚（池田野新田、野手米代金6両余、受取につき）	子八月十八日		切紙	1
ろ511	覚（池田野新田、野手米代金7両余、受取につき）	辰十一月十八日		切紙	1
ろ512	覚（池田野新田、人足賃受取につき）	未九月廿九日		切紙	1
ろ513	差上申証文之事（八幡村喜兵衛、廻米海上上乗に任命につき）	（天明8年12月カ）年号月日	1788	一紙	1
ろ514	指出申証文之事（喜兵衛義、廻米四番船上乗に任命につき）	天明八年申十二月	1788	一紙	1

作 成	受 取	備 考
八幡村与惣次(印)	大垣御預御役所	破損あり、切紙添付、端裏「地上金差出之儀ニ付書付 願中添 八幡村与惣次」
金見役所		ろ486~ろ496は綴
金見役所		
金見役所		
金見役所		
金見役所		
金見役所		
金見役所		
金見役所		
金見役所		
別符村南北		破損あり
松尾村庄屋弥左衛門(印)	兼帯庄屋竹中与惣次様	表紙「天保十己亥年三月」
御小納戸御役所		破損あり、剥離紙あり
八幡村		破損あり
		破損あり、取扱注意
金見役所		ろ507~ろ512は綴
金見役所		
金見役所		
金見役所		
金見役所		
金見役所		
八幡村上乘願主喜兵衛、父助右衛門、同村親類定右衛門、同村庄屋与惣治、同村年寄幸次郎、同村同断源三郎	石原清左衛門様御手代古高周蔵殿	破損大、取扱注意、端裏「上乘請証文」
願主喜兵衛(印)、父助右衛門(印)、請人定右衛門(印)、請人甚右衛門(印)	村御役人中	端裏「喜兵衛 海上乗下請証文」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ515	指出申証文之事（只右衛門義、廻米壺番船上乗に任命につき）	寛政元年酉十月	1789	一紙	1
ろ516	覚（廻米壺番船上乗給の内、金3分請取につき）	（寛政元年）酉十月八日	1789	一紙	1
ろ517	指出シ申証文之事（弥右衛門義、廻米五番船上乗に任命につき）	文化六年巳十一月	1809	一紙	1
ろ518	書付を以御頼申入候（文右衛門、去辰廻米拾九番船上乗にて蔵納め後、木曾路にて帰る途中、船印など盗難につき）	文化六年巳四月廿一日	1809	一紙	1
ろ519	乍恐以書付御届奉申上候（文右衛門、去辰廻米拾九番船上乗にて蔵納め後、木曾路にて帰る途中、船印など盗難につき）	文化六年巳四月廿一日	1809	一紙	1
ろ520	覚（海上乗給金の内、金1両2分受取につき）	（文化6年）巳十一月廿日	1809	一紙	1
ろ521	指出シ申証文之事（弥右衛門義、廻米五番船上乗に任命につき）	文化六年巳十一月	1809	一紙	1
ろ522	覚（海上乗給金の内、金1両2分受取につき）	（文化9年）申正月廿五日	1812	一紙	1
ろ523	覚（海上乗備金の内、金1両2分受取につき）	（文化9年）申正月廿五日	1812	一紙	1
ろ524	差出申証文之事（忠吉儀、廻米拾五番船上乗に任命につき）	文化九年申正月	1812	一紙	1
ろ525	覚（海上乗給金の内、金1両2分請取につき）	（文化11年）戌正月	1814	切紙	1
ろ526	覚（海上乗給金の内、金1両2分請取につき）	（文化11年）戌正月	1814	切紙	1
ろ527	差出シ申証文之事（弥右衛門儀、廻米拾三番船上乗に任命につき）	文化十一年戌正月	1814	一紙	1
ろ528	差出申証文之事（弥右衛門儀、廻米拾三番船上乗に任命につき）	文化十一年戌正月	1814	一紙	1
ろ529	差出申証文之事（弥九郎儀、廻米三番船上乗に任命につき）	文化十二年亥十一月	1815	一紙	1
ろ530	差出申証文之事（弥九郎儀、廻米三番船上乗に任命につき）	文化十二亥十一月	1815	一紙	1
ろ531	差出申証文之事（又右衛門儀、廻米二番船上乗に任命につき）	文政元年寅十一月	1818	一紙	1
ろ532	覚（海上乗給金の内、金1両2分受取につき）	（文化6年）巳十一月廿日	1809	一紙	1
ろ533	乍恐書付を以奉願上候（廻米壺番船海上乗に八幡村百姓只右衛門差下し願いに付き）	（寛政元年）酉十月	1789	一紙	1
ろ534	御米津出馬日記	天明六年午十月吉日	1786	横半	1
ろ535	御米川出馬日記	天明八年申十二月	1788	横半	1
ろ536	御米川出馬日記	寛政元年酉十月	1789	横半	1
ろ537	御米・御米川出馬日記	寛政二年戌十一月吉日	1790	横半	1
ろ538	御米・御米津出馬日記	寛政四年子十二月吉日	1792	横半	1
ろ539	御米・御米津出馬日記	寛政五年丑十二月吉日	1793	横半	1
ろ540	御米・御米津出馬日記	寛政八年辰十月吉日	1796	横半	1
ろ541①	〔池田郡八幡村困米納状〕	寛政七卯年十二月	1795	切紙	1

作 成	受 取	備 考
願主丹五郎倅只右衛門(印)、父丹五郎(印)、請人親類鉄之介(印)、請人定吉(印)	村御役人中	端歌「酉只右衛門上乘下請」
只右衛門(印)、丹五郎(印)、鉄次郎(印)、定吉(印)	村御役人中	
願主弥右衛門(印)、請人庄兵衛(印)、同断伝右衛門(印)	村御役人中	破損大、取扱注意
本人文右衛門、組内親類惣代祐吉、右同断茂平治	村御役人中	破損あり、取扱注意、端裏「文右衛門海上乗之者盜賊ニ有之一札下」
八幡村庄屋与惣治、年寄祐助	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意、端裏「海上乗文右衛門御舟印被盜賊取と御断書下」
うけ主弥右衛門(印)、□人伝右衛門	与惣次殿	破損あり、端裏「文化六巳十一月海上乗弥右衛門書付」
願主弥右衛門(印)、請人庄兵衛(印)、同断伝右衛門(印)	村御役人中	破損あり、取扱注意、端裏「文化六巳十一月弥右衛門海上乗下請」
本人忠吉、証人惣七	与惣次殿	破損あり、取扱注意
本人忠吉(印)、請人惣七(印)	与惣治殿	破損あり、端裏「文化九申正月海上乗忠吉請取」
願主忠吉(印)、請人源蔵(印)、同七左衛門(印)、同惣七(印)、同源弥(印)	村御役人中	破損あり、取扱注意、端裏「文化九申正月海上乗忠吉請証文」
弥右衛門、請人伝右衛門	与惣次殿	破損あり
弥右衛門(印)、請人伝右衛門(印)	与惣治殿	破損あり
願主弥右衛門(印)、請人伝右衛門(印)、同勝蔵(印)	村御役人中	破損大、取扱注意、端裏「戌春 弥右衛門下請」
願主弥右衛門、請人伝右衛門、同庄兵衛	村御役人中	破損あり、端裏「上乘下請案文」
願主弥九郎、請人親類弥兵衛、同断組内述次郎	村御役人中	破損大、取扱注意
願主弥九郎(印)、請人親類弥兵衛(印)、同断組内述次郎(印)	村御役人中	破損あり、取扱注意、端裏「亥十二月 海上乗下受 弥九郎」
願主又右衛門(印)、請人親類七右衛門(印)、同断組内七蔵(印)	村御役人中	破損大、取扱注意、端裏「寅十一月 海上乗下請 又右衛門」
本人弥右衛門、請人伝右衛門	与惣次殿	破損あり、取扱注意
濃州池田郡八幡村願主只右衛門、年寄幸次郎	山田仲助様	破損あり、取扱注意、端裏「酉十月十二日桑名ニ而差上」
池田郡八幡村		反故紙使用
八幡村		
八幡村		結び文3点あり、反故紙使用
		反故紙使用
		結び文2点あり、反故紙使用
		反故紙使用
		反故紙使用
多羅尾四郎右衛門御代官所美濃国池田郡八幡村庄屋源三郎(印)、年寄忠右衛門(印)、米見八右衛門(印)、升取半右衛門(印)、米主(印)		ろ541①~③は綴、「多羅尾四郎右衛門手代廣瀬並吾」の奥印あり、前目録に記載なし

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ541②	〔池田郡八幡村囲粉納状〕	寛政七卯年十二月	1795	切紙	1
ろ541③	〔池田郡八幡村囲粉納状〕	寛政七卯年十二月	1795	切紙	1
ろ542①	〔池田郡八幡村午御年貢米納状〕	弘化三年十二月	1846	切紙	1
ろ542②	〔池田郡八幡村午御年貢米納状〕	弘化三年十二月	1846	切紙	1
ろ542③	〔池田郡八幡村午御年貢米納状〕	弘化三年十二月	1846	切紙	1
ろ542④	〔池田郡八幡村午御年貢米納状〕	弘化三年十二月	1846	切紙	1
ろ542⑤	〔池田郡八幡村午御年貢米納状〕	弘化三年十二月	1846	切紙	1
ろ542⑥	〔池田郡八幡村午御年貢米納状〕	弘化三年十二月	1846	切紙	1
ろ543	覚（日置江村大江川運上銀50両請取につき）	午十二月廿八日		一紙	1
ろ544	右毛揃（当未田方立毛下見の儀、仰せにて下見歩刈り随方念入りに目ためし、田ごとに建札仕置きにつき）	天保六未年九月	1835	一紙	1
は 1	諸国御料所百姓江被仰渡候御書付写（正徳3年4月「諸国御料所御仕置之次第…」・天保13年9月の触れなど）	（正徳3年・天保13年）	1713	縦	1
は 2	往還村々掃除請取場所覚（今度、道中奉行改めにつき）	享保三年戊七月	1718	縦	1
は 3	〔八幡村田方合毛帳、水帳と引合せの処、名寄帳差し出さず小前反別引合せ改め、成り難きにて差出し一札など下書〕	（延享2年丑10月）	1745	一紙	1
は 4	済証文之事（私道附替えたき儀につき）	宝暦六年子七月	1756	一紙	1
は 5	壺村限御請申上候一札之事（惣百姓の家作・衣類・常食の儀など）	宝暦九年卯七月	1759	縦	1

作 成	受 取	備 考
多羅尾四郎右衛門御代官所美濃国池田郡八幡村庄屋源三郎(印)、年寄忠右衛門(印)、米見八右衛門(印)、升取半右衛門(印)、米主直右衛門(印)		「多羅尾四郎右衛門手代廣瀬並吾」の奥印あり、前目録に記載なし
多羅尾四郎右衛門御代官所美濃国池田郡八幡村庄屋源三郎(印)、年寄忠右衛門(印)、米見八右衛門(印)、升取半右衛門(印)、米主(印)		「多羅尾四郎右衛門手代廣瀬並吾」の奥印あり、前目録に記載なし
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主祐次郎(印)、米見友三郎(印)、升取治作(印)、庄屋与惣次(印)		ろ542①～⑥は綴、「戸田采女正家来杉野甚七(印)」の奥印あり、前目録に記載なし
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主祐次郎(印)、米見友三郎(印)、升取治作(印)、庄屋与惣次(印)		「戸田采女正家来杉野甚七(印)」の奥印あり、前目録に記載なし
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主孫左衛門(印)、米見八右衛門(印)、升取利平次(印)、庄屋与惣次(印)		「戸田采女正家来杉野甚七(印)」の奥印あり、前目録に記載なし
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主祐次郎(印)、米見友三郎(印)、升取治作(印)、庄屋与惣次(印)		「戸田采女正家来杉野甚七(印)」の奥印あり、前目録に記載なし
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主孫左衛門(印)、米見八右衛門(印)、升取利平次(印)、庄屋与惣次(印)		「戸田采女正家来杉野甚七(印)」の奥印あり、前目録に記載なし
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村米主祐次郎(印)、米見友三郎(印)、升取治作(印)、庄屋与惣次(印)		「戸田采女正家来杉野甚七(印)」の奥印あり、前目録に記載なし
佐藤助四郎(印)、端山郷右衛門(印)	矢代藤兵衛殿、斎藤助市殿	前目録に記載なし、日置江村青木家文書カ
池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断武平(印)、同断辰右衛門、年寄治吉(印)、同断弥三兵衛(印)、同断八右衛門(印)、百姓代沢右衛門(印)	御検見御奉行衆	印に墨消しあり、前目録に記載なし
		表紙朱書「正徳三年」、『御觸書寛保集成』1337参考
北方村庄屋喜右衛門印、同村年寄孫六印、同断喜左衛門印	赤坂宿御問屋衆中	破損あり、取扱注意、表紙「濃州安八中川之庄北方村」
(池田郡八幡村庄屋伝次良、同断与惣治、同断庄兵衛、同断曾左衛門、年寄茂右衛門、同断喜右衛門、百姓代弥平次、同断□五兵衛)	(□林藤内殿、川瀬□由右衛門殿)	破損あり、取扱注意
善次郎(印)	庄屋孫三郎殿、与頭源次郎殿	日置江村青木家文書カ
何国何郡何村庄屋、年寄、惣百姓連印	千種清右衛門様御役所	表紙「被仰渡御請書」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は6	家作之儀ニ付被仰渡御請書（家作等の儀、出入に及び困窮の基にて高請百姓の外は門塀・庇の普請無きにつき）	明和元年申七月	1764	縦	1
は7	被仰渡御請書帳（明和4年3月「都て御料所之内国郡ニもより候得共…」、博奕・三笠附などの禁制など）	明和四年亥四月	1767	縦	1
は8	明和七年寅四月御公儀様御法度御請書（「何事によらすよろしからさる事に…」徒党など御法度）・明和七年寅五月大垣様御預り所ニ被仰付御預り役所御書付写	明和七年寅六月	1770	縦	1
は9	乍恐以書付御注進申上候（八幡村田方植付の義、例年の水吹所の外は当月18日までに植付済みにつき）	安永五年申五月	1776	切紙	1
は10	〔八幡村の村役人のうち、役儀取放ちの者無きの件、田畑見取所・畝下年季明けの場所無きの件などにつき注進状〕	（安永5年申5月）	1776	切紙	1
は11	乍恐以書付奉願上候（八幡村遠所役金未納分上納仰せの処、延納願いにつき）	安永五年申七月	1776	切紙	1
は12	安永六年酉六月被仰渡書（5月「近来在方村々のもの共耕作を等閑いたし…」、奉公稼ぎの人数割合、宗旨帳面は一宗切れに仕分けなど）	（安永六年酉六月）	1777	縦	1
は13	《諸木植付差木ニ付届書》	安永7・10	1778		
は14	〔八幡村五人組連印帳〕	天明二寅年組合	1782	縦	1
は15	手鏡覚（延宝5年検地覚・天明3年田方植付訳・村明細など）	天明三卯年改之	1783	横帳	1
は16	被仰渡書御請印帳（検見のため廻村にて廻米、家造り、酒造株の儀など申渡しにつき）	天明八年申九月	1788	縦	1
は17	仕御請合証文之事（弥三郎、定使役に願入りの処、仰付けられ給米受取につき）	天明八年申十二月	1788	一紙	1
は18	仕御請合証文之事（次右衛門、定使役に願入りの処、仰付けられ給米受取につき）	寛政十二年申十二月	1800	一紙	1
は19	仕御請合証文之事（留兵衛、定使役に願入りの処、仰付けられ給米請取につき）	文化元年子十二月	1804	一紙	1
は20	仕御請合証文之事（留兵衛、定使役に願入りの処、仰付けられ給米請取につき）	文化元年子十二月	1804	一紙	1
は21	差出申一札之事（三右衛門後家ふり渡世成難きの処、定使仰付にて給米請取につき）			一紙	1

作 成	受 取	備 考
美濃国池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断直三郎(印)、年寄茂右衛門(印)、同断甚之右衛門(印)、百姓友右衛門(印)、谷介(印)、甚之丞(印)、ほか160人	石原清左衛門様	破損あり、取扱注意
美濃国何郡何村百姓これ印、一、一、一、一、年寄一、庄屋一		破損あり、取扱注意、『御觸書天明集成』2461参考
池田郡八幡村百姓友右衛門(印)、谷助娘(印)、甚之丞(印)、助三郎(印)、助七(印)、ほか151人		剥離紙あり、『御觸書天明集成』3019(一)参考
庄屋安次郎、同断八右衛門、同断曾右衛門、年寄幸次郎、同断茂兵衛、同断源七	土山御役所	は9～は11はこより紐一括、反古紙使用
(庄屋安次郎、同断八右衛門、同断曾右衛門、年寄幸次郎、同断茂兵衛、同断源七)	(土山御役所)	反古紙使用
庄屋安次郎、同断八右衛門、同断曾右衛門、年寄幸次郎、同断茂兵衛、同断源七	笠松堤方御役所	反古紙使用
	土山御役所	「安永六年西七月案紙」とあり、『御觸書天明集成』3014参考
		現在、所在不明
濃州池田郡八幡村本村庄屋与惣治(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同枝郷下村庄屋八右衛門(印)、年寄市三郎(印)、同枝郷西江渡庄屋曾右衛門(印)、組頭友右衛門(印)、長十郎(印)、谷助娘(印)、定介(印)、助七後家(印)、ほか152人	大津御役所	破損あり、八幡村本村には五人組25組(112人)・2寺(住職2人)、枝郷下村組合には五人組7組(30人)、枝郷西江渡組合には五人組3組(15人)あり、資料には「は十三」と記載
濃州池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)、百姓代弥平次(印)、組頭直右衛門(印)、同断太兵衛(印)、組頭友四郎後家きさ(印)、ほか組頭33人		破損あり、取扱注意、表紙「池田郡八幡村扣」
定使弥三郎、請人甚右衛門、同断市三郎、組内次左衛門	村御役人中	破損あり、貼紙あり、取扱注意、端裏「定使請負証文案紙」
定使弥右衛門(印)、請人染七(印)、組内与左衛門(印)	村御役人中	破損あり、取扱注意、端裏「寛政三亥十二月より治左衛門定使証文」
定使留兵衛(印)、請人市郎治(印)、同断喜兵衛(印)	村御役人中	
定使源弥(印)、請人源蔵(印)、同断七左衛門(印)、同断忠七(印)	村御役人中	
三右衛門後家ふり(印)、請人左五右衛門(印)、同断左吉(印)、同断円吉(印)	村□(御)役人中	裏打ち有り、端裏「定使三左衛門後家ふり」

番号	表題	年代	西暦	形態	数
は22	《御用御廻状写帳》	天明9・1	1789		
は23	御触書写御請印帳（寛政元年3月「都て道中往来いたし候もの宿々江対し…」、寛永20年3月「庄屋、惣百姓共自今已後不応其身家作…」、明和6年2月「諸国百姓共願之筋有之候ハ、…」）	寛政元年酉五月	1789	縦	1
は24	御用御廻状写帳（博奕法度、村々御普請所、置初・囲米などの儀につき）	寛政二年戊正月吉日（～12月）	1790	横長	1
は25	被仰渡書御請印帳（検見のため廻村にて年貢米上納、荒所起返し、貯夫食の儀など申渡しにつき）	寛政二戌年八月	1790	縦	1
は26	差出申為取替一札之事（親父病死にて跡役願書差出しの処、仰付けにつき）	寛政三亥年十月	1791	一紙	1
は27	差出申為取替一札之事（曾左衛門病死にて庄屋役の儀、直三郎仰付けにつき）	寛政三亥年十月	1791	一紙	1
は28	為取替申内済証文之事（不破郡宮代村社領百姓方より庄屋役立て引分けたき旨願いの処、出入りにつき）	寛政四年子三月	1792	一紙	1
は29	宮代村出入内済定書連印帳写（西組・東組・中筋・北組4組共庄屋1人ずつ立ち支配すべきにつき）	寛政五年丑四月	1793	横長	1
は29-1	覚（不破郡宮代村北組にて年寄役1人、東西両組にて年寄・百姓代都合2人勤めなど勤考につき）	（寛政5年丑4月）	1793	切紙	1
は29-2	趣意書（不破郡宮代村中組庄屋退役、庄屋当番、年寄役の儀などにつき）	（寛政5年丑4月）	1793	切紙	1
は30	乍恐以書付奉願上候（八幡村年寄茂兵衛儀、近頃身上方不如意にて退役願いにつき）	寛政四年子十一月	1792	一紙	1
は31①	御用状写帳（信楽御役所よりの廻状など）	寛政五年癸丑正月吉日（～12月）	1793	横長	1
は31②	郡中廻文写し帳	寛政五年丑正月吉日（～12月）	1793	横長	1
は32	御触書御請印帳（博奕賭けの諸勝負の儀、禁制につき）	寛政五年丑十月	1793	横長	1
は33①	御用状写帳（信楽御役所よりの廻状など）	寛政六年甲寅正月吉日（～12月）	1794	横長	1
は33②	郡中廻文写し帳	寛政六年甲寅年正月吉日（～12月）	1794	横長	1

作 成	受 取	備 考
		現在、所在不明
美濃国池田郡八幡村本村百姓直右衛門(印)、ほか101人、枝郷下村百姓平左衛門後家きよ(印)、ほか29人、枝郷西江渡百姓弥平治(印)、ほか14人、庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)	大津御役所	破損あり、取扱注意、表紙「美濃国池田郡八幡村」、『御觸書天保集成』5556・『御觸書寛保集成』1310・『御觸書天明集成』3042参考
何之国何郡何村庄屋誰印、年寄〃、百姓代〃、〃		破損あり、取扱注意、表紙「池田郡八幡村」、押印75箇所あり
曾右衛門跡倅直三郎、親類弥右衛門	西江渡惣百姓衆中	破損あり、取扱注意
八幡村枝郷西江渡惣百姓代弥平治、同断惣三郎、同断一、一、一、一	直三郎殿	
社領百姓惣代右兵衛印、同断八兵衛印、同断幸治郎印、同断宇平治印	御料御村役人衆中	「今須村庄屋五郎治印、表佐村同断作左衛門印、大坪村同断太兵衛印」の奥印あり
北組惣百姓連印、中組惣百姓連印、西組惣百姓連印、東組惣百姓連印		表紙「丑十一月御役所より覚」、「不破郡今須村庄屋五郎次印、同郡表佐村庄屋作左衛門印、多芸郡大坪村庄屋太兵衛印」の奥印あり
		は29-1 ~ 2 はこより紐一括
濃州池田郡八幡村願主年寄茂兵衛、喜二郎	信楽御役所	端裏「子年年寄茂兵衛退役書付」、「願主茂兵衛(印)、喜二郎(印)」から「村御役人中」宛の跡役相続聞届けの奥書あり
		は31①・②は綴、破損あり
直右衛門(印)、ほか94人、枝郷下村平左衛門後家きよ(印)、ほか29人、枝郷西江渡弥平次(印)、ほか14人、池田郡八幡村本村庄屋与惣治(印)、年寄祐助(印)、年寄忠右衛門(印)、枝郷下村庄屋八右衛門(印)、年寄源三郎(印)、枝郷西江渡直三郎(印)		破損あり、取扱注意
		は33①・②は綴、破損あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は34	御触書之写御請印帳（寛政6年6月「博奕賭之諸勝負之儀、前々より御制禁之処…」）	寛政六年寅八月	1794	横長	1
は35	御触書之写御請印帳（「博奕賭之諸勝負、前々御制禁ニ而近年別而厳敷…」）	寛政六年寅十二月	1794	横長	1
は36	秤之儀御触書写御請印帳（寛政6年10月「諸秤之儀、古来より守随彦太郎役人相廻り…」、秤の隠置き・売買の禁止につき）	寛政六年寅十二月	1794	横長	1
は37	御触書御請印帳（信州善光寺如来日本廻国にて5日限り開帳の儀、寛政7年8月「上総国、下総国村々百姓共、日蓮宗不受不施…」禁制の儀）	寛政七年卯十月	1795	横長	1
は38	御免定拝見証文之事	寛政七年卯十二月	1795	横長	1
は39	郡中廻文写シ帳	寛政八年丙辰正月吉日（～12月）	1796	横長	1
は40	御触書之趣承知小前御答印帳（「此度上方筋甘蔗製作伝法として小林山城…」）	寛政八年丙辰年五月	1796	横長	1
は41	御触書之趣写取御請印帳（「博奕賭之諸勝負、前々御制禁ニ而近年別而厳敷…」）	寛政八年辰六月	1796	横長	1

作 成	受 取	備 考
池田郡八幡村本村百姓直右衛門(印)、ほか94人、本村庄屋与惣治(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、枝郷下村後家きよ(印)、ほか29人、枝郷下村庄屋源三郎(印)、年寄八右衛門(印)、枝郷西江渡百姓弥平治(印)、ほか14人、枝郷西江渡庄屋直三郎(印)		表紙「濃州池田郡八幡村」、『御觸書天保集成』6466参考
池田郡八幡村本村百姓直右衛門(印)、ほか94人、本村庄屋与惣治(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、枝郷下村百姓平左衛門後家きよ(印)、ほか29人、枝郷下村庄屋源三郎(印)、年寄八右衛門(印)、枝郷西江渡百姓弥平治(印)、ほか14人、枝郷西江渡庄屋直三郎(印)		破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」
池田郡八幡村本村百姓直右衛門(印)、ほか94人、本村庄屋与惣治(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、枝郷下村百姓平左衛門後家きよ(印)、ほか29人、枝郷下村庄屋源三郎(印)、年寄八右衛門(印)、枝郷西江渡百姓弥平治(印)、ほか14人、枝郷西江渡庄屋直三郎(印)		表紙「濃州池田郡八幡村」、『御觸書天保集成』6171参考
池田郡八幡村本村百姓直右衛門(印)、ほか94人、本村庄屋与惣治(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、枝郷下村百姓庄兵衛(印)、ほか30人、枝郷下村庄屋源三郎(印)、年寄八右衛門(印)、枝村西江渡百姓弥平治(印)、ほか15人、枝郷西江渡庄屋直三郎(印)		破損あり、表紙「美濃国池田郡八幡村」、『御觸書天保集成』6222参考
庄屋与惣治(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓祐吉(印)、ほか103人	信楽御役所	
庄屋与惣治(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓直右衛門(印)、ほか141人	信楽御役所	破損あり、表紙「美濃国池田郡八幡村」、『京都町触集成』1227参考
池田郡八幡村本村百姓直右衛門(印)、ほか94人、本村庄屋与惣治(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、枝郷下村百姓庄兵衛(印)、ほか30人、枝郷下村庄屋源三郎(印)、年寄八右衛門(印)、枝村西江渡百姓弥平治(印)、ほか15人、枝郷西江渡庄屋直三郎(印)		破損あり、取扱注意

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は42	郡中廻文写シ帳	寛政九年丁巳正月吉日 (~12月)	1797	横長	1
は43	御用状写帳	寛政九年丁巳正月吉日 (12月)	1797	横長	1
は44	寛政九巳年九月御触書写 (「延享元子年已来之金銀出入、奉行所ニ而し取上…」)	寛政九年巳九月	1797	縦	1
は45	御触書之写御請印帳 (「博奕賭之諸勝負、従前之御制禁之処、猶以去寅年…」)	寛政拾年午七月	1798	横長	1
は46	被仰渡之趣郡中示合定 (博奕の儀、組合村々互いに吟味するよう仰渡しなどにつき)	享和元年酉八月	1801	横長	1
は47	博奕之儀ニ付被仰渡御請書 (「博奕賭之諸勝負之儀者、前々より御制禁之処、追々近年…」)	享和元年酉八月	1801	横長	1
は48	博奕之儀ニ付村々取締申渡書 (「博奕之儀、近年厳敷被仰渡候趣、度々申渡候処…」)	享和元年酉九月	1801	横長	1
は49	差出申書付之事 (西江渡村にて相談なく花角力興業の処、御法度の儀にて以後急度守るにつき)	享和二年戌九月	1802	一紙	1
は50	申究一札之事 (前々より御公儀より御法度の芝居・花角力・花神楽、村方地内にて一切禁止につき)	享和二年戌九月	1802	一紙	1
は51	御触書之写 (文化4年3月「はつ 右はつ儀、数年貞節を守り舅姑ニ孝行を懸…」)	文化四年卯五月	1807	縦	1

作 成	受 取	備 考
		破損あり、取扱注意
		破損あり、取扱注意
大垣御預役所		破損あり、取扱注意、表紙朱書「竹中控」、『御觸書天保集成』6479参考
濃州池田郡八幡村本村百姓直三郎(印)、ほか94人、本村庄屋猪之助(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、下村百姓庄兵衛(印)、ほか31人、下村庄屋治五平(印)、年寄八右衛門(印)、西江渡百姓弥平次(印)、ほか14人、枝郷西江渡庄屋直三郎(印)	信楽御役所	表紙「濃州池田郡八幡村」
不破郡今須村、松尾村、野上村、大滝村、府中村、垂井村、宮代村、青野村、青墓村、表佐村、嶋村、多芸郡祖父江村、飯積村、大坪村、池田郡八幡村、東野村、組合村々取締方今須村五郎次、府中村太兵衛、表佐村元右衛門、同加役和右衛門、同庄左衛門、同作左衛門、大滝村太郎兵衛、青ノ村猪兵衛、東ノ村儀右衛門		破損あり、取扱注意、「右酉八月廿八日□□寄会相談之上定ル」とあり、『池田町史 史料編』pp. 162～163に収載
濃州池田郡八幡村百姓直右衛門ほか137人、年寄八右衛門(印)、同断忠右衛門(印)、同断祐助(印)、庄屋辰右衛門(印)、同断次五平(印)、同断与惣治(印)	多羅尾四郎次郎様御役所	表紙「濃州池田郡八幡村」
今須五郎治、同彦次郎、オサ元右衛門、府中太兵衛、垂井喜右衛門、青ノ猪兵衛、大坪太郎兵衛、飯ノ木久蔵、東ノ儀右衛門、牧田七郎右衛門、沢田忠兵衛、同断八左衛門、本阿弥善七、帆引新田甚太郎、小坪弥三郎、高柳道四郎、馬ノ瀬小十郎、西結領八、百姓代但平、大樽只右衛門、下大樽新田十右衛門、中郷新田今蔵、同茂左衛門、大藪利平次、海西郡日原善左衛門、同勘左衛門、多良喜久蔵		
辰右衛門(印)、組内弥平次(印)	上村・下村御役人中	破損あり、取扱注意、端裏「角力之儀ニ付辰右衛門より一札」、『岐阜県史 史料編近世八』p. 992に収載(年代は誤植)
庄屋与惣治(印)、同治五平(印)、同辰右衛門(印)、年寄勇助(印)、同忠右衛門(印)、同八右衛門(印)、名主初五郎(印)、五人与頭重五郎(印)、百姓代弥平治(印)、ほか13人		破損あり、取扱注意、端裏「享和二壬戌九月申極一札御料私領連印」、『岐阜県史 史料編近世八』pp. 991～992に収載(年代は誤植)
		破損あり、取扱注意、表紙「与惣治扣」、『御觸書天保集成』6656参考

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は52	差出申書付之事（嘉七儀、東洞屋敷惣代として免割立会などに出る処、難儀に及ぶにて嘉七兄弟俵までも差出申さずにつき）	文化七年午十二月	1810	一紙	1
は53	〔年寄役・百姓代の名前書付〕	（文化7～文政7年）	1810	切紙	1
は54	野上村系図并勘定一件 訴返并済口定書写（不破郡野上村庄屋直右衛門・百姓勘兵衛ほか7人より、庄屋善左衛門らに訴訟申上げにつき）	文化十年酉十月	1813	縦	1
は55	諸証文類案文扣（借用金年賦証文など）	文化十三年丙子五月吉日 （文化12～天保14年）	1816	縦	1
は56	三番組東西定書（大垣藩預所郡中組合規定書）	文政二年□□（己卯）九月改之	1819	縦	1
は57	御貸附金拝借証文（池田郡六之井村、拝借人所持の田地質地差上げにて、金100両拝借につき）	文政四巳年十二月	1821	縦	1
は58	奉差上済口一札之事（不破郡野上村百姓四拾余軒方惣代良平ほか3人より去未年村入用金夏割勘定不審にて村役人へ訴訟の処、帳面方立入人費受け内済につき）	文政七申年五月	1824	一紙	1
は59	和融申合定書之覚（不破郡今須村、去文化7年差障り以来、村方納まらざるにて東組治部右衛門ら立入りにつき）	文政八乙酉年十一月	1825	縦	1
は60	青墓村六郎右衛門御裏印一件書類写（青墓村庄屋六郎右衛門、借財方多分にて返済仕法など書付）	文政八年酉年十一月	1825	縦	1
は61	差出申済口一札之事（不破郡島村字西裏の地所へ同郡十六村より十六村葬所と彫付けた名号石建てるにて島村より訴訟の処、名号石取除きなどにて内済につき）	文政十年亥八月	1827	一紙	1
は62	《綾野村百姓惣代村役人不正二付願書》	文政11・8	1828		
は63	乍恐以書付奉願上候（綾野村役人へ掛かる金談一件にて、諸御用向は兼帯へ急速裁判仰付けよう願上げにつき）	文政十一年子八月	1828	一紙	1
は64	《青墓村一件留》	文政11・12	1828		
は65	文政十一子年夫米割大目録	（文政11年）	1828	切紙	1
は66	差出申済口一札之事（見延村百姓甚之右衛門儀、土蔵へ庇を取拵え雨囲い黒腰板にするなど郷例破りにて役所へ召出しの処、内熟につき）	文政十二年丑八月	1829	一紙	1

作 成	受 取	備 考
左五右衛門倅左平治(印)、喜平(印)、幸次郎(印)、左吉(印)、円吉(印)、庄右衛門(印)、彦右衛門(印)	村御役人中	端裏「文化七午十二月嘉七惣代一件東洞屋敷書付」
八幡村与惣次扣		破損あり、取扱注意、表紙「文政七申年五月写之」
竹中与惣次		表紙「頼母子扇金証文下書末ニ有、預り金証文案文有之、往来案文有之」
八幡村与惣次扣		破損あり、取扱注意
加藤平内知行所美濃国池田郡六之井村拝借人五郎兵衛、同伝左衛門、同新吉、同文五良、同梅蔵、庄屋源八良、組頭利兵衛、同国右衛門	五條御役所	破損あり、表紙「加藤平内知行所美濃国池田郡六之井村」、「加藤平内内多賀浅右衛門、江崎勘蔵、大山美津義」の奥書あり
不破郡野上村訴訟方四拾余軒惣代良平、作右衛門、重次郎、善左衛門、相手方百姓代柳左衛門、年寄与市、同断忠左衛門、見習庄屋与右衛門、立入人八幡村庄屋与惣次、生津村庄屋徳右衛門	大垣御預御役所	端裏貼紙「文政七申五月野上村小入用済口一札」、訴訟方・相手方から立入人宛の奥書あり
上組伊東五郎三郎、同断木田為右衛門		「東組庄屋三輪治部右衛門、同断河地兵内」の奥書あり
与惣次控		破損あり
戸田采女正御預所訴訟方不破郡島村百姓代和右衛門(印)、同断嘉七(印)、年寄彦右衛門(印)、庄屋七左衛門(印)、同断市郎兵衛(印)、兼帯庄屋四郎五郎(印)、尾州御領相手方同郡十六村頭百姓惣代和田斎右衛門(印)、庄屋小川清十郎(印)、同断岡崎源内(印)	御立入人池田郡八幡村与惣次殿、同断多芸郡横曾根村安田三四郎殿	端裏貼紙「文政十亥年九月 島村・十六村葬所済口証文」
		現在、所在不明
綾野村百姓惣代三右衛門、同断庄次郎、同断辰右衛門	大垣御預御役所	
		現在、所在不明
		汚れあり、端裏「[] 六月七日八日夫米割写」
見延村甚之右衛門(印)、親類惣代孫右衛門(印)	生津村御庄屋徳右衛門殿、八幡村御庄屋与惣次殿	破損あり、端裏貼紙「文政十二丑年八月見延村庇出入済口 甚之右衛門より一札」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は67	差出申済口一札之事（見延村百姓甚之右衛門儀、土蔵へ庇を取拵え雨囲い黒腰板にするなど郷例破りにて役所へ召出しの処、内熟につき）	文政十二年丑八月	1829	一紙	1
は68	《池田野新田村法問題済口証文》	文政13・10	1830		
は69	差出申一札之事（不破郡松尾村、大勢寄合い御用人馬の妨げにて召出され吟味中、孫兵衛は手錠郷宿預けなどにて郷例村法違乱無きにつき）	文政十三年寅十月	1830	一紙	1
は70	奉差上取締一札之事（不破郡松尾村小前ども大勢集り理不尽の所業企て一件、吟味の処、兼帯より穩便の儀、願上げにて熟談につき）	文政十三年寅十一月	1830	一紙	1
は71	《鏡島村庄屋赦免願書》	文政13・12	1830		
は72	乍恐以書付御詫奉願上候（鏡島村庄屋甚右衛門、役所へ召出され心得違い不埒の段にて郷宿留め仰付けの処、赦免願いにつき）	文政十三年寅十二月	1830	一紙	1
は73	乍恐以書付御歎願奉申上候（志名村困窮し村借嵩み難渋の処、百姓相続にて村借減るよう歎願書下書）	天保二卯年二月	1831	縦	1
は74	乍恐以書付奉願上候（志名村困窮し難渋にて当3月限り返済金20両年延願い、百姓相続にて裏印するよう願書下書）	（天保2年）卯五月	1831	一紙	1
は75	乍恐以書付御歎願奉申上候（志名村困窮し村借嵩み難渋の処、当辰年より丑年まで10か年間、年貢定免願書下書）	（天保3年辰）	1832	一紙	1
は76	差出申一札之事（志名村難渋にて村方高持百姓熟談の上、御公免・村入用とも免6つ宛10か年中取立てにて村借返済につき）	天保三辰年閏十一月	1832	一紙	1
は77	差出申一札之事（志名村困窮し村借金嵩む間、御公免・村入用とも10か年内免6つ宛に取極め村借金皆済につき）	天保三年辰閏十一月	1832	一紙	1
は78	差上申済口証文之事（綾野村惣社白鬚大明神祭礼灯籠の儀にて故障起こり、引続き村借金の儀にて村役人へ掛かり小前方と出入りの処、内済につき）	天保二卯年三月	1831	一紙	1

作 成	受 取	備 考
見延村甚之右衛門、親類惣代孫右衛門	生津村御庄屋徳右衛門殿、八幡村御庄屋与惣治殿	破損あり、取扱注意、端裏貼紙「文政十二丑年八月見延村庇出入済口 平之丞一類より一札」、「生津村庄屋徳右衛門、八幡村庄屋与惣次」から「見延村頭百姓平之丞殿」ほか18人宛に奥書あり、その奥に「見延村頭百姓拾九人惣代平之丞(印)」ほか5人から「八幡村御庄屋与惣次殿」へ奥書あり
		現在、所在不明
松尾村百姓孫兵衛(印)、同断為治(印)、同断友吉(印)、同断孫左衛門(印)、同断八右衛門(印)	御兼帯八幡村与惣治殿、同断生津村徳右衛門殿	端裏貼紙「文政十三寅年十一月松尾村小前五人より一札」「与惣治」、「松尾村庄屋善四郎(印)、同断孫左衛門(印)、年寄庄六(印)、同断吉右衛門(印)」の奥印あり
松尾村年寄太右衛門、同断庄六、庄屋弥左衛門、同断善四郎、兼帯庄屋生津村徳右衛門、同断八幡村与惣次	大垣御預御役所	破損あり、端裏貼紙「文政十三年寅年十一月松尾村取締一札」「与惣次」、「松尾村年寄太右衛門(印)、同断庄六(印)、庄屋弥左衛門(印)、同断善四郎(印)」から「御兼帯八幡村与惣次殿、同断生津村徳右衛門殿」へ奥書あり
		現在、所在不明
生津村庄屋徳右衛門、八幡村庄屋与惣次(印)	大垣御預御役所	端裏「文政十三年十二月鏡島村甚右衛門詫願下」
志名村立入人八幡村庄屋与惣次、同断芦敷村庄屋平八	大垣御預御役所	表紙「志名村御歎願扣」、裏表紙「竹中与惣次」
志名村立入人芦敷村庄屋平八、同断八幡村庄屋与惣治	大垣御預御役所	端裏「御裏印願下書」
志名村百姓代伴右衛門(印)、年寄藤治(印)、見習庄屋藤左衛門(印)、庄屋武一郎(印)	御立入八幡村与惣治殿、同断芦敷村平八殿	端裏貼紙「天保三辰年十一月村役人より一札」
高持百姓甚兵衛(印)、同断領助(印)、同断善平(印)、同断常右衛門(印)、同断金次(印)、同断利兵衛(印)、同断清蔵(印)、同断要助(印)、百姓代伴右衛門(印)、年寄藤次(印)、見習庄屋藤左衛門(印)、庄屋武一郎(印)	御立入八幡村与惣治殿、同断芦敷村平八殿	端裏貼紙「天保三辰十一月小前方一札」
不破郡綾野村小前惣代丈助、ほか7人、百姓代休平、年寄代谷右衛門、同断伝蔵、年寄藤右衛門、同断長三郎、庄屋愛平、同断八之丞、同断元右衛門、兼帯庄屋海松新田与次兵衛、右同断八幡村与惣次、右同断生津村徳右衛門、立入人長屋村啓十郎、右同断芦敷村平八	大垣御預御役所	破損あり、端裏貼紙「綾野村祭礼灯笼共小入用出入済口証文 天保二卯年三月」、不破郡綾野村小前惣代8人・村役人8人から「芦敷村平八殿、長屋村啓十郎殿、生津村徳右衛門殿、八幡村与惣次殿、海松新田与次兵衛殿」宛の奥書あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は79	乍恐以書付奉願上候（綾野村惣社白髭大明神祭礼灯笼の儀にて入組みの間、小前一同より村役人ども小入用方の儀にて訴えの処、内熟にて訴状など差下げ願書下書）	天保二卯年三月	1831	一紙	1
は80	差出申一札之事（綾野村出入り一件にて私義、小前方へ相談に加わる段、去寅11月召し出され僉議中入牢仰付けにて赦免になるよう詫び願ひにつき）	天保二年卯三月	1831	一紙	1
は81	《野上村小入用ニ付出入済口証文》	天保2・3	1831		
は82	《青墓村郷例改革ニ付願書》	天保2・3	1831		
は83	一札（西方村、先年南北両組になり庄屋兩人勤めの処、庄屋役八郎右衛門勤め方一同不安心と申立てにて召し出され郷宿留めにて赦免願ひなどにつき）	天保二年卯七月	1831	一紙	1
は84	乍恐書付を以御詫奉申上候（西方村、先年南北両組になり庄屋兩人勤めの処、庄屋役八郎右衛門勤め方一同不安心と申立てにて召し出され郷宿留めにつき赦免願書下書）	天保二年卯七月	1831	一紙	1
は85	長屋村脇百姓身上り一件 郷例熟談為取替書写	天保二年卯七月	1831	縦	1
は86	大野郡志名村諸用留（天保2年御免状写など）	天保二年卯十一月	1831	縦	1
は87	乍恐以書付奉願上候（池田郡市橋村へ村方勘定金差詰りにて金10両貸す処、返済年延にて元利とも返済するよう仰付け下されたく願書下書）	天保二年卯十二月	1831	一紙	1
は88	《大場・有尾両村下池藻草刈取ニ付出入済口証文》	天保3・2	1832		
は89	《布戸下木一件ニ付詫状》	天保3・7	1832		
は90	諸国御郡代・御代官御元ノ手代衆覚	天保四年巳正月改	1833	横半	1
は91	差出申一札之事（池田郡東野村御免割の席にて帳面など紛失の件にて訴訟に及ぶ所、与惣治立入りにて一同納得にて事済みにつき）	天保四巳年正月	1833	一紙	1
は92	差出申一札之事（池田郡東野村源助へ対し外より故障あり、金筋違い申し聞き内済の処、今般御廻り役人より召出され咎仰せにつき詫び申し上げにつき）	（天保4年）巳三月	1833	一紙	1
は93	《福東村小入用ニ付出入済口証文》	天保4・3	1833		
は94	儉約取締ケ條書（福東村小入用方入組みにて、立入差添・村役人並びに高持百姓一同立会相談の上、取極めにつき）	天保四年巳三月	1833	縦	1

作 成	受 取	備 考
不破郡綾野村小前惣代丈助、ほか7人、百姓代休平、年寄代谷右衛門、同断伝蔵、年寄藤右衛門、同断長三郎、庄屋愛平、同断八之丞、同断元右衛門、兼帯庄屋海松新田与次兵衛、右同断八幡村与惣次、右同断生津村徳右衛門、立入人長屋村啓十郎、同断芦敷村平八	大垣御預御役所	端裏「天保二卯年三月綾野一件願下書」
福田村百姓四郎治(印)、同人親類源左衛門(印)、同断亀右衛門(印)	御詫人八幡村与惣次殿、長屋村啓十郎殿、芦敷村平八殿、御兼帯生津村徳右衛門殿、宝原村館左衛門殿	端裏貼紙「福田村四郎治綾野村一件二付入牢被仰付御詫之下請一札 天保二卯年三月」
		現在、所在不明
		現在、所在不明
大野郡西方村庄屋八郎右衛門(印)、同村親類用蔵(印)	御立入人八幡村与惣治殿、下真桑村治郎左衛門殿、御兼帯長屋村啓十郎殿	端裏「天保二卯年七月 西方村庄屋八郎右衛門一札」
詫人啓十郎、同断治郎左衛門、同断与惣治	大垣御預御役所	端裏「天保二卯年七月 西方村詫願下」
与惣治扣		表紙「天保十一子年十二月写置」
与惣治扣		
八幡村願主与惣次(印)、年寄治吉(印)	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意、下書
		現在、所在不明
		現在、所在不明
八幡村竹中与惣治扣		
東野村庄屋友之丞(印)、同断茂左衛門(印)、年寄彦治郎(印)、同断判左衛門(印)、立会嘉藤太(印)、同断長三郎(印)、ほか5人	八幡村与惣治殿	端裏貼紙「天保四巳年正月 東野村辰年御免割席ニ而紛失之一件済口」
小前惣代藤治郎(印)、同断喜太郎(印)、同断弥助(印)、ほか3人	村御役人中、御兼帯与惣治殿	端裏貼紙「天保四巳年三月 東野村小前惣代一札」、「東野村庄屋茂左衛門(印)、同断友之丞(印)、年寄判左衛門(印)、同断彦次郎(印)、兼帯庄屋与惣治(印)」から「矢野貞吉殿、松岡武作殿」宛の奥書あり
		現在、所在不明
安八郡福東村訴訟方高持九拾余軒惣代茂平次、同断友次郎、同断猶右衛門、ほか7人、相手方庄屋嘉兵衛、年寄猪右衛門、百姓代猪左衛門、三役非番休太夫、同断九郎左衛門、同断助右衛門、立入人芦敷村庄屋平八、右同断八幡村庄屋与惣次	大垣御預御役所	破損あり、表紙「安八郡福東村」、裏表紙「竹中」、「安八郡福東村訴訟方高持九拾余軒惣代茂平次(印)、ほか9人、相手方庄屋嘉兵衛(印)、ほか村役人5人」より「御立入人八幡村御庄屋与惣次殿、右同断芦敷村御庄屋平八殿」宛の奥書あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は95	口上（法会執行にて因州様御代番宿の儀、檀家八幡村与惣治方へ依頼などにつき届）	天保四年三月日	1833	一紙	1
は96-1	因州様御代番ニ付覚帳	天保四年巳四月八日九日	1833	横長	1
は96-2	〔米数、料理材料など覚綴〕	（天保4年4月）	1833	綴	1
は96-3	「因州臼井蔵人泊」〔宿泊札〕	（天保4年4月）	1833	切紙	1
は96-4	〔わらじなど代金受取覚綴〕	（天保4年4月）	1833	綴	1
は96-5	御届奉申上口書（備前松平伊予守・因州松平因幡守先祖250回忌法事執行にて両家代番あるにつき）	天保四年三月日	1833	一紙	1
は96-6	〔臼井蔵人役人支度の件につき書状〕	（天保4年4月）	1833	切紙	1
は96-7-1	〔料理など支度の件につき書状〕	（天保4年4月）七日	1833	切紙	1
は96-7-2	覚（人数、膳の種類、給仕人書付）	（天保4年4月）	1833	切紙	1
は96-7-3	献立（上下30人前）	（天保4年4月）	1833	切紙	1
は96-7-4	〔人数、膳の種類、給仕人書付〕	（天保4年4月）	1833	切紙	1
は96-7-5	献立（上下30人前）	（天保4年4月）	1833	切紙	1
は96-7-6	覚（人数書付）	（天保4年4月）	1833	切紙	1
は96-8-1	「臼井蔵人 壺間、側士三人 壺間…」（人数・間数書付）	（天保4年4月）	1833	切紙	1
は96-8-2	覚（因州鳥取松平因幡守様御代番臼井蔵人など宿泊者名書付）	（天保4年4月）	1833	切紙	1
は96-8-3	口演（濃州長久手古戦場の件につき）	（天保4年4月）	1833	切紙	1
は96-8-4	〔人別衣類覚〕	（天保4年4月）	1833	切紙	1
は96-8-5	〔臼井蔵人、赤坂宿に到着にて出迎えなどの件につき書状〕	（天保4年）四月五日	1833	切紙	1
は96-8-6	覚（皿など借用につき）	（天保4年4月）七日	1833	切紙	1
は96-8-7	口上（3両借用願いにつき）	（天保4年4月）	1833	切紙	1
は96-8-8	〔到着4月6日から出立10日までの献立書付〕	（天保4年4月）	1833	切紙	1
は97	因州様御代番御宿諸入用帳	（天保4年5月16日）	1833	横長	1
は98	因州御代番宿坊献立	（天保4年）四月九日	1833	横長	1
は99	〔因幡国鳥取城主・備前国岡山城主系図など書付〕	（天保4年4月）	1833	横半	1
は100	一札（垂井村年寄病気にて跡役相談の席にて差揉めの処、与惣次挨拶に及ぶにつき）	天保四年巳六月十日	1833	一紙	1
は101	為書替証文之事（本巢郡前野村より新規起畑願い上げの処、下穂積村地内並びに多良・笠松両役所水行障り取払所にて熟談につき）	天保四年巳六月	1833	一紙	1
は102	《垂井村取締箇条書》	天保4・6	1833		
は103	乍恐以書付奉申上候（本巢郡前野村より下穂積村へ拘る地境、彼是差揉めにて立入人により内熟整い済口一札差添えにつき）	天保四年巳八月	1833	一紙	1

作 成	受 取	備 考
本郷村龍徳寺密翁	地方代官御役所	は95～は99は袋一括、袋表「天保四巳四月六日四ツ時より十日朝迄御逗留 因州様御内白井蔵人様御泊諸書類入」、袋裏「天保四巳年四月 松平因幡守様御代番白井蔵人様御泊り諸書類入 与惣次」
		資料には「は九六」と番号記載
		資料には「は九六」と番号記載
		資料には「は九六」と番号記載
本郷村龍徳寺密翁	地方代官御役所	資料には「は九六」と番号記載
龍徳寺	竹中与惣治様	資料には「は九六」と番号記載
	竹中与惣次様	は96-7-1～-6はこより紐一括、資料には「は九六」と番号記載
		破損あり、資料には「は九六」と番号記載
		破損あり、資料には「は九六」と番号記載
		資料には「は九六」と番号記載
		破損あり、資料には「は九六」と番号記載
		資料には「は九六」と番号記載
		は96-8-1～-8はこより紐一括、資料には「は九六」と番号記載
		資料には「三五八ノ二三」と番号記載
		資料には「は九六」と番号記載
		前欠、資料には「は九六」と番号記載
龍徳寺	竹中与惣治様	資料には「は九六」と番号記載
納所	竹中様	破損あり、資料には「は九六」と番号記載
龍徳寺	竹中与惣治様	資料には「は九六」と番号記載
		破損あり、資料には「は九六」と番号記載
		破損あり、表紙「此通り之帳面天保四巳五月十六日龍徳寺へ遣候扣之」
龍徳寺	竹中与惣治様	
垂井村助市	八幡村与惣次殿	端裏貼紙「天保四巳年六月 垂井鉄吾・清右衛門入組一札」、「八幡村与惣次」から「垂井村清右衛門殿」宛の奥印あり、さらに「垂井村清右衛門(印)」から「八幡村与惣次殿」宛の奥印あり
前野村庄屋正右衛門(印)、同断文弥(印)、下穂積村庄屋一郎左衛門(印)、年寄榎右衛門(印)、同断平左衛門(印)	大垣御預御役所	端裏貼紙「天保四巳年六月 前野村・下穂積村熟談証文写」、「前野村庄屋正右衛門(印)、下穂積村庄屋一郎左衛門(印)」から「八幡村与惣次殿、只越村十郎兵衛殿」宛の奥書あり
		現在、所在不明
前野村庄屋文弥、同断正右衛門、下穂積村庄屋一郎左衛門、年寄平左衛門、同断榎右衛門、立入人只越村十郎兵衛、同断八幡村与惣次	大垣御預御役所	端裏「天保四巳年八月前野村・下穂積村御届書下」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は104	差出申済口一札之事（本巢郡前野村新開畑、6月入組み熟談後、新開畑上手方に下穂積村より棒杭建て地論出来の処、熟談につき）	天保四年巳八月	1833	一紙	1
は105	《福東新田庇付出入済口証文》	天保4・9	1833		
は106	差出申書付之事（福東新田百姓与右衛門儀、分家し庇取付けにて入組みの処、立入人により下済整うにつき）	天保四巳年九月	1833	一紙	1
は107	差出申一札之事（上穂積村庄屋跡役の儀にて差揉めの処、内組分けし北組・南組に庄屋各1人勤めるにて熟談につき）	天保四巳年十月	1833	一紙	1
は108	熟談取締書之事（本巢郡別符村、近年村入用進み村借財も多分にて村役人へ高持百姓七拾余軒惣代善右衛門ほか4人より訴訟の処、村入用諸帳面調べ取締儉約箇条取極めにつき）	天保四巳年十月	1833	一紙	1
は109	儉約取締ケ条書（池田郡東野村、諸御用並びに村用とも精々当番庄屋勤めるなど儉約箇条書、一同熟談の上、定めにつき）	天保五年午正月	1834	一紙	1
は110	乍恐以書付奉願上候（本巢郡前野村去巳年免割日延べし、前野村庄屋、上穂積村南組村役人の立会い止めなどにて前野村庄屋召出し前5か年免割小入用帳熟覧願いにつき）	天保五年午正月日	1834	一紙	1
は111	乍恐以書付奉願上候（本巢郡前野村庄屋正右衛門支配高のうち38石余、下穂積村一郎左衛門組親の処、免割作法不容易など訴訟につき）	天保五年午正月	1834	一紙	1
は112	差出申済口一札之事（楡俣村西条組地内に森部輪中悪水江下出来の処、江通りの土橋・小樋修復料米の儀にて、村役人相手取り高持惣代より訴訟の処、熟談につき）	天保五年午三月	1834	一紙	1
は113	差出申済口一札之事（本巢郡前野村、別府村・上穂積村付と高引分け両村の者が前野村役人勤めの処、去巳年免割の件などにて上穂積村南組庄屋広次外6人らより前野村庄屋へ訴訟の処、内済につき）	天保五年年三月	1834	一紙	1
は114	差出シ申一札之事（西結村中組彦右衛門方勘定目録、武助勤役中数年差遣さず過不足行違いあり、各方立入り新立会い成就などにて熟談につき）	（天保5年）午四月	1834	一紙	1

作 成	受 取	備 考
前野村庄屋文弥(印)、同断正右衛門(印)、下穂積村庄屋一郎左衛門(印)、年寄平左衛門(印)、同断榎右衛門(印)	御立入人八幡村与惣次殿、同断只越村十郎兵衛殿	端裏貼紙「天保四巳年八月 前野村・下穂積村地論済口一札」
		現在、所在不明
福東新田庄屋彦六(印)、同断源兵衛(印)、年寄平左衛門(印)、同断忠右衛門(印)、同断喜十郎(印)	御取嘆人八幡村御庄屋与惣次殿、右同断海松新田御庄屋与次兵衛殿	
本巢郡上穂積村北組組親正右衛門(印)、同断岩右衛門(印)、ほか3人、同村南組組親源右衛門(印)、同断源左衛門(印)、ほか2人、庄屋源兵衛(印)	御立入人八幡村与惣次殿、右同断十九条村祐平殿、右同断上本田村源右衛門殿、右同断牛牧村九郎兵衛殿	破損あり、端裏貼紙「天保四巳年十月 上穂積村内組分ケ一札」
本巢郡別符村訴訟方高持百姓七拾余軒惣代善右衛門(印)、同断伝左衛門(印)、ほか3人、同村相手方庄屋・組親兼文弥(印)、同断作助(印)、ほか2人、年寄・組親兼丈右衛門(印)、同断三郎次(印)、ほか1人、組親彦之進(印)、同断左六代文弥(印)、ほか3人、百姓代清十郎(印)、同断治十郎(印)、同村訴訟外高持百姓八拾余軒惣代惣次(印)、同断周次郎(印)、ほか4人	御立入人八幡村与惣次殿、右同断芦敷村平八殿	破損あり、取扱注意、端裏貼紙「天保四巳年十月 別符村小入用入組締一札」
庄屋茂左衛門(印)、同断友之丞(印)、年寄彦次郎(印)、同断判左衛門(印)、百姓代丈右衛門(印)、立会加藤太(印)、同断善四郎(印)、ほか4人		端裏貼紙「天保五年年正月 東野村儉約取締書」、「兼帯庄屋与惣治(印)」の奥印あり
前野村分組親上穂積村南組願主九右衛門、同断藤助、ほか2人、百姓代願主藤九郎、年寄同断仙三郎、庄屋同断広治	大垣御預御役所	端裏貼紙「天保五年年 上穂積南組願書之写」
前野村組親下穂積村庄屋一郎左衛門	大垣御預御役所	端裏貼紙「天保五年年正月 上穂積一郎左衛門願書」
安八郡楡俣村西条組訴訟方高持惣代西福寺(印)、同断曾右衛門(印)、同断松右衛門(印)、ほか7人、相手方同村庄屋喜多助(印)、年寄文次郎(印)、出役・百姓代兼藤三郎(印)、同断作右衛門(印)、ほか2人	御立入人八幡村御庄屋与惣次殿、同断楡俣村御庄屋留右衛門殿、同断同村御庄屋俊右衛門殿、同断大藪村御庄屋勘四郎殿	端裏貼紙「天保五年年三月 西条村小前惣代より庄屋喜多助へ掛候一件済口」
上穂積村訴訟方、下穂積村一、上穂積村相手方	御立入人	破損あり、取扱注意、下書
当人武助、同人親類孫六	御立入八幡村与惣次殿、同断芦敷村平八殿、同断武左衛門殿	端裏貼紙「午四月 西結彦右衛門より一札」、「与惣治、平八、武左衛門」から「彦右衛門殿」宛の奥印あり、さらに「彦右衛門(印)」から「御立入八幡村与惣次殿、同断芦敷村平八殿、同断武左衛門殿」宛の奥印あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は115	西結村武助一件書類写（西結村中組元庄屋武助難渋にて中組へ金200両貸下げ武助借財皆済、拝借金13か年にて返済につき）	天保五午年六月	1834	縦	1
は116	乍恐以書付奉願上候（本巢郡前野村庄屋正右衛門取計い方にて差入組み、内済整い上穂積村北組・南組の庄屋兩人、当午年より隔年に前野村庄屋役仰付け願書下書）	天保五午年六月	1834	一紙	1
は117	差出申済口一札之事（本巢郡前野村、別府村・上穂積村付と高引分け両村の者が前野村役人勤めの処、去巳年免割の件などにて上穂積村南組庄屋広次外6人らより前野村庄屋へ訴訟の処、内済につき）	天保五午年六月	1834	一紙	1
は118	乍恐以書付御届奉申上候（本巢郡前野村免割・諸入用割賦取立方にて同村庄屋正右衛門相手取り、上穂積村南組村役人・同村前野村組親らより訴訟の処、内済につき）	天保五午年六月	1834	一紙	1
は119	乍恐以書付奉願上候（別府村地内中川西田場へ出屋敷にて只越村差障り一件、熟談にて仮調印一札預り願書下書）	天保五午年六月	1834	一紙	1
は120	覚（牛牧村・十九条村去辰年新江出来にて新樋・新橋諸入用金3両差入れ、受取につき）	（天保5年）午九月七日	1834	一紙	1
は121	覚（牛牧村・十九条村新江一件により入用出来にて金3両出金、受取につき）	（天保5年）午九月十一日	1834	切紙	1
は122	奉差上済口証文之事（不破郡塩田村庄屋角助死去にて跡役、御城米取立て場所など彼是差揉めにて八幡村与惣次へ兼帯仰付けにて熟談につき）	天保五午年十一月	1834	一紙	1
は123	差出申一札之事（池田郡東野村高持一統より出作高持一統へ頼母子講取立て下されたく頼み入る処、熟談の上、金35両加入につき）	天保五午年十二月	1834	一紙	1
は124	差出申一札之事（池田郡東野村高持一統より出作高持一統へ頼母子講取立て下されたく頼み入る処、熟談の上、金35両加入一札下書）	天保五午年十二月	1834	一紙	1
は125	東野村立会一統より出作中へ無心金割賦帳（池田郡東野村役人・立会中より頼母子講、出作中へ頼みにて熟談につき）	天保五午年十二月	1834	横長	1
は126	覚（池田郡東野村出作高より出金分のうち出作頭割・出作高割金など書付）	（天保5年12月）	1834	横長	1

作 成	受 取	備 考
与惣次扣		
上穂積村北組前野高庄屋兼組親正右衛門、同断組親岩右衛門、同断佐之右衛門、同村南組前野高組親九右衛門、藤助、源左衛門、源右衛門	大垣御預御役所	端裏「天保五午六月前野村庄屋願下」
訴訟方上穂積村南組庄屋広次(印)、年寄縫右衛門(印)、百姓代藤九郎(印)、同村付前野高組親源右衛門(印)、同断源左衛門(印)、ほか2人、右同断下穂積村一郎左衛門(印)、相手方上穂積村北組前野村庄屋兼組親正右衛門(印)、同村年寄前野村高組親岩右衛門(印)、同村百姓代右同断佐之右衛門(印)	御立入人八幡村御庄屋与惣次殿、右同断芦敷村御庄屋平八殿	破損あり、端裏貼紙「天保五午年六月 前野村御免割入組済口一札」
訴訟方上穂積村南組庄屋広次、年寄縫右衛門、百姓代藤九郎、同村前野高組親源右衛門、同断源左衛門、ほか2人、右同断下穂積村一郎左衛門、相手方上穂積村北組前野村庄屋兼組親正右衛門、同村年寄前野村高組親岩右衛門、同村百姓代右同断佐之右衛門、立入人芦敷村庄屋平八、八幡村庄屋与惣次	大垣御預御役所	端裏貼紙「天保五午年六月 前野村済口届書下」
只越村庄屋、年寄、百姓代、別府村庄屋、年寄、百姓代、立入人平八、与惣次	大垣御預御役所	端裏「別符村花塚出家敷仮済口届下」
十九条村庄屋幾右衛門(印)、同断伸太郎(印)	御取嚙御衆中様	
立入人平八、重郎兵衛、与惣次印	十八(九)条村御役人衆中	
不破郡塩田村訴訟方角助親類百姓代佐平次、惣代庄次、同断次郎蔵、ほか5人、相手方庄屋次郎右衛門、百姓代佐右衛門、惣代甚六郎、同断梅右衛門、ほか1人、右村兼帯庄屋八幡村与惣次	大垣御預御役所	端裏貼紙「天保五午年十一月坂田村角助跡役一件済口」、「不破郡塩田村訴訟方角助親類百姓代佐平次(印)、惣代庄次(印)、同断次郎蔵(印)、ほか5人、相手方庄屋次郎右衛門(印)、百姓代佐右衛門(印)、惣代甚六郎(印)、同断梅右衛門(印)、ほか1人」から「八幡村御庄屋与惣次殿」宛の奥印あり
東野村立会拾五軒惣代善四郎(印)、同断五郎左衛門(印)、ほか4人、同断年寄判左衛門(印)、同断庄屋友之丞(印)、同断庄屋茂左衛門(印)	出作御高持衆中	は123～は129は袋一括、袋「天保五午年十二月 東野村出作高一件書類 与惣次」 破損あり、端裏「天保五午十二月東野村高持惣代中より出作人へ之一札」、「右(東野)村兼帯庄惣次(印)」の奥印あり
東野村立会十五軒惣代庄屋茂左衛門、同友之丞、年寄判左衛門、惣代嘉藤太、同善助、ほか4人	出作御高持衆中	破損あり、取扱注意、は123の下書
		破損あり
		破損あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は127	〔池田郡東野村出作扣高書上帳〕	(天保5年12月)	1834	横長	1
は128	覚(池田郡東野村高より出金50両の内訳書付)	(天保5年12月)	1834	切紙	1
は129	〔池田郡東野新田高書付〕	(天保5年12月)	1834	切紙	1
は130	差出申済口証文之事(方県郡東黒野町庄屋病 気にて退役し跡役の儀、村方相談に及ぶ処、 彼是差揉めにて立入により内済につき)	天保五午年十二月	1834	一紙	1
は131	乍恐書付を以奉願上候(塩田村庄屋、勢州山 田へ抜け参りと出立の処、途方に暮れ江戸表 内縁方で病気の由にて、詫び申し庄屋役御免 願ひにつき)	天保六年未二月	1835	一紙	1
は132	乍恐以書付奉願上候(塩田村佐吉庄屋役・庄 次御用勤めは村方指揉めにて御免願ひ、御用 向きは兼帯与惣次へ仰付け願ひにつき)	(天保6年)未七月	1835	一紙	1
は133	覚(塩田村次郎右衛門ら4人、御用の儀にて 差紙)	(天保6年7月)	1835	切紙	1
は134	儉約取締箇條書(楡俣村西條組、森部輪中悪 水落江通り橋・塚修復米の儀により差入組み にて一同立会い取極めにつき)	天保六未年五月	1835	縦	1
は135	済口一札之事(塩田村法永寺境内御除地の訳 分難く差揉めにて諸帳面取調べの処、御 除地・年貢地の内訳分かりにつき)	天保六未年五月	1835	一紙	1
は136	差出申済口証文之事(塩田村庄屋次郎右衛門 儀、春より病中休役の処、全快にて帰役願ひ、 かつ年寄無きにて相談の処、彼是差揉めにて 熟談につき)	天保六乙未年閏七月	1835	一紙	1
は137	差出申一札之事(先月同心、廻村し若者の宮 地などへ寄集り慎み仰せ後、間も無く野方へ 大勢寄り集まり立騒ぎにて吟味中、郷宿預け など仰付け一同慎みにて吟味・咎とも赦免願 ひにつき)	天保六未年八月	1835	一紙	1
は138	乍恐以書付御詫奉願上候(若き者・家持ちの 者まで野方に集る段、召出され吟味にて赦免 願ひにつき)	天保六未年八月	1835	一紙	1
は139	差出申一札之事(先月21日夜に野方へ若き 者、寄合いの儀は御法度、差留め無きも不埒 にて吟味の処、他出留め仰渡しにて赦免願 ひにつき)	天保六未年八月	1835	一紙	1

作 成	受 取	備 考
		破損あり、取扱注意
方県郡東黒野町年寄休役治平(印)、右年寄代丈助(印)、惣代嘉兵衛(印)、百姓代伴蔵(印)、年寄源蔵(印)、庄屋和助(印)	御立入八幡村御庄屋与惣次殿、右同断岩崎村御庄屋祐助殿	端裏貼紙「天保五午年十二月 東黒野町庄屋跡役一件済口」
塩田村庄屋佐吉(印)、後見庄治(印)、百姓代佐平治(印)、治郎右衛門親類梅右衛門(印)、同断良輔(印)、同断佐右衛門(印)、同断甚六郎(印)	大垣御預御役所	
塩田村願主次郎右衛門、同佐右衛門、同良助	大垣御預御役所	
楡俣村西條組高持惣代西福寺(印)、助右衛門(印)、文太郎(印)、ほか13人、出役安左衛門(印)、同断弥助(印)、百姓代文次郎(印)、年寄曾右衛門(印)、同断藤三郎(印)、庄屋喜多助(印)、立入人楡俣村俊右衛門(印)、同断同村留右衛門(印)、同断大藪村勘四郎(印)、同断八幡村与惣次印		表紙「楡俣村之内西条組」
塩田村法永寺、開基家次郎右衛門、百姓代佐右衛門、後見庄次、庄屋佐吉、八幡村兼帯庄屋与惣治		破損あり、端裏「天保六未塩田法永寺御除地一件下」
不破郡塩田村上之方惣代良輔(印)、同梅之助(印)、同甚六(印)、百姓代佐右衛門(印)、庄屋次郎右衛門(印)、同村下□方惣代財次郎(印)、同次郎蔵(印)、ほか4人、百姓代佐平次(印)、庄屋後見庄治(印)、庄屋佐吉(印)	八幡村与惣治殿	破損あり、端裏貼紙「天保六未年閏七月 塩田村次郎右衛門帰役一件其外年寄役取組入組済口」
当人家持儀平(印)、同断庄左衛門(印)、同断若キ者儀三郎(爪印)、同断九郎右衛門(印)、儀平・儀三郎親類嘉七(印)、同断宇右衛門(印)、庄左衛門親類重三郎(印)、同断治作(印)、九郎右衛門親類栄次(印)、同断清五郎(印)	村御役人衆中	破損あり、端裏貼紙「天保六未年八月 八幡村儀平外三人より一札」
八幡村庄屋与惣次、年寄治吉、同断弥三兵衛	大垣御預御役所	端裏貼紙「天保六未年八月 八幡村儀平外三人・同忠右衛門外四人御詫下」
忠右衛門(印)、治左衛門(印)、六右衛門(印)、栄次(印)、直左衛門(印)	村御役人衆中	端裏貼紙「天保六未年八月 忠右衛門外四人より一札」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は140	差上申御請証文之事（八幡村若者・家持ちも大勢寄合にて儀平ら9人召出しの処、村役人詫び申し上げにて吟味・咎とも赦免につき）	（天保6年）未八月	1835	一紙	1
は141	差出申一札之事（先月同心、廻村し若者の宮地などへ寄集り慎み仰せ後、間も無く野方へ大勢寄り集まり立騒ぎにて吟味中、郷宿預けなど仰付け一同慎みにて吟味・咎とも赦免願ひにつき）	天保六未年八月	1835	一紙	1
は142	差出申一札之事（先月21日夜に野方へ若き者、寄合の儀は御法度、差留め無きも不埒にて吟味の処、他出留め仰渡しにて赦免願ひにつき）	天保六未年八月	1835	一紙	1
は143	儉約取締一札（厚見郡西嶋村、去寅年大川逆水により堤築き廻しにて上15か村との出入り雑用・築立て入用など金570両余の村借の処、八幡村与惣次ら一同寄合い取締りにつき）	天保六未年十月	1835	縦	1
は144	《中嶋村儉約取締書》	天保6・10	1835		
は145	濟口証文之事（楡俣村の西条、浄念は沖村光清寺且家にて所持田畑の作徳米を催養料とする処、作徳米滞りにて出願の処、熟談につき）	天保六未年十月	1835	一紙	1
は146	乍恐以書付奉申上候（沖村光法寺より楡俣村内の西条、安左衛門に懸る催養田入組み一件、下済み整い濟口証文差上げにつき）	（天保6年）未十月	1835	一紙	1
は147	〔沖村より楡俣村への出入一件、内熟整い濟口写差上げにつき〕	（天保6年）未十月	1835	一紙	1
は148	村方取締り一札（厚見郡西嶋村、去寅年大川逆水により堤築き廻しにて上15か村と出入り雑用・築立て入用など金570両余の村借の処、立入人により儉約仕法下付につき）	天保六年未九月	1835	縦	1
は149	取締一札（厚見郡中嶋村、去寅年大川逆水により堤築き廻しにて上15か村と出入り雑用・築立て入用・草野出入り臨時入用など金870両の村借の処、立入人により儉約仕法下付につき）	天保六未年十月	1835	縦	1

作 成	受 取	備 考
八幡村儀平、庄左衛門、忠右衛門、ほか4人、若キもの儀三郎、同断九郎右衛門、儀平・儀三郎親類嘉七、庄左衛門親類重三郎、忠右衛門親類利左衛門、ほか親類5人、年寄弥兵衛、同断治吉、庄屋与惣次	大垣御預御役所	端裏貼紙「天保六未年八月 八幡村儀平外三人・同忠右衛門外四人御請証文下」
当人家持儀平、同断庄左衛門、同断若キ者儀三郎、同断九郎右衛門、儀平・儀三郎親類嘉七、同断宇右衛門、庄左衛門親類重三郎、同断治作、九郎右衛門親類栄次、同断清五郎	村御役人衆中	端裏「若キ者一札写」、は137の写
忠右衛門、治左衛門、六右衛門、栄次、直左衛門	村御役人衆中	端裏「惣代一札写」、は139の写
厚見郡西嶋村立会重左衛門、同断数右衛門、百姓代次太郎、年寄喜兵衛、同断次左衛門、庄屋利兵衛、同断万蔵	大垣御預御役所	破損あり、表紙「厚見郡西嶋村」、「厚見郡西嶋村立会重左衛門(印)、同断数右衛門(印)、百姓代次太郎(印)、年寄喜兵衛(印)、同断次左衛門(印)、庄屋利兵衛(印)、同断万蔵(印)」から「御立入人八幡村御庄屋与惣次殿、御立入人近嶋村御庄屋甚左衛門殿」宛の奥印あり
		現在、所在不明
野田斧吉御支配所中嶋郡沖村光清寺且家惣代訟訴人勘右衛門(印)、右村庄屋勇蔵(印)、戸田采女正御預所安八郡楡俣村西條相手方安左衛門(印)	立入人八幡村与惣治殿、同断楡俣村留右衛門殿、俊右衛門殿、喜多助殿	端裏貼紙「天保六未年十月 中嶋郡沖村光清寺且家より楡俣村西條安左衛門へ掛候一件済口証文」
楡俣村西条本人安左衛門、庄屋喜多助、立入人留右衛門、俊右衛門、与惣次	御預御役所	
立入人八幡村庄屋与惣次、楡俣村庄や留右衛門、俊右衛門、喜多助	大垣御預御役所	
厚見郡西嶋村高持百姓重左衛門(印)、同断利右衛門、ほか14人、百姓代次太郎(印)、年寄喜兵衛(印)、同断治左衛門(印)、庄屋利兵衛(印)、同断万蔵(印)	八幡村御立入人御庄屋与惣次殿、近嶋村御立入人御庄屋甚左衛門殿	破損あり、取扱注意、
厚見郡中嶋村百姓善三郎(印)、文右衛門(印)、ほか53人、立会藤蔵(印)、同断又右衛門(印)、同断紋右衛門、同断松右衛門(印)、百姓代宅右衛門(印)、年寄豊太郎(印)、同断六郎右衛門、庄屋六兵衛(印)	御立入八幡村御庄屋与惣治殿、同断近嶋村御庄屋甚左衛門殿	破損あり、表紙「厚見郡中嶋村」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は150	借入金証文之事（厚見郡中嶋村、未年村方水除築廻し土手自普請金に差詰り仲間金290両借用にて、来申年11月限り元利とも返済につき）	天保六未年十二月	1835	一紙 （包紙共）	1
は151	借入金証文之事（厚見郡西嶋村、未年村方水除築廻し土手自普請金に差詰り仲間金210両借用にて、来申年11月限り元利とも返済につき）	天保六年未十二月	1835	一紙 （包紙共）	1
は152	熟談取締一札之事（上真桑村、去卯年寺社金勘定にて高持百姓疑惑あり、下真桑村庄屋外4人立入り熟談の処、未だ高持百姓疑惑にて内輪種々差入組みにて八幡村庄屋与惣次らを加え熟談取極めにつき）	天保七申年三月	1836	一紙	1
は153	乍恐以書付御届奉申上候（上真桑村、去卯年寺社金勘定にて高持百姓疑惑あり、下真桑村庄屋外4人立入り熟談の処、未だ高持百姓疑惑にて内輪種々差入組みにて八幡村庄屋与惣次らを加え内熟整いにつき）	天保七申年三月	1836	一紙	1

作 成	受 取	備 考
厚見郡中嶋村年寄六郎右衛門(印)、同断豊太郎(印)、百姓代宇右衛門(印)、高持百姓惣代甚吉(印)、同断又右衛門(印)、同断九左衛門(印)、兼帯庄屋芦敷村平八(印)	鏡嶋村上松治郎右衛門殿、近嶋村藤井尉左衛門殿、鏡嶋村直右衛門殿、同村御庄屋中、海松新田御庄屋中、北嶋村御庄屋中、見延村平之丞殿、且嶋村儀左衛門殿、同村弥左衛門殿、同村助左衛門殿、同村喜之八殿、萱場村御庄屋中、同村光四郎殿、同村藤三郎殿、近嶋村御庄屋中、東嶋村半平殿、同村銀蔵殿、同村祐右衛門殿、左兵衛新田御庄屋中、八幡村与惣治殿、近嶋村甚左衛門殿	包紙「天保六未年 証文壺通 中嶋村」
厚見郡西嶋村高持惣代重左衛門(印)、同断治郎右衛門(印)、百姓代治太郎(印)、年寄喜兵衛(印)、同断次左衛門(印)、庄屋利兵衛(印)、同断萬蔵(印)	鏡嶋村上松次郎右衛門殿、近嶋村藤井尉左衛門殿、鏡嶋村直右衛門殿、同村御庄屋中、海松新田御庄屋中、北嶋村御庄屋中、美(見)延村平之丞殿、且嶋村儀左衛門殿、同村弥左衛門殿、同村助左衛門殿、同村喜之八殿、萱場村御庄屋中、同村光四郎殿、同村藤三郎殿、近嶋村御庄屋中、東嶋村半平殿、同村銀蔵殿、同村祐右衛門殿、左兵衛新田御庄屋中、八幡村与惣次殿、近嶋村甚左衛門殿	破損あり、取扱注意、包紙「証文壺通 西嶋村 天保六未年」
本巢郡上真桑村高持百姓惣代浅之助(印)、同断文助(印)、同断勘右衛門(印)、ほか13人、組頭茂左衛門(印)、百姓代継次郎(印)、年寄猪六(印)、庄屋利平(印)、同断万助(印)	御立入池田郡八幡村御庄屋与惣次殿、方県郡芦敷村御庄屋平八殿、本巢郡下真桑村御庄屋治郎左衛門殿、同郡同村同断小忠太殿、同郡同村同断彦右衛門殿、同郡同村同断三右衛門殿	破損あり、取扱注意、端裏貼紙「天保七申年三月 上真桑村出入済口一札」
上真桑村高持百姓惣代浅之助、同断文助、同断勘右衛門、ほか13人、組頭茂左衛門、百姓代継次郎、年寄猪六、庄屋利平、同断万助、立入人下真桑村庄屋三右衛門、同断彦右衛門、同断小忠太、同断治郎左衛門、同断芦敷村庄屋平八、八幡村御庄屋与惣治	大垣御預御役所	端裏貼紙「天保七申年三月 上真桑村済口御届扣」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は154	済口証文之事（別府村役、前々取計い方にて高持百姓疑惑あり彼是差揉め、南・北組の役前も一村治まり兼ねにて立入り熟談につき）	天保七申年六月	1836	一紙	1
は155	差出申一札之事（下本田村脇百姓2人居宅へ外椽取付け郷例破り、私ども取除きの処、糺明け仰付けにて吟味赦免願ひにつき）	（天保7年）申七月	1836	一紙	1
は156	差出申一札之事（下本田村脇百姓2人居宅へ外椽取付け郷例破り、頭百姓取除きの処、先方より村役人一同理不尽にて召出され郷宿留めにて赦免願ひにつき）	（天保7年）申七月	1836	一紙	1
は157	差出申済口証文之事（下本田村百姓2人居宅へ外椽取繕い郷例に差障り、頭百姓取除きにて差揉めの処、立入り内済につき）	天保七申年八月	1836	一紙	1
は158	差出申済口一札之事（鱶・鮒・鯰の類、相対人足により江州柏原宿へ持通しにて、宿問屋中は一宿継願う処、荷方惣代は役所へ願ひ吟味し、熟談にて各宿へ挨拶料支払いにつき）	天保七申年八月	1836	一紙	1
は159	差出申済口一札之事（鱶・鮒・鯰の類、相対人足により江州柏原宿へ持通しにて、宿問屋中は一宿継願う処、荷方惣代は役所へ願ひ吟味し、内済にて各宿へ挨拶料支払いにつき）	天保七申年八月	1836	一紙	1
は160	奉差上一札之事（鉄砲6挺、当秋鳥類多々集りにて用心として鉄砲預りにつき）	天保七申年九月	1836	一紙 (こより紐共)	1

作 成	受 取	備 考
別府村南組庄屋組親兼文弥(印)、同断次郎右衛門(印)、佐六組親代年番兼百姓代清十郎(印)、文弥組親代年番兼右親類惣代弥惣次(印)、右同断同断貞助(印)、佐六組親代年番兼同断杉松(印)、式拾余軒惣代宅右衛門(印)、ほか2人、六拾余軒惣代彦左衛門(印)、ほか5人、同村北組庄屋組親兼作助(印)、同断喜太夫(印)、年寄組親兼平右衛門(印)、非番年寄三郎次(印)、同断組親兼丈右衛門(印)、百姓代喜十郎(印)、組親庄三郎(印)、ほか3人、四拾余軒高持惣代善右衛門(印)、ほか6人、外高持惣代藤吉(印)ほか2人、別府村南組頭前野村彦之進(印)	御立入八幡村与惣次殿、同断芦敷村平八殿	破損あり、端裏貼紙「天保七申年六月 別符村済口証文」
下本田村伊三郎(印)、伝主松(印)、伊太郎(印)、定平(印)、弥助(印)、五作(印)、丈四郎(印)、幾右衛門(印)	御立入八幡村与惣次殿、同断芦敷村平八殿、御兼帯十郎兵衛殿、同断祐助殿	破損あり、取扱注意、端裏貼紙「天保七申年七月 下本田村伊三郎外七人より一札」
下本田村庄屋庄平(印)、年寄喜十郎(印)	御立入八幡村与惣次殿、同断芦敷村平八殿、御兼帯十郎兵衛殿、同断祐助殿	破損あり、取扱注意、端裏貼紙「天保七申年七月 下本田村庄屋庄平・年寄喜十郎より一札」
下本田村百姓儀右衛門(印)、同断孫作(印)、ほか3人、頭百姓幾右衛門(印)、同断丈四郎(印)、ほか6人、年寄喜十郎(印)、庄屋庄平(印)	御立入八幡村与惣次殿、同断芦敷村平八殿、御兼帯十郎兵衛殿、同断祐助殿	端裏貼紙「天保七申年八月 下本田村儀右衛門・孫作外椽出入済口証文」
濃州牧田宿問屋五井勘右衛門、同断五井五兵衛、同州垂井宿問屋金岩門平、同断久保田十蔵、同断奥山文左衛門、同州今須宿問屋木田藤右衛門、同断日比野七右衛門、同断三輪音兵衛、同断河地兵内	荷方惣代尾州御領御産物御問屋衆中	「濃州八幡村竹中与惣次、同州横曾根村安田彦八、尾州下之一色村服部半右衛門」の奥印あり、「荷方惣代尾州下之一色村甚四郎(印)、同断善六(印)、同州蟹江本町村新六(印)、同新町村治郎助(印)、同州津嶋村庄次郎(印)」から「濃州八幡村竹中与惣次殿、同州横曾根村安田彦八殿、尾州下之一色村服部半右衛門殿」宛の奥書あり
荷方惣代尾州下之一色村甚四郎、同断善六、同州蟹江本町村新六、同新町村治郎助、同州津嶋村庄次郎	今須宿、垂井宿、牧田宿御問屋衆中	「濃州八幡村竹中与惣次、同州横曾根村安田彦八、尾州下之一色村服部半右衛門」の奥印あり、「濃州牧田宿問屋五井勘右衛門(印)、同断五井五兵衛(印)、同州垂井宿問屋金岩門平(印)、同断久保田十蔵(印)、同断奥山文左衛門(印)、同州今須宿問屋木田藤右衛門(印)、同断日比野七右衛門(印)、同断三輪音兵衛(印)、同断河地兵内(印)」から「濃州八幡村竹中与惣次殿、同州横曾根村安田彦八殿、尾州下之一色村服部半右衛門殿」宛の奥書あり
東野村庄屋斧三郎、同村年寄判左衛門、池田野新田庄屋亀之助、同村年寄勘右衛門、八幡村年寄治右衛門、同村庄屋武平、同村庄屋与惣次	大垣御預御役所	端裏貼紙「池田野新田行 下書」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は160-1	奉差上一札之事（鉄砲6挺、当秋鳥類多々集りにて用心として鉄砲預りにつき）	天保七申年九月	1836	一紙	1
は161	松尾村取締ヶ條書（困窮迫り百姓潰れ耕地手余り畑荒れ難渋にて、八幡村庄屋与惣次・芦敷村庄屋平八立入り儉約取締方熟談につき）	天保八酉年九月日	1837	縦	1
は162	塩田村諸用留	天保九年戌正月吉日	1838	縦	1
は163	《塩田村一件書類 関係文書5通》	天保9	1838		
は164	御廻米江戸世話人請負証文之事（西廻米江戸御蔵納の儀、惣郡中立会い納名主極めにつき）	天保八酉年十月	1837	一紙	1
は165	奉差上済口証文之事（見延村の者、去去年死去葬式の砌、白輿用い郷例差障りにて庄屋ら5人より訴訟の処、立入人により内済につき）	天保九戌年二月	1838	一紙	1
は166	奉差上済口証文之事（見延村の者、去去年葬式の砌、白輿用い郷例差障りにて庄屋ら5人より訴訟の処、立入人により内済につき）	天保九戌年二月	1838	一紙	1
は167	差出申済口一札之事（大垣藩領昼飯村高辻の内、129石余入方と唱え大垣藩預所青墓村佐五右衛門支配、諸入用高の儀にて訴訟にて差入組みの処、立入人により内済につき）	天保九戌年二月	1838	一紙	1
は168	不破郡嶋村諸用留	天保九年戌六月	1838	縦	1
は169	友三郎より正夫池村（池田郡田畑村枝村菖蒲池村）へ相掛り候金談出入再返答書 下	天保九戌年十二月	1838	縦	1
は170	東嶋村一件（上本田村年寄藤三郎・鏡嶋年寄直右衛門立入り、庄屋不取締にて引負金90両済方など取極めなど写）	天保十亥年三月	1839	縦	1
は171	差出申済口証文之事（芦敷村惣鎮守熊野三社権現社大破にて新社出来、棟札記載の姓・宮金などの儀にて差揉め処、熟談につき）	天保十亥年四月	1839	一紙	1
は172	〔塩田村庄屋、天保7年9月出府し3か年在江戸にて返答書〕	（天保10年9月～10月）	1839	縦	1
は173	塩田村一件書類写（角助跡相続・郡中入用割賦金の願書など）	天保十亥年十一月	1839	縦	1

作 成	受 取	備 考
東野村庄屋斧三郎、同村年寄判左衛門、池田野新田庄屋亀之助、同村年寄勘右衛門、八幡村年寄治右衛門、同村庄屋武平、同村庄屋与惣次	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意、端裏「天保七申九月鉄砲拝借之節一札之下」、資料には「は一六三」と番号記載
村中小前、高持、村役人、立入人一、一	大垣御預御役所	表紙「竹中扣」
		表紙「与惣次扣」
		現在、所在不明
不破郡桧村請負人庄屋為右衛門(印)、年寄小右衛門(印)、百姓代嘉仲太(印)、厚見郡鏡嶋村請負人庄屋字甚右衛門(印)、年寄定蔵(印)、百姓代仁左衛門(印)	御割元衆中	破損あり、端裏「天保八酉年納名主証文 桧為右衛門 鏡嶋甚右衛門」、「不破郡荒川村武八郎(印)、同郡久徳村庄屋伸右衛門(印)、厚見郡萱場村庄屋光四郎(印)、同郡旦嶋村庄屋武助(印)、同郡近嶋村庄屋甚左衛門(印)」の奥印あり
訴訟方見延村庄屋龍次、同断八右衛門、年寄九右衛門、同断次郎左衛門、一類惣代司馬蔵、相手方同村一類惣代梅太郎、同断文三郎、同断孫右衛門、取喰人芦敷村平八、右同断八幡村与惣次	大垣御預御役所	端裏貼紙「天保九戌年二月 見延村梅太郎こし出入済口証文 訴訟方」、「見延村庄屋龍次(印)、同断八右衛門(印)、年寄九右衛門(印)、同断治郎左衛門(印)、一類惣代司馬蔵(印)」から「御取喰人八幡村御庄屋与惣次殿、右同断芦敷村御庄屋平八殿」宛の奥印あり
訴訟方見延村庄屋龍次、同断八右衛門、年寄九右衛門、同断次郎左衛門、一類惣代司馬蔵、相手方同村一類惣代梅太郎、同断文三郎、同断孫右衛門、取喰人芦敷村平八、右同断八幡村与惣次	大垣御預御役所	端裏貼紙「天保九戌年二月 見延村梅太郎一類こし出入済口証文 梅太郎一類より」、「見延村一類惣代梅太郎(印)、同断文三郎(印)、同断孫右衛門(印)」から「御取喰人八幡村御庄屋与惣次殿、右同断芦敷村御庄屋平八殿」宛の奥印あり
訴訟方昼飯入方支配人青墓村佐五右衛門(印)、入方高持惣代宮四郎(印)、同断九右衛門(印)、相手方昼飯村御百姓代重五郎(印)、同断五忠次(印)、五人組頭勘左衛門(印)、名主半七郎(印)、同断幸右衛門(印)	御取喰人八幡村御庄屋与惣次殿、芦敷村御庄屋平八殿、赤坂村御名主矢橋孫市殿、宮村御名主市左衛門殿	端裏貼紙「天保九戌年二月 入方高之儀青墓村佐五右衛門と昼飯村と入組済口証文」
		表紙「与惣治扣」
		破損あり、取扱注意、表紙「与惣次扣」、「正夫池村」とは田畑村枝郷菖蒲池村のこと
方県郡芦敷村訴訟方加藤一類惣代庄屋作之丞(印)、ほか2人、相手方各務一類惣代庄屋平八(印)、ほか1人、論中訴訟人玉井一類惣代庄屋清次郎(印)、ほか3人、嶋崎一類惣代年寄孫八(印)、ほか2人、訴答外祭礼当元祖之内権左衛門一類惣代藤三郎(印)、定五郎一類惣代金左衛門(印)	御立入池田郡八幡村御庄屋与惣次殿、右同断方県郡小野村御庄屋忠次殿	破損あり、取扱注意、端裏貼紙「天保十亥年四月 芦敷村宮一件済口証文」
		表紙「与惣治扣」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は174-1	請取申金子之事（金3両拝借につき）	天保十年亥十二月	1839	一紙	1
は174-2	乍恐以書付奉願上候（御役所様へ調達仕置金子の儀、元利下げ願い成り難く、講懸金に差支えにて金180両当分拝借願いにつき）	（天保11年）子十二月	1840	一紙	1
は174-3	請取申金子之事（金30両拝借につき）	天保十年亥十二月	1839	一紙	1
は174-4	請取申金子之事（金40両拝借につき）	天保十年亥十二月	1839	一紙	1
は174-5	請取申金子之事（金6両拝借につき）	天保十亥十二月六日	1839	一紙	1
は174-6	請取申金子之事（金40両など拝借につき）	天保十年亥十二月	1839	一紙	1
は174-7	請取申金子之事（金7両拝借につき）	天保十亥年十二月	1839	一紙	1
は174-8	請取申金子之事（金10両拝借につき）	天保十亥年十二月	1839	一紙	1
は174-9	請取申金子之事（金5両拝借につき）	天保十亥年十二月六日	1839	一紙	1
は174-10	請取申金子之事（金10両拝借につき）	天保十年亥十二月	1839	一紙	1
は174-11	請取申金子之事（金6両拝借につき）	天保十亥年十二月	1839	一紙	1
は174-12	請取申金子之事（金3両拝借につき）	天保十年亥十二月	1839	一紙	1
は174-13	御調達金覚	（天保10年）	1839	一紙	1
は174-14	〔当年調達金元利下げならず講掛金に差支え歎き申し、別段拝借金願いの処、聞済みにて案紙認め大垣平野屋までお越しにつき廻文〕	（天保10年）十二月五日	1839	切紙 （包紙付）	1
は174-15	〔当年調達金元利下げならず講掛金に差支え歎き申し、別段拝借金願いの処、聞済みにて案紙認め大垣平野屋までお越しにつき廻文〕	（天保10年）十二月五日	1839	切紙 （包紙付）	1
は175	七左衛門死去葬式こし一件（七左衛門葬式の砌、白輿使用にて書付・願書写）	天保十一子年正月十八日	1840	縦	1
は176	差出申一札之事（清助一類七左衛門葬式の砌、白輿使用にて郷例差障りなどあり召出しの処、証拠無きにて白輿使用せずにつき）	天保十一年子六月	1840	一紙	1
は177	松尾村諸用留（長百姓名、貸付金覚など）	天保十一年子正月吉日	1840	縦	1

作 成	受 取	備 考
多芸郡上之郷村藤太夫(印)	八幡村与惣次殿、芦敷村平八殿	は174-1~-15は袋・こより紐一括、袋「天保十亥年十二月 御調達金利足御下ケ無之二付御拝借金請取証文入 外願書扣共 与惣治」、は174-1~-12は包紙一括、包紙「拝借金請取入」「金四拾両証文 藤井尉左衛門」
御講惣代八幡村庄屋与惣次、芦敷村庄屋平八、楡俣村庄屋富右衛門	大垣御預御役所	
楡俣村留右衛門(印)、五郎右衛門、半左衛門、権兵衛	八幡村与惣次殿、芦敷村平八殿	
近嶋村藤井尉左衛門(印)	八幡村与三治殿、芦敷村平八殿	
上本田村藤三郎(印)	八幡村与惣次殿、芦敷村平八殿	
鏡嶋村文左衛門(印)	八幡村与惣次殿、芦敷村平八殿	
美江寺村浅之丞(印)	八幡村与惣治殿、芦敷村平八殿	
海松新田与次兵衛(印)	八幡村与惣次殿、芦敷村平八殿	
上本田村次郎兵衛(印)	八幡村与惣治殿、芦敷村平八殿	
長屋村利左衛門(印)	八幡村与惣次殿、芦敷村平八殿	
南波村儀左衛門(印)	八幡村与三治殿、芦敷村平八殿	
下真桑村三右衛門(印)	八幡村与惣次殿、芦敷村平八殿	
		は174-13~-15はこより紐一括
各務平八、竹中与惣次	上ノ郷村川口藤太夫様、海松新田牧野与次兵衛様、南波村加納儀左衛門様	包紙「持廻り廻文 従大垣 竹中与惣次、各務平八 川口藤太夫様始」
従大垣 各務平八、竹中与惣次	美江寺村和田浅之丞様、長屋村成瀬理左衛門様、近嶋村藤井尉左衛門様、上本田村馬淵次郎兵衛様、同村々藤三郎様	包紙「持廻り廻文 従大垣 竹中与惣次、各務平八 和田浅之丞様始」
		破損あり、取扱注意、表紙「与惣次扣」
清助一類惣代清助(印)、同断七左衛門倅勤右衛門(印)	与惣次殿御一統御惣代与惣次殿、同断三郎平殿、同断治右衛門殿、同断弥三兵衛殿、同断友三郎殿、同断重三郎殿、同断忠右衛門殿、茂七郎殿御一統御惣代茂七郎殿、同断□右衛門殿	破損あり、継目一部剥がれ、取扱注意
		破損あり、取扱注意、表紙「与惣次扣」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は178	奉差上取締一札之事（多芸郡嶋田村内高田町、数十年来締り不行届きの処、立入人差入れも示談行届き兼ね八幡村庄屋与惣次・芦敷村庄屋平八により取締り方熟談につき）	天保十一子年三月	1840	一紙	1
は179	嶋田村内高田町取締一札（多芸郡嶋田村内高田町、数十年来締り不行届きにて御用向きにも差支えにて、八幡村庄屋与惣次・芦敷村庄屋平八により取締り方熟談につき）	天保十一年子三月	1840	縦	1
は180	奉差上御請書之覚（表佐村、御預所内無二の大高、百姓も多人数にて、長百姓16軒の隔意無きよう芦敷村平八より取締方達しにて承知につき）	天保十一子年七月	1840	一紙	1
は181	綾戸村より長松村江相懸り候出作高之儀ニ付願書并長松村より之返答書再願書写	天保十一子年十一月	1840	縦	1
は182	乍恐以書付奉願上候（御救いにて百姓潰れ無く相続の処、昨年来相応の年柄にて年来の御報恩により冥加米75俵上納願書下書）	天保十一子年十二月	1840	一紙	1
は183	乍恐以書付御届奉申上候（青墓村字元興寺と唱える富山、村支配にて氏神社大破の節、立木売払い修復に遣わす処、元興寺の持山と申立て訴訟、立入人により下済み整いにつき）	天保十一年子十二月	1840	一紙	1
は184	差出申書付之事（池田郡東野村、私方家庄屋斧三郎退役にて跡役の儀、私是まで不実など有る処、心底改めにて庄屋役取極め願いにつき）	天保十一年子十二月	1840	一紙	1
は185	一札（祐次郎ら頭分格取立てにて以後、下百姓の内、郷例破りの入用などは分限に応じ割合差出し和合取計いにつき）	天保十一子年十二月	1840	一紙	1
は186	一札（祐次郎ら頭分格取立てにて以後、下百姓の内、郷例破りの入用などは分限に応じ割合差出し和合取計いにつき）	天保十一子年十二月	1840	一紙	1
は187	差出申一札之事（祐次郎身分の儀、頭分格に取立てにて慎み方4か条守るにつき）	天保十一子年十二月	1840	一紙	1
は188	紀州様御用初一件書類写	天保十二年丑閏正月	1841	縦	1

作 成	受 取	備 考
多芸郡嶋田村之内高田町東組庄屋益次郎、非番庄屋市左衛門、年寄元治郎、長百姓之内立会笙峯、ほか1人、長百姓惣代七兵衛、ほか1人、同断西組庄屋三七郎、非番庄屋文次、年寄彦九郎、非番年寄友次、常非番年寄十蔵、百姓代多右衛門、長百姓之内立会忠左衛門、ほか6人、長百姓惣代献太夫、熟談差添人嶋田組庄屋九右衛門、同断下高田組庄屋市右衛門、立入人芦敷村庄屋平八、同断八幡村庄屋与惣次	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意、端裏貼紙「天保十一年子三月 高田町取締一札」、「多芸郡嶋田村之内高田町東組庄屋益次郎(印)、非番庄屋市左衛門(印)、年寄元治郎(印)、長百姓之内立会笙峯(印)、ほか1人、長百姓惣代七兵衛(印)、ほか1人、同断西組庄屋三七郎(印)、非番庄屋文次(印)、年寄彦九郎(印)、非番年寄友次(印)、常非番年寄十蔵(印)、百姓代多右衛門(印)、長百姓之内立会忠左衛門(印)、ほか6人、長百姓惣代献太夫(印)、熟談差添人嶋田組庄屋九右衛門(印)、同断下高田組庄屋市右衛門(印)」から「御立入八幡村御庄屋与惣次殿、右同断芦敷村御庄屋平八殿」宛の奥印あり、「大垣御預御役所」の裏書あり
		破損あり
表佐村鎌堂、武一郎、五郎右衛門、ほか7人、庄屋和右衛門、同佐四郎、同与一郎、同庄左衛門、同彦七、同次郎左衛門	大垣御預御役所	破損あり、端裏貼紙「天保十一子年七月 表佐村长百姓拾六軒御請書写」、「芦敷村平八、八幡村与惣次」の奥印あり
		破損あり、取扱注意、表紙「其外引合之始未留メ置」 「与惣次扣」
芦敷村庄屋平八(印)、西秋沢村安右衛門(印)、岩嶋村庄屋俊司(印)勇助代印仕候、東粟野村庄屋策十郎、八幡村庄屋与惣次(印)、東野村庄屋茂左衛門(印)、青野村庄屋卯兵衛(印)、今須村庄屋三左衛門(印)、宮代村庄屋話兵衛(印)、綾戸村庄屋卯平次(印)、同断条助(印)、五日市村庄屋忠蔵(印)	大垣御預御役所	破損あり、印に墨消しあり
青墓村円興寺智海(印)、百姓惣代半左衛門(印)、同断六之助(印)、ほか4人、年寄佐市(印)、同断和藤次(印)、立入人荒川村武八郎(印)、右同断八幡村庄屋与惣次	大垣御預御役所	破損あり、端裏貼紙「天保十一子年十二月 青墓村円興寺より村方相手取之山論済口」、「青墓村円興寺智海(印)、百姓惣代半左衛門(印)、同断六之助(印)、ほか4人、年寄佐市(印)、同断和藤次(印)」から「御立入八幡村与惣次殿、右同断荒川村武八郎殿」宛の奥印あり
東野村本人加藤太、兄友之丞、親類長三郎、同断庄兵衛、同断彦治郎後家、同断与右衛門	御兼帯与惣治殿	端裏「天保十一子年十二月 庄屋役取組ニ付東野村加藤太より一札下書」「本紙庄屋茂左衛門方へ遣ス」、「東野村兼帯八幡村与惣治」から「東野村御役人衆中、御立会衆中」宛の奥書あり
頭分与惣次、同断三郎平、同断仙五郎、ほか22人	祐次郎殿、栄次郎殿	破損あり、端裏貼紙「天保十一子年十二月 祐次郎身上りニ付同人へ遣候一札下書」
頭分与惣次(印)、同断三郎平(印)、同断治右衛門(印)、ほか22人	祐次郎殿	破損あり、端裏「反古」、本文全体と印に墨消しありは、は185と同内容
八幡村当人祐次郎(印)、倅栄次郎(印)、証人九郎右衛門(印)	当村御頭分与惣次殿、同断三郎平殿、同断仙五郎殿、ほか22人	破損あり、端裏貼紙「天保十一子年十二月 祐次郎身上り一札」
		表紙「与惣次扣」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は189	一札（大野郡嶋村御裏印証文の不容易の取計いにより召出され御答仰せられ、庄屋役休役し心底改心にて詫願いにつき）	（天保12年）丑閏正月	1841	一紙	1
は190	乍恐以書付御託奉申上候（大野郡嶋村庄屋、村方御裏印証文不容易の取計いにより召出され御答仰せられにて庄屋役休役し心底改心につき）	（天保12年）丑閏正月	1841	一紙	1
は191	栗原村一件書類留（不破郡栗原村郷例の儀など）	天保十二丑年閏正月	1841	縦	1
は192	奉差上候取締方熟談一札之事（不破郡栗原村、庄屋役病死後、庄屋立たず年寄役6人月番にて取計う処、内輪差揉め小前方も出訴あるにて八幡村庄屋与惣次ら立入り取締方整うにつき）	天保十二丑年二月	1841	一紙	1
は193	差出申一札之事（不破郡栗原村家格の儀、一様に無き処、定めにて取締書守るにつき）	天保十二丑年二月	1841	一紙	1
は194	儉約取締書（志名村方大借の濟方難渋にて10か年儉約にて借金皆済につき）	天保十二年丑三月	1841	横長	1
は195	盗賊俳諧いたし候ニ付笠松従御郡代様取締方被仰付候ニ付諸用留	天保十二丑年三月	1841	縦	1
は196	差出申一札之事（佐藤治方居宅に庇取繕い願上げ、郷例崩すと仰せの処、一統差支えの節は取払うにて再度願いの処、聞届けにつき）	天保十二年丑三月	1841	一紙	1
は197	差出申一札之事（佐藤治方居宅に庇取附け願上げ、郷例崩すと仰せの処、徳通寺より再度願いの処、差含みにつき）	天保十二年丑三月	1841	一紙	1
は198	組合村々規定書（盗賊悪党者、徘徊し押込み強盗働きにつき）	天保十二辛丑年五月	1841	縦	1
は199	差上申御請書之事（盗賊締方の儀、北山筋17か村の村役人へ仰せにつき）	天保十二丑年五月	1841	切紙	1
は200	《同上ニ付請書》	天保12・5	1841		
は201	下本田村嘉平門別座敷差障り出入り願書類写し（脇百姓嘉平、門・別座敷取建て郷例に差障り訴訟につき）	天保十二丑年八月	1841	縦	1
は202	前野村より江崎・下奈良両村江相掛り候一件覚帳（江崎・下奈良地内の新規水除け出来、川通り惑乱し、前野村方難渋につき）	天保十二年丑九月吉日	1841	横半	1
は203	乍恐以書付奉願上候（不破郡宮代村、御領・社領入会村にて寛政4年社領より庄屋1人立て都合4人勤めの処、社領庄屋、去子年廻米買納め代金差支えにて寛政年中以前に立戻り願いにつき）	天保十二丑十月十四日	1841	縦	1
は204	町在儉約御触書之写	天保十二丑年十月	1841	縦	1
は205	覚（不破郡松尾村取締りの儀につき書付）	（天保12）丑十一月六日 森之助持参	1841	縦	1

作 成	受 取	備 考
大野郡嶋村庄屋齋一郎(印)	当村御兼帯庄屋平之丞殿、 八幡村御庄屋与惣次殿	端裏貼紙「天保十二丑年閏正月 大野郡嶋村庄屋齋一郎一札」
嶋村兼帯庄屋平之丞、八幡村庄屋 与惣次	大垣御預御役所	端裏「天保十二丑閏正月 大野嶋庄屋齋一郎 御託願下書」
		破損あり、取扱注意、表紙「与惣次扣」
不破郡栗原村百姓権内、長百姓祖 左衛門、同断広三郎、同断嘉四郎、 ほか3人、同断百姓代六之右衛 門、同断年寄六郎次、右同断倉之 丞、右同断右三郎、右同断九郎右 衛門、右同断助左衛門、右同断主 輔、兼帯庄屋荒川村武八郎、立入 人芦敷村庄屋平八、右同断八幡村 庄屋与惣次	大垣御預御役所	破損あり、端裏貼紙「天保十二丑年二月 不 破郡栗原村取締方一札」、「不破郡栗原村百姓 権内(印)、長百姓祖左衛門(印)、同断広三郎 (印)、同断嘉四郎(印)、ほか3人、同断百姓 代六之右衛門(印)、同断年寄六郎次(印)、右 同断倉之丞(印)、ほか4人、兼帯庄屋荒川村 武八郎(印)」から「御立入八幡村御庄屋与惣 次殿、右同断芦敷村御庄屋平八殿」宛の奥書 あり
栗原村百姓権内(印)	御立入八幡村御庄屋与惣次 殿、右同断芦敷村御庄屋平 八殿	端裏貼紙「天保十二丑年二月 栗原村百姓権 内より一札」
志名村善兵衛(印)、常右衛門 (印)、金治(印)、ほか8人	御立入八幡村与惣治殿、同 断芦敷村平八殿	表紙「志名村」
		表紙「竹中与惣次扣」
本人佐藤治、証人直左衛門	与惣治殿、三郎平殿、治吉 殿	
当人佐藤治、証人徳通寺、同断直 左衛門	与惣治殿、三郎平殿、治吉 殿、弥兵衛殿	破損あり、取扱注意
青野村年寄判左衛門、山洞村庄屋 幸助、願成寺村仁三郎、萩原村名 主兵作、脛長村庄屋幸助、草深村 庄屋助蔵、川上村名主佐平	笠松御役所	破損あり、表紙「濃州池田郡五拾六ヶ村」 「与惣次扣」
池田郡北山筋締役高橋覚之進	笠松御役所	は194とは195の間にあり
		現在、所在不明
		資料には「は一九九」と番号記載、表紙「与 惣次扣」
		破損あり、表紙「竹中扣」
宮代村年寄代仲次、庄屋和兵衛、 同断左五右衛門	大垣御預御役所	
割元三左衛門	村々御庄屋中様	破損あり、取扱注意、表紙「与惣次扣」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は206	乍恐以書付奉願上候（御預所御膳初の儀、芦敷村・下真桑村・八幡村は年貢米の外に上納にて御目見・上頂戴の処、当年当年殿様入部にて御膳初3俵上納願いにつき）	天保十二丑年十一月	1841	一紙	1
は207	乍恐以書付奉願上候（美濃国、昨年来強盗徘徊などにて嚴重の取締り仰せの処、当国御領・私領入会にて御領分へは直に懸合い願いにつき）	天保十二丑年十一月	1841	一紙	1
は208	差出申済口一札之事（一色村高辻のうち高7石余八幡村小三次扣出作にて3か年の年貢皆済するよう願う処、小三治は未進無きと申すにて役所にて吟味につき）	天保十二丑年十二月	1841	一紙	1
は209	覚（八幡村小三治より差出しの金2両2分、請取につき）	（天保12年）丑十二月四日	1841	切紙	1
は210	差出申書付之事（大藪村方取計い向きにて勘右衛門より庄屋相手の内願、和融の処、近頃病身にて庄屋休役願いにつき）	天保十二年丑十二月	1841	一紙	1
は211	差出申書付之事（大藪村方取計い向きにて勘右衛門より庄屋相手の内願、和融の処、近頃病身にて庄屋休役願いにつき）	天保十二丑年十二月	1841	一紙	1
は212	儉約取締御請印帳（今般嚴重の儉約仰渡しにつき）	天保十二年丑十一月	1841	縦	1
は213	〔海素麵1袋御笑納の件などにつき書状〕	（天保十二丑年）十月十五日	1841	折紙	1
は214	〔天保十二丑・同十三寅年村入用并以後減方取調仕訳書雛形〕	（天保14年）閏九月十二日申ノ上刻出ス	1843	縦	1
は215	郡中いろいろ写（大垣御預所村々、近年村借嵩み御裏印願い、郷宿下用金の取立ての件の願書、今般改革により儉約箇条書など）	天保十三寅年六月	1842	縦	1
は216	御改格（革）ニ付儉約箇条書（村役人・長百姓の衣類の件など13か条の趣、守るにつき）	天保十三年寅七月	1842	縦	1
は217	《東野村御改革ニ付儉約箇条書》	天保13・7	1842		
は218	一札（本巢郡前野村と厚見郡江崎村・下奈良村出入りにて別紙済口面の通り押洗所手当融通金200両差出しの処、100両渡しにつき）	（天保13年）寅年八月	1842	一紙	1
は219	奉内借御普請金之事（本巢郡前野村普請金にて内借として金100両請取につき）	天保十三寅年八月	1842	一紙	1

作 成	受 取	備 考
芦敷村平八、下真桑村治郎左衛門、八幡村与惣次	大垣御預御役所	全体に墨消しあり
御願所惣代八幡村与惣治、真桑村治郎左衛門、楡俣村富右衛門、芦敷村平八、只越村十郎兵衛、綾野村村右衛門、横屋村藤右衛門、表佐村和三郎、馬瀬村原左衛門	大垣御預御役所	
一色村瀬左衛門(印)、五人組頭治郎右衛門(印)、名主伝次(印)、同断三内(印)	御立入人八幡村御庄屋与惣次殿、同断本郷村御名主左馬介殿	破損あり、端裏貼紙「天保十二年丑十二月 一色村瀬左衛門より八幡村小三郎江相掛り候一件済口」
一色村瀬左衛門(印)、同村五人組頭治郎右衛門(印)、同村名主伝治(印)	御立入八幡村御庄屋与惣治殿、本郷村御名主左馬介殿	端裏貼紙「天保十二丑十二月 一色村役人より包金請取一札」
大藪村庄屋勘四郎(印)	八幡村与惣次殿	破損あり、端裏貼紙「天保十二丑年十二月 大藪村勘四郎より一札」、資料には「は一五二」と番号記載
大藪村庄屋勘四郎	八幡村与惣次殿	端裏貼紙「天保十二丑年十二月 大藪村勘右衛門より書付」、「大藪村渡辺勘右衛門」から「八幡村与惣次殿」宛の奥印あり
八幡村庄屋与惣次(印)、同断辰右衛門(印)、見習庄屋岸右衛門(印)、年寄治吉(印)、同断弥三兵衛(印)、同断喜作(印)、同断浅右衛門(印)、百姓猪之助(印)、仙五郎(印)、ほか92人、枝郷下村平左衛門(印)、正円寺(印)、徳通寺(印)、ほか38人、枝郷西江渡沢右衛門(印)、唯治(印)、弥平次(印)、ほか17人	大垣御預御役所	破損大、取扱注意、表紙朱書「天保十二丑年御預御役所へ差上候村扣」
臼井平馬貞幹(花押)	竹中岸右衛門様	端裏「天保十二丑年周州臼井平馬より来書」
大垣御預役所	一ツ木村、上磯村、大い斐村、西方村、志名村、嶋村、池田野新田、東野村、八幡村右村々庄屋、年寄	表紙「与惣次扣」
郡中惣代割元拾貳人	大垣御預御役所	表紙「天保十三年とら七月」、裏表紙「竹中氏」
		表紙「与惣次扣」
		現在、所在不明
江崎村惣代庄屋善六、同断甚三郎、下奈良村惣代庄屋周右衛門、同断勘右衛門	前野村御役人衆中、御取噺人八幡村与惣治殿、芦敷村平八殿、下宿村嘉平治殿	端裏貼紙「天保十三寅年八月 前野村与江崎村下奈良村出入融通金証文 下書」、「取噺人上川手村庄屋市郎治、宇佐村庄屋利兵衛」からの奥印あり
戸田采女正御預所濃州本巢郡前野村惣代仙三郎、同断弥惣治、同断精十郎、ほか3人、取噺人戸田采女正御預所濃州安八郡前野(下宿カ)村庄屋嘉平治、同州方県郡芦敷村庄屋平八、同州池田郡八幡村庄屋与惣治	笠松御役所	端裏貼紙「天保十三寅八月 前野村普請金拝借証文 下書」、「堤方役棚橋瀬十郎、同森川春右衛門」の奥書あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は220	御触書之写 (「出家社人等町屋借宅之儀ニ付…」)	(天保13年) 八月	1842	縦	1
は221	詫書慎方一札之事 (池田郡東野村庄屋茂介、心得違いの処、心底改めにて赦免につき)	天保十三年寅十月廿三日	1842	一紙	1
は222-1	乍恐以書付御歎願奉申上候 (池田郡東野村庄屋茂介、役所の制法も守らず借入金多分となり差置けば旧家庄屋役の名跡も改絶にて庄屋役退役仰せ願ひにつき)	(天保12年) 丑十二月	1841	一紙	1
は222-2	一札 (池田郡東野村庄屋茂介、召出され不行状の次第聞き糺しの処、心底改めにて吟味赦免願ひ執成し願ひにつき)	天保十二年丑十二月	1841	一紙	1
は222-3	〔池田郡東野村庄屋茂介の件につき書状〕	二月十九日		切紙	1
は222-4	覚 (池田郡東野村茂介、身持不直にて呼出し吟味の処、村役勤めにて一応心底の程糺しにつき)	(天保12年) 十二月四日	1841	切紙 (包紙共)	1
は223	《下本田村門・別座敷ニ付村法違反済口証文》	天保13・12	1842		
は224	一札 (廻米納所に役人米改めの処、岩道村庄屋、病にて心得違いの儀、申すにて赦免につき)	天保十三年寅十二月	1842	一紙	1
は225	差出申書付之事 (庄屋茂助身持ち宜しからず庄屋役休役の処、改心見届け何時にても帰役願ひ申すにつき)	天保十四年卯二月	1843	一紙	1
は226	乍恐書付を以奉願上候 (宿々取締りにて諸入用帳差上げの処、垂井宿増助郷村12か村、出火・紛失などにより酉年より5か年取調べ書上げ願ひにつき)	天保十四年卯四月	1843	一紙	1
は227	申戌亥三ヶ年未進子ノ暮迄元利ノ年済金借用証文帳 (年貢米上納差詰りにつき)	天保十四癸卯年正月四月	1843	縦	1
は228-1	「西結村郷印金滞一件書類入」(袋)	天保十四卯年六月	1843	袋	1
は228-2	借用申金子之事 (西結村去寅未進米差詰り金56両村借につき)	天保十四卯年六月	1843	一紙	1
は228-3	〔西結村・民之丞方金談一件、済方取計いの件につき書状〕	(天保14年) 八月十五日	1843	切紙	1
は228-4	覚 (西結村郷印証文にて渡す金5両余、受取につき)	天保十四卯年八月十六日	1843	切紙	1
は228-5	一札 (西結村、郷印証文差入れ金266両借用の処、難渋にて204両余勘弁下され残金61両余10か年にて返済につき)	天保十四卯年八月	1843	切紙	1

作 成	受 取	備 考
大垣御預役所	一ツ木村、上磯村、大衣斐村、西方村、志名村、嶋村、池田野新田、東野村、八幡村 右村々庄屋、年寄	破損あり、取扱注意、表紙「天保十三寅九月」「竹中与惣次扣」
茂助血判	光慶寺様、五十川太良様、原友之丞様、原善助様	端裏貼紙「天保十三寅十月東野茂助一札之写 卯二月茂左衛門より来之」、「善助印、友之丞印、太郎印、光慶寺印」の奥印あり、「原茂左衛門」より「竹中与惣次」宛の依頼書添付
東野村茂左衛門	大垣御預御役所	端裏貼紙「天保十二丑年十二月 東野村茂助身上一件 茂左衛門歎願下書」、資料には「は二二二」と番号記載
東野村庄屋茂助(印)、親類伊兵衛(印)、同断金兵衛(印)、同断年寄善助(印)	八幡村与惣治殿	端裏貼紙「天保十二丑年十二月 東野村茂助より一札」、資料には「は二二二」と番号記載
原茂左衛門	竹中与惣次様	資料には「は二二二」と番号記載
増田庄太郎	八幡村庄屋与惣次方	資料には「は二二二」と番号記載
		現在、所在不明
岩道村庄屋当人藤三郎、年柳平、百姓代喜代八、嶋田村庄屋市右衛門、押越村同断信七、志津新田同断重右衛門、横屋村同断孫九郎、大場村同断喜藤治、根古地村同断孫左衛門、上郷村同断領左衛門、同村同断藤太夫、美江寺村同断萬平、八幡村同断与惣治		破損あり、取扱注意
東野村高持惣代又左衛門(印)、同断丈右衛門(印)、同断長三郎(印)、百姓代善四郎(印)、年寄判左衛門(印)、同断善助(印)、庄屋加藤太(印)	御兼帯与惣治殿	破損あり、取扱注意、端裏貼紙「天保十四卯年二月 東野村庄屋茂助休役ニ付右村役人より書付預り置候」「此書付写いたし調印之上茂左衛門へ遣置候」
美濃国池田郡八幡村、上田村、本郷村、萩原村、同国安八郡横井村、南波村、里村、福束村、大藪村、同国多芸郡石畑村、鷺巣村、豊喰新田、右村惣代八幡村、福束村、鷺巣村	道中御掛り御役人様	破損あり、取扱注意
借主海右衛門(印)、喜助(印)、領介(印)、ほか36人	御村役人衆中	破損あり、剥離紙あり、表紙「天保十四癸卯年四月日」「村役人扣」
竹中与惣次		は228-2~-8が、こより紐で一括され入っていた、反故紙使用
西結村庄屋俊次郎(印)、年寄和蔵(印)、百姓代弥藤次(印)	八幡村与惣次殿	
		端裏「卯八月十六日来書 下宿村栗田民之助」
八幡村与惣次印	下宿村民之助殿	
八幡村与惣次	西結村俊次郎殿	「下宿村庄屋民之助」の奥印あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は228-6	一札（西結村、郷印証文差入れ金266両借用の処、難渋にて204両余勘弁下され残金61両余10か年にて返済につき）	天保十四卯年八月	1843	一紙	1
は228-7	乍恐以書付奉願上候（西結村、金266両取次、返済滞りにて204両余勘弁し残金10か年返済の処、利足滞りにて証文認め替え願ひにつき）	（弘化2年）巳五月	1845	一紙	1
は228-8	覚（金銭書付）	（天保14年）	1843	切紙	1
は229	松尾村改革取締書（困窮し村借嵩みにて村方立直り百姓永続するよう取極めにつき）	天保十四癸卯年六月	1843	縦	1
は230	《中須村御下金二付願書》	天保14・10	1843		
は231	乍恐以書付奉願上候（中須村庄屋ほか7人、酉下金にて訴訟の上、小前多人数にて立騒ぐにて、申年から7か年の諸帳面類差出し猶予願ひにつき）	（天保14年）卯十月	1843	切紙	1
は232	儉約取締一札（室原村、困窮し近年村入用金嵩み、村借金の訳も分かり難く出作人より差揉めの処、立入りにより熟談につき）	天保十四卯年十一月	1843	縦	1
は233	〔八幡村小前の者共大勢寄集りの風聞あるにより、召出し御札にて届書下書〕	（天保14年11月）	1843	縦	1
は234	差出申一札之事（八幡村小前の者共大勢寄集りの風聞にて糺され藻草取りと申す処、不審にて吟味し郷宿留め仰せの処、心底改め万端慎みにて赦免願ひにつき）	天保十四年卯十二月	1843	一紙	1
は235	乍恐以書付御詫奉願上候（八幡村小前の者共大勢寄集りの風聞にて糺され藻草取りと申す処、不審にて吟味し郷宿留め仰せの処、心底改め万端慎みにて赦免願ひにつき）	（天保14年）卯十二月	1843	縦	1
は236	差上申御請書之覚（八幡村百姓2人、藻草取りに事を寄せ村内若宮川通りに大勢寄集りの段、不埒にて吟味の処、向後心底改め詫びにて赦免につき）	（天保14年）卯十二月	1843	一紙	1
は237	差出申取締一札之事（室原村、困窮し多分の出作高になり近年村入用金嵩み、村借金の訳も分かり難く出作人より差揉めの処、立入りにより熟談につき）	天保十四卯年十一月	1843	一紙	1

作 成	受 取	備 考
西結村庄屋俊次郎(印)	八幡村与惣次殿	「下宿村庄屋民之助(印)」の奥印あり
八幡村願主庄屋与惣次	大垣御預御役所	端裏「巳五月晦日願書之下」
濃州不破郡松尾村多三郎(印)、善四郎(印)、兵七(印)、孫兵衛(印)、浅右衛門(印)、弥右衛門(印)、九兵衛(印)、利兵衛後家(印)、甚八、弥一、藤右衛門		破損あり、取扱注意、表紙「不用」、資料には「は二三〇」と番号記載
		現在、所在不明
中須村立入人下宿村嘉平治、右同断美江寺村万平、詫人荒川村嘉右衛門、同断芦敷村平八、同断下真桑村次左衛門、同村八幡村与惣次	大垣御預御役所	端裏「卯十月 中須村詫願下書」
不破郡室原村出作惣代、支配人惣代、百姓代、年寄、庄屋	大坪村領平殿、八幡村与惣次殿、表佐村庄左衛門殿	表紙「不破郡室原村」、「室原村庄屋治左衛門(印)、年寄慶助(爪印)、同断惣六(爪印)、高田町出作惣代又兵衛(爪印)、垂井村文七出作惣代藤右衛門(爪印)、高田町吉兵衛出作支配人吉兵衛(爪印)、高田町彦右衛門出作支配人喜右衛門(爪印)、室原村出作支配人源五郎(爪印)、安久村和助出作支配人弥平次(爪印)、同村次助出作支配人清五郎(爪印)」の奥書あり、裏表紙「与扣」
		破損あり、取扱注意、「天保十四卯年十二月小前方御届書下書」とあり
八幡村当人忠右衛門(印)、同断幾右衛門(印)、右兩人親類利左衛門(印)、正地広屋敷惣代重五郎(印)、東洞屋敷惣代茂十郎(印)、北屋敷惣代倉右衛門(印)、布戸屋敷惣代要蔵(印)	村御役人衆中	端裏「天保十四卯年十二月 忠右衛門幾右衛門より一札」
八幡村庄屋与惣次、同断辰右衛門、年寄喜作、同断浅右衛門	大垣御預御役所	破損あり、「天保十四卯年十二月忠右衛門幾右衛門外惣代 御詫願下」とあり
八幡村百姓忠右衛門、幾右衛門、利左衛門、重三郎、茂十郎、倉右衛門、要蔵、年寄喜作、同断浅右衛門、庄屋辰右衛門、同断与惣次	大垣御預御役所	端裏「天保十四卯年十二月忠右衛門幾右衛門外屋敷惣代御請書写」
不破郡室原村出作支配人惣代高田町彦右衛門支配人喜右衛門(印)、当村昌貞弍預支配人源五郎(印)、安久村治助支配人清五郎(印)、同村和助支配人弥平次(印)、高田町吉兵衛支配人吉兵衛(印)、垂井村文七支配人藤右衛門(印)、出作惣代高田町又兵衛(印)、ほか3人、安久村和助(印)、長百姓平八郎(印)、ほか9人、百姓代昌平(印)、年寄宗六(印)、同断慶助(印)、庄屋兵右衛門(印)、同断治左衛門(印)	大坪村領平殿、八幡村与惣次殿、表佐村庄左衛門殿	破損あり、端裏貼紙「天保十五辰年四月 室原村取締一札」

編集後記

八幡村竹中家文書の目録は、史料点数の多さから初めての分冊となりました。これから目録を刊行するごとに、明らかになる事柄が、数多く出てくると思います。目録化には、かなりの時間がかかると思いますが、各方面からご協力いただけましたら幸いです。(中尾)

ご協力・ご教示いただいた方々 (敬称略)

岐阜県歴史資料館 朴澤直秀

本目録の担当

監修 人見佐知子

編集・執筆 中尾喜代美

編集補佐 古田万紀

岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録(7)

美濃国池田郡八幡村竹中家文書目録 (その1)

発行日 2015年3月27日

編集・発行 〒501-1193 岐阜市柳戸1-1

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター

<http://rilc.forest.gifu-u.ac.jp/>

TEL: 058-293-3323 または 2312

印刷 西濃印刷株式会社

